資　料　編　目　次

1　垂水市防災会議条例　・・・

	ため池		資 10-32
11	県「孤立化集落対処マニュアル」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 11-1
12	【参考】九州南部沿岸海域排出油防除計画(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・		資 12-1
13	協定等	年月日	資 13
①	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(鹿児島県)	8. 3.29	資 13-1
②	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定(鹿児島県下市町村)	10. 6.26	資 13-2
③	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	19. 6.27	資 13-3
④	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定(垂水市管工事組合)	19. 7. 3	資 13-5
⑤	災害時における応急支援活動に関する協定(垂水市漁業協同組合)	19.12.13	資 13-6
⑥	災害時における応急支援活動に関する協定(牛根漁業協同組合)	19.12.13	資 13-7
⑦	災害発生等における生活必需物資の供給に関する協定(垂水市商工会)	20. 4.10	資 13-8
⑧	災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定(グループホーム たるみず太陽の家、グループホーム ゆうきのなぎさ、グループホーム ひまわり苑、恵光園グループホーム さくらの里、垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑)	21. 2.10	資 13-9
⑨	災害時における応急生活物資(L P ガス等)の供給に関する協定(鹿児島県 LP ガス協会大隅支部)	22. 2.23	資 13-11
⑩	避難所施設利用に関する協定(国立大隅青少年自然の家)	22. 9. 1	資 13-12
⑪	垂水市における大規模な災害時の応援に関する協定(国交省九州地方整備局)	23. 9.20	資 13-13
⑫	「道の駅」たるみずの防災機能利用に関する基本協定(国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所)	25. 3. 7	資 13-15
⑬	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定(鹿児島県)	25. 3.22	資 13-16
⑭	災害時における放送要請に関する協定(NPO 法人たるみずまちづくり放送)	25.12.16	資 13-17
⑮	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定(鹿児島県)	26. 3.28	資 13-19
⑯	地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書(株式会社南日本放送)	26. 4. 1	資 13-21
⑰	災害時における救援物資提供に関する協定(西日本ビバレッジ株式会社)	26. 4. 1	資 13-22
⑱	災害時における避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定(株式会社湧愛会)	26. 6.12	資 13-23
⑲	災害時に避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書(社会福祉法人 育友会 城山学園)	26.11.25	資 13-25
⑳	災害時に一時避難所としての使用に関する協定書(株式会社財宝)	27. 4.22	資 13-26
㉑	災害時における情報の収集協力に関する覚書(株式会社ナディックサービス)	27. 6.18	資 13-28
㉒	災害時におけるダンボール製品の供給協力に関する協定(鹿児島県)	28. 3.24	資 13-30
㉓	災害時における物資の供給協力に関する協定書(日之出紙器工業株式会社)	28. 3.25	資 13-33
㉔	災害時における物資の供給協力に関する協定書(エス・パックス株式会社)	28. 3.25	資 13-35
㉕	災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書(鹿児島県)	28. 3.28	資 13-37
㉖	災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定(鹿児島県)	29. 3.30	資 13-39
㉗	垂水市地区災害復旧に関する覚書(九州電力株式会社鹿屋配電事業所)	29. 3.31	資 13-41

㉘	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書(西日本電信電話株式会社 鹿児島支店)	29. 6. 8	資 13-44
㉙	火山観測データの閲覧に関する協定(国立大学法人京都大学防災研究所)	29.11.13	資 13-46
㉚	光ファイバー網の相互接続等に関する協定書(大隅河川国道事務所)	30. 3.13	資 13-48
㉛	災害時における物資供給に関する協定書(NPO 法人コメリ災害センター)	30. 3.30	資 13-51
㉜	森林災害協定書(垂水市、大隅地域振興局、県森林土木協会肝属支部)	30. 5.31	資 13-55
㉝	災害時及び消防活動に対する応急対策に関する協定書(垂水市建設業組合)	30.10.17	資 13-58
㉞	「道の駅」たるみずはまびらの防災機能利用に関する基本協定書(大隅河川国道事務所)	30.11.22	資 13-59
㉟	災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書(鹿児島県)	30.12.14	資 13-60
㊱	鹿児島県消防相互応援協定(鹿児島県下市町村消防及び一部事務組合)	30.12.20	資 13-64
㊲	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書(株式会社藤川)	30.12.21	資 13-67
㊳	災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	01.11.27	資 13-71
㊴	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定(一般社団法人日本福祉用具供給協会)	01.12.20	資 13-73
㊵	災害時における移動店舗車による電力の供給に関する協定書(鹿児島興業信用組合)	01.12.20	資 13-76
㊶	防災パートナーシップに関する協定書(株式会社南日本放送)	02.11.26	資 13-77
㊷	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書(一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会)	03. 1.29	資 13-78
㊸	災害時の看護支援活動に関する協定	05.3.14	資 13-80
㊹	災害時における給電車両等の貸与について	05.12.20	資 13-82
㊺	垂水市と日本郵便株式会社の連携協定に関する包括連携協定書	06.1.23	資 13-90
14	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱 ・・・・・・・・・・・・・・		資 14-1
	全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領 ・・・・・・・・・・・		資 14-4
15	九州地方整備局大隅河川国道事務所応援対策支部・運営要領 ・・・・		資 15-1
16	垂水市雨量観測所等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資 16
17	災害発生時外国人対応単語集及び文例集		
18	垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン		
19	垂水市津波避難計画		
20	垂水市南海トラフ地震防災対策推進計画		

垂水市防災会議条例

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、垂水市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　垂水市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員２０人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもってあてる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　鹿児島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　鹿児島県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9)　海上自衛隊第一航空群司令又は陸上自衛隊第 12 普通科連隊長若しくはその指名する自衛官

６　前項第７号及び第８号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則（平成 22 年 3 月 19 条例第１号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 17 号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日以後、最初に任命された第２条の規定による改正後の垂水市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第５項第８号の委員の任期は、改正後の条例第３条第６項本文の規定にかかわらず、平成 25 年３月 31 日までとする。

垂水市災害対策本部条例

（目　的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第の２第８項の規定に基づき、垂水市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組　織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 8 年 6 月 25 日条例第 9 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 17 号抄）
この条例は、公布の日から施行する。

垂水市災害対策本部規程

垂水市災害対策本部規程（昭和 60 年訓令第２号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）
第１条　この規程は、垂水市災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 16 号)第５条の規定に基づき、垂水市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規程において「災害」の意義は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第２条第１号に定める災害で、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条に定める程度のもの又は市長が認定した災害をいう。
（設置及び廃止）
第３条　市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、垂水市地域防災計画(以下「計画」という。)の定めるところにより、災害対策本部を設置し、市長が必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。この場合において、法第 23 条第１項の規定により、災害対策本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。
(1)　気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 11 条及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 12 条の規定による暴風、大雨又は洪水その他の警報が市域を含め発表及び公表されたとき。
(2)　市内に大規模な火災、桜島爆発又はこれに類する事故が発生したとき。
(3)　震度５弱以上の地震が発生したとき。
２　危機管理監は、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、市長に災害対策本部の設置を要請することができる。
３　市長は、災害対策本部を設置した後において、市の地域について災害又は災害発生のおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する。
（災害対策本部の構成）
第４条　災害対策本部は、次の者をもって構成する。
（１）　災害対策本部長（以下「本部長」という。）
（２）　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
（３）　災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）
（４）　災害対策本部員（以下「本部員」という。）
（災害対策本部の構成員）
第５条　法第 23 条第 2 項の規定により本部長は、市長をもって充てる。
２　市長は、法第 23 条第 3 項の規定により、前条第 2 号から第 4 号までの規定による職に別表第 1 に掲げる職員を任命する。
３　副本部長、本部長付又は本部員に事故あるときは、市長が別に職員を任命する。
（関係機関に対する要請等）
第６条　本部長は、災害の状況に応じ関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は県との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。
（組織及び所掌事務）
第７条　災害対策本部に別表第２に掲げる対策部等を置き、当該部の下に同表に掲げる班を置く。
２　班を構成する職員及び配備要員の数は、別表第２に掲げるとおりとする。ただし、各対策部長及び各支部長（以下「各対策部長等」という。）は、特別の必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更することができる。
３　対策部等及び班の所掌事務は、別表第３に掲げるとおりとする。

（災害対策本部会議）
第８条　災害対策本部に次に掲げる者をもって構成する災害対策本部会議を置く。
（１）　本部長
（２）　副本部長
（３）　本部長付
（４）　本部員
２　災害対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
３　本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
４　災害対策本部会議は、計画に定める災害応急対策に関する必要な事項を審議決定するものとする。
（配備の指定）
第９条　本部長は、災害対策本部が設置されたとき又は災害対策本部設置後状況の変化によって配備の規模を変更する必要が生じたときは、配備の規模を指定し、又は変更する。
（配備の規模）
第 10 条　配備の規模は、次のとおりとする。
（１）　第１配備　比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生したとき又はその発生のおそれのあるとき。
（２）　第２配備　全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
（３）　第３配備　災害発生の状況等により、全職員の配備を必要とするとき。
（配備要員）
第 11 条　各対策部長等は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員を、更に配備要員のうちから連絡員をあらかじめ指名しておかなければならない。
２　配備要員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等の情報によって非常災害の発生を知り、災害対策本部の設置が推察される場合は、指示を待たず登庁しなければならない。
３　災害対策本部が設置されたときは、各対策部長等は、連絡員として災害対策本部事務局と密接な連絡を確保するとともに、それぞれ所管事務を処理しなければならない。
４　各対策部長等は、配備要員名簿を毎年度作成し、総務対策部長が別に定める日までに２部を総務対策部長に提出しなければならない。
５　各対策部長等が、総務対策部長に配備要員名簿を提出した後に配備要員の異動のあった場合は、その都度連絡するものとする。
６　長期間配備要員を要する場合又は配備要員に事故ある場合は、各対策部長等は部内の部員を適宜交替させ、又は補助者を配置できるよう、あらかじめ計画しておかなければならない。
（非常時の招集）
第 12 条　総務対策部長は、正規の勤務時間外及び職員の休日に当たる日に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり、災害対策本部が設置された場合は、その旨及び第 10 条に規定する配備の規模を各対策部長等に通知しなければならない。
２　前項の通知を受けた各対策部長等は、連絡員を通じて配備要員に対して当該通知の内容を通知しなければならない。
３　前項の通知を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所定の配備につかなければならない。
４　各対策部においては、あらかじめ部内の非常招集系統を確立し、訓練をしておかなければならない。
（情報の発表）
第 13 条　災害情報の発表は、災害対策本部会議の協議を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。
（委任）
第 14 条　この規程に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則
この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

別表第１（第５条関係）
災害対策本部の構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	危機管理監　消防長　教育長
本部員	総務課長　企画政策課長　企画政策総括監　財政課長　会計課長　福祉課長　保健課長　税務課長　生活環境課長　土木課長　水道課長　農林課長　水産商工観光課長　市民課長　監査事務局長　議会事務局長　農業委員会事務局長　教育総務課長　学校教育課長　社会教育課長　消防本部次長

別表第２（第７条関係）
組織及び配備要員の数

対策部等	対策部長等	班　名	班　長	構成職員	第１配備	第２配備	第３配備
災害対策本部事務局	総務課長 副：安心安全係長		人事行政係長	人事行政職員	2	2	全員
総務対策部	総務課長 副：議会事務局長	総務班	人事行政係長	人事行政係職員 議会事務局職員	2	3	全員
企画広報対策部	企画政策課長 副：監査事務局長	広報班	政策推進係長	秘書広報係職員 政策推進係職員 選挙管理委員会事務局職員 監査事務局職員	2	3	全員
		企画班	地域振興係長	地域振興係職員	2	3	全員
財政出納対策部	財政課長 副：会計課長	財政班	財務係長	財政課職員	2	3	全員
		会計班	会計係長	会計課職員	1	3	全員
保健福祉対策部	福祉課長 副：保健課長	援護班	地域福祉係長	福祉課職員 保健課職員	4	4	全員
		保健班	健康増進係長		4	8	全員
避難対策部	税務課長 副：市民課長	避難収容所班	管理収納係長	その都度指示する職員			
衛生対策部	生活環境課長	衛生班	施設管理係長	生活環境課職員	1	4	全員
土木対策部	土木課長	土木班	管理用地係長	土木課職員	6	１０	全員
		建築班	建築係長		2	2	全員
水道対策部	水道課長	水道班	業務係長	水道課職員	3	5	全員
農林対策部	農林課長	農林班	農政係長	農林課職員 農業委員会事務局職員	5	8	全員
		耕地班	林務耕地係長		1	2	全員
水産商工観光対策部	水産商工観光課長	商工観光班	商工業推進係長	水産商工観光課職員	2	4	全員
		水産班	水産係長		1	2	全員
教育対策部	教育総務課長 副：学校教育課長、社会教育課長	教育班	庶務係長	教育委員会事務局職員	4	5	全員
消防対策部	消防長 副：次長	警備班	消防本部警防課長	消防本部職員 消防署員	2	全員	全員
		情報班	消防本部総務課長		2	全員	全員
		管理班	消防本部総務課長		2	全員	全員
新城支部	新城支所長			支所職員	1	全員	全員
牛根支部	牛根支所長				1	全員	全員

別表第３(第７条関係)
災害対策本部の所掌事務

部名等	班名等	担当部署	所掌事務
災害対策本部	本部長	市長	１災害対策活動に係る重要事項に関すること。 ２災害対策本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長	１本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理すること。
	本部長付		１本部長を補佐すること。
	本部員	各対策部長	１収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討すること。 ２災害対策本部決定事項を命令指揮すること。 ３本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にて指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	指名された各課員	１各部における収集情報及び災害対策実施状況の災害対策本部への伝達に関すること。 ２災害対策本部決定事項の各部への伝達に関すること。
災害対策本部事務局 局長：総務課長 副局長：安心安全係長		人事行政係	１職員の動員・配備に関すること。 ２災害対策本部の運営に関する総合調整に関すること。 ３気象、被害情報の収集及び伝達に関すること。 ４災害情報の収集及び伝達に関すること。 ５防災行政無線等の運用及び保安確保に関すること。 ６県危機管理防災課及び大隅地域振興局への報告に関すること。 ７県及び他市町村等への応援要請に関すること。 ８自衛隊の派遣撤収要請依頼に関すること。 ９各部の総合調整に関すること。
総務対策部 部長：総務課長 副部長：議会事務局長	総務班 班長:人事行政係長	人事行政係 議会事務局	１庁内放送に関すること。 ２県防災行政無線及び県防災情報ネットワークに関すること ３各振興会及び自主防災組織からの被害状況の収集に関すること。 ４職員の被害調査に関すること。 ５議会関係者に対する連絡調整に関すること。 ６非常発電に関すること。 ７応援部隊の宿泊施設に関すること。 ８他部に属さない事項に関すること。 ９各部各班への応援に関すること。
企画広報対策部 部長：企画政策課長 副部長：監査事務局長	広報班 班長:政策推進係長	秘書広報係 政策推進係 選挙管理委員会事務局監査事務局	１広報車等による住民への避難指示等の伝達並びに災害広報に関すること。 ２報道関係との連絡及び協力に関すること。 ３被害状況等の撮影保存及び記録に関すること。 ４広報資料の収集及び提供に関すること。 ５災害視察者に関すること。 ６各部各班への応援に関すること。 ７部内各班との連絡調整に関すること。
	企画班 班長:地域振興係長	地域振興係	１災害情報収集及び被害の状況調査（速報）に関すること。 ２災害調査の作成及び関係機関への報告に関すること。 ３災害の集中記録の統計に関すること。 ４罹災証明書の発行に関すること。 ５交通機関の被害情報の収集に関すること。 ６ライフライン被害情報の収集に関すること。 ７被害の取りまとめに関すること。 ８各部各班への応援に関すること。 ９部内各班との連絡調整に関すること。
財政出納対策部 部長：財政課長 副部長：会計課長	財政班 班長：財務係長	財政課	１庁舎の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 ２市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。 ３食糧、応急用衣料、寝具等災害用物資の輸送配給に関すること。 ４災害対策関係予算に関すること。

			５国・県等の補助金に関すること。 ６災害関係経費の出納に関すること。 ７市有車両の管理及び配備に関すること。 ８災害時要援護者の避難輸送に関すること。 ９災害時の輸送に関すること。 10 各部各班への応援に関すること。 11 部内各班との連絡調整に関すること。
	会計班 班長：会計係長	会計課	１災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること。 ２各部各班への応援に関すること。 ３部内各班との連絡調整に関すること。
保健福祉対策部 部長：福祉課長 副部長：保健課長	援護班 班長：地域福祉係長	福祉課	１災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく諸対策に関すること。 ２救援物資、義援金品の管理及び配分に関すること。 ３社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ４災害弔慰金の支給及び被災者に対する災害給付金等に関すること。 ５被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ６応急仮設住宅（プレハブ住宅）の建設及び入居に関すること。 ７日本赤十字社･垂水市社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関すること。 ８避難者及び被災者への炊出し、その他による食品の給与及び物資の調達に関すること。 ９県、関係機関との連絡調整に関すること。 10 部内各班との連絡調整に関すること。
	保健班 班長：健康増進係長	保健課	１保健所との連絡調整に関すること。 ２保健衛生関係の災害調査報告に関すること。 ３被災者の健康管理に関すること。 ４医療機関・介護福祉施設との連絡調整に関すること。 ５災害時要援護者の安全確認に関すること。 ６一般避難所・福祉避難施設の連絡調整に関すること。 ７部内各班との連絡調整に関すること。
避難対策部 部長：税務課長 副部長：市民課長	避難収容所班 班長：管理収納係長	避難担当職員名簿による	１避難所の設置及び管理に関すること。 ⑴ 台帳作成に関すること。 ⑵ 避難者への給食及び物資の配給に関すること。 ２避難所業務の統轄指導に関すること。 ３避難所との連絡調整に関すること。 ４避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ５災害に伴う税の減免及び納期に関すること。 ６各部各班への応援に関すること。
衛生対策部 部長：生活環境課長	衛生班 班長：施設管理係長	生活環境課	１防疫に関すること。 ２清掃に関すること。 ３ごみ処理に関すること。 ４し尿処理に関すること。 ５災害廃棄物処理対策に関すること。 ６死体の収容及び埋葬(火葬)に関すること。 ７鼠族及び昆虫等の駆除に関すること。 ８集落水道施設に関すること。 ９県及び関係機関との連絡調整に関すること。 10 各部各班への応援に関すること。
土木対策部 部長：土木課長	土木班 班長：管理用地係長	土木課	１災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ２緊急輸送路の確保に関すること。 ３道路障害物の除去作業に関すること。 ４土木建設関係の災害報告に関すること。 ５水防資材器材の出納保管に関すること。 ６水防法に基づく諸対策に関すること。 ７河川の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 ８土木災害調査及び災害対策に関すること。

			９道路、橋梁等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 10 土木関係公共施設その他一般土木の防災及び応急復旧対策に関すること。 11 応急対策用資材の準備及び輸送に関すること。 12 応急仮設住宅の用地確保、建設及び管理に関すること。 13 労務対策に関すること。 14 工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 15 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 16 各部各班への応援に関すること。 17 部内各班との連絡調整に関すること。
	建築班 班長：建築係長	土木課	１建築関係災害調査報告及び災害対策に関すること。 ２建築関係公共施設の防災及び応急対策に関すること。 ３応急対策用資材の準備及び輸送並びに応急仮設住宅等（プレハブ住宅を除く。）の建設、修理及び被災者用の公衆用施設の建設に関すること。 ４市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ５県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ６各部各班への応援に関すること。 ７部内各班との連絡調整に関すること。
水道対策部 部長：水道課長	水道班 班長：業務係長	水道課	１水道施設の防災に関すること。 ２水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 ３給水活動に関すること。 ４県及び他市町村等への応援要請に関すること。 ５各部各班への応援に関すること。
農林対策部 部長：農林課長	農林班 班長：農政係長	農林課 農業委員会事務局	１農業関係（畜産及び林業を含む。）の災害調査報告及び応急対策に関すること。 ２災害時における食糧対策に関すること。 ３被災農家に対する緊急融資に関すること。 ４家畜の防疫に関すること。 ５大隅地域振興局との連絡に関すること。 ６農協その他関係団体との連絡に関すること。 ７県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ８各部各班への応援に関すること。 ９部内各班との連絡調整に関すること。
	耕地班 班長：林務耕地係長	農林課	１農地農業用施設の災害調査報告及び応急対策に関すること。 ２治山施設及び林道施設の災害調査報告並びに応急対策に関すること。 ３大隅地域振興局との連絡に関すること。 ４土地改良区等との連絡に関すること。 ５県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ６各部各班への応援に関すること。 ７部内各班との連絡調整に関すること。
水産商工観光対策部 部長：水産商工観光課長	水産班 班長： 水産係長	水産商工観光課	１漁業及び漁港関係の災害調査報告及び応急対策に関すること。 ２県及び関係機関との連絡に関すること。 ３漁協その他関係団体との連絡に関すること。 ４各部各班への応援に関すること。
	商工観光班 班長： 商工業推進係長		１商工業及び観光関係の災害調査報告並びに応急対策に関すること。 ２商工会その他関係団体との連絡に関すること。 ３被災商工業者等に関する融資あっせんに関すること。 ４各部各班への応援に関すること。
教育対策部 部長：教育総務課長 副部長：学校教育課長、社会教育課長	教育班 班長：庶務係長	教育委員会事務局	１学校施設及び社会教育施設等の災害調査報告並びに応急対策に関すること。 ２教育関係機関との連絡調整に関すること。 ３児童生徒の安全確保と避難、救助及び衛生面の応急対策に関すること。 ４応急教育に関すること。 ５教材及び学用品等の配布に関すること。

			6 学校給食センターの被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 7 応急給食に関すること。 8 ＰＴＡ等教育関係団体への協力要請に関すること。 9 各部各班への応援に関すること。
消防対策部 部長：消防長 副：次長	警備班 班長：消防本部 警防課長	消防本部	1 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動その他対策に関すること。 3 避難準備勧告及び指示に関すること。 4 被災者の避難、誘導、救出及び捜索に関すること。 5 警備、警戒及び防御活動に対する警察との連絡協力に関すること。 6 非常無線通信に関すること。 7 気象情報等の災害対策本部への伝達に関すること。 8 消防団との連絡に関すること。 9 部内各班との連絡調整に関すること。
	情報班 班長：消防本部 総務課長	消防本部	1 情報収集（水位、潮位その他情報を含む。）及び広報に関すること。 2 災害状況調査に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。
	管理班 班長：消防本部 総務課長	消防本部	1 関係機関との連絡に関すること。 2 資材の手配その他庶務に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。
新城支部支部長：新城支所長 牛根支部支部長：牛根支所長			1 災害調査に関すること。 2 情報の収集及び広報に関すること。 3 災害対策に関すること。 4 災害対策本部との通報連絡に関すること。 5 災害報告に関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。 7 その他必要な災害事務に関すること。

備考

1　本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の所掌事務にかかわらず、部・班を重点的に配置換えすることができる。

2　各対策部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の所掌事務にかかわらず、部内の班を配置換えすることができる。

3　本部長は、協力課を適宜各部・班へ配置換えすることができる。

4　本部長は、必要があると認めるときは、本表の部・班のほかに部・班を構成できる。

垂水市災害警戒本部規程

（目的）
第１条　この規程は、垂水市災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 16 号)に基づく垂水市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置前若しくは災害対策本部が設置されない場合又は災害の発生が予想される場合において、情報の収集及び応急対策等防災体制の確立を図るため、垂水市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置、組織及び所掌事務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（設置及び廃止）
第２条　災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置する。
(1)　暴風雨、大雨、洪水及び津波のいずれかの警報が発せられたとき。
(2)　水防警報が発せられたとき。
(3)　その他大雨及び洪水のいずれかの注意報が発せられた場合で災害の発生のおそれがあるとき。
(4)　震度４の地震が発生したとき。
２　危機管理監は、災害警戒本部を設置する必要があると認めたときは、市長に災害警戒本部の設置を要請することができる。
３　災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたとき及び災害の発生するおそれがなくなったときに廃止する。
（災害警戒本部の構成）
第３条　災害警戒本部は、次の者をもって構成する。
(1)　災害警戒本部長(以下「本部長」という。)
(2)　災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)
(3)　災害警戒本部長付(以下「本部長付」という。)
(4)　災害警戒本部員(以下「本部員」という。)
（災害警戒本部の構成員）
第４条　本部長は、市長をもって充てる。
２　前条第２号から第４号までの規定による職に別表第１に掲げる職員を充てる。
３　副本部長、本部長付又は本部員に事故あるときは、本部長が別に充てる。
（災害警戒本部会議）
第５条　災害警戒本部に次に掲げる者をもって構成する災害警戒本部会議を置く。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　本部長付
(4)　本部員
２　災害警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
３　本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理するものとする。
４　災害警戒本部会議は、災害対策上必要な事項について審議決定するものとする。
（組織及び配備要員の数）
第６条　組織及び配備要員の数は、別表第２に掲げるとおりとする。ただし、各警戒部長及び各支部長（以下「各警戒部長等」という。）は、特別の必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更することができる。
（配備要員）
第７条 各警戒部長等は、配備要員を、更に配備要員のうちから連絡員をあらかじめ指名しておかなければならない。
２　配備要員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等の情報によって災害警戒本部の設置が推察される場合は、指示を待たず登庁しなければならない。
３　災害警戒本部が設置されたときは、各警戒部長等は、災害警戒本部と密接な連絡を確保するとともにそれぞれ所掌事務を処理しなければならない。

４　長期間配備要員を要する場合又は配備要員に事故ある場合は、各警戒部長等は部内の部員を適宜交替させ、又は補助者を配置できるよう、あらかじめ計画しておかなければならない。

（所掌事務）

第８条　警戒部等及び班の所掌事務は、別表第３に掲げるとおりとする。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 21 年８月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

災害警戒本部の構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	危機管理監　消防長　教育長
本部員	総務課長　企画政策課長　企画政策総括監　財政課長　会計課長　福祉課長　保険課長　税務課長　生活環境課長　土木課長　水道課長　農林課長　水産商工観光課長　市民課長　監査事務局長　議会事務局長　農業委員会事務局長　教育総務課長　学校教育課長　社会教育課長　消防次長

別表第２（第６条関係）

組織及び配備要員の数

警戒部等	警戒部長等	班　　名	班　　長	構成職員	配備要員数
災害警戒本部事務局	総務課長 副：安心安全係長		人事行政係長	人事行政係職員	2
総務警戒部	総務課長 副：議会事務局長	総務班	人事行政係長	人事行政係職員 議会事務局職員	2
企画広報警戒部	企画政策課長 副：監査事務局長	広報班	政策推進係長	秘書広報係職員 政策推進係職員 選挙管理委員会事務局職員 監査事務局職員	2
		企画班	地域振興係長	地域振興係職員	2
財政出納警戒部	財政課長 副：会計課長	財政班	財務係長	財政課職員	2
		会計班	会計係長	会計課職員	1
保健福祉警戒部	福祉課長 副：保健課長	援護班	地域福祉係長	福祉課職員	4
		保健班	健康増進係長	保健課職員	4
避難警戒部	税務課長 副：市民課長	避難収容所班	管理収納係長	税務課職員	2
衛生警戒部	生活環境課長	衛生班	施設管理係長	生活環境課職員	1
土木警戒部	土木課長	土木班	管理用地係長	土木課職員	6
		建築班	建築係長		2
水道警戒部	水道課長	水道班	業務係長	水道課職員	3
農林警戒部	農林課長	農林班	農政係長	農林課職員 農業委員会事務局職員	5
		耕地班	林務耕地係長		1
水産商工観光警戒部	水産商工観光課長	商工観光班	商工業推進係長	水産商工観光課職員	1
		水産班	水産係長		1
教育警戒部	教育総務課長 副部長：学校教育課長、社会教育課長	教育班	庶務係長	教育委員会事務局職員	4
消防警戒部	消防長 副：次長	警備班	消防本部警防課長	消防本部職員 消防署員	1
		情報班	消防本部総務課長		
		管理班	消防本部総務課長		3
新城支部	新城支所長			各支所職員	1
牛根支部	牛根支所長				1

別表第３(第８条関係)
警戒対策本部の所掌事務

部名等	班名等	担当部署	所掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	1　災害警戒活動に係る重要事項に関すること。 2　本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長	1　本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理すること。
	本部長付		1　本部長を補佐すること。
	本部員	各対策部長	1　収集された情報に基づき警戒活動方針を検討すること 2　災害警戒本部決定事項に従事すること。
	本部連絡員	指名された 各課員	1　各部における収集情報及び災害警戒実施状況の災害対策本部への伝達に関すること。 2　災害対策本部決定事項の各部への伝達に関すること。
災害警戒本部事務局 局長：総務課長 副局長：安心安全係長		人事行政係	1　職員の動員・配備に関すること。 2　災害対策本部の運営に関する総合調整に関すること。 3　気象、被害情報の収集及び伝達に関すること。 4　警戒情報の取りまとめに関すること。 5　防災行政無線等の運用及び保安確保に関すること。 6　県危機管理防災課及び大隅地域振興局への報告に関すること。 7　交通運行状況等の把握に関すること。 8　各部の総合調整に関すること。
総務警戒部 部長：総務課長 副部長： 議会事務局長	総務班 班長：職員係長	人事行政係 議会事務局	1　庁内放送に関すること。 2　県防災行政無線及び県防災情報ネットワークに関すること。 3　各振興会及び自主防災組織からの警戒情報の収集に関すること。 4　議会関係者に対する連絡調整に関すること。 5　非常発電に関すること。 6　他部に属さない事項に関すること。
企画広報警戒部 部長:企画政策課長 副部長： 監査事務局長	広報班 班長：政策推進係長	秘書広報係 政策推進係 監査事務局 選挙管理委員会事務局	1　報道機関との連絡調整に関すること。 2　広報に関すること。 3　広報車の配備及び運用に関すること。 4　各部各班への応援に関すること。 5　部内各班との連絡調整に関すること。
	企画班 班長：地域振興係長	地域振興係	1　災害情報収集に関すること。 2　交通機関の情報収集に関すること。 3　ライフラインの情報収集に関すること。 4　各部各班への応援に関すること。 5　部内各班との連絡調整に関すること。
財政出納警戒部 部長：財政課長 副部長：会計課長	財政班 班長：財務係長	財政課	1　庁舎の防災及び応急対策の実施に関すること。 2　市有財産の防災及び応急対策の実施に関すること。 3　市有車両の管理及び配備に関すること。 4　災害時要援護者の避難輸送の準備に関すること。 5　警戒時の輸送に関すること。 6　各部各班への応援に関すること。 7　部内各班との連絡調整に関すること。
	会計班 班長：会計係長	会計課	1　災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること。 2　各部各班への応援に関すること。 3　部内各班との連絡調整に関すること。
保健福祉警戒部 部長：福祉課長 副部長：保健課長	援護班 班長：地域福祉係長	福祉課	1　社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 2　部内各班との連絡調整に関すること。
	保健班 班長：健康増進係長	保健課	1　災害時要援護者の状況調査・収容準備に関すること。 2　県及び関係機関との連絡調整に関すること。 3　医療機関・介護福祉施設との連絡調整に関すること。 4　部内各班との連絡調整に関すること。

避難警戒部 部長：税務課長 副部長：市民課長	避難収容所班 班長：管理収納係長	避難担当職員名簿による	1　避難所の設置及び管理に関すること。 ⑴　台帳作成に関すること。 ⑵　自主避難者の収容に関すること。 2 避難所業務の統轄指導に関すること。 3 避難所との連絡調整に関すること。 4 避難者に対する生活情報の広報に関すること。 5 各部各班への応援に関すること。
衛生警戒部 部長：生活環境課長	衛生班 班長：施設管理係長	生活環境課	1 応急防疫の準備に関すること。 2 災害時の清掃（ごみ処理及びし尿処理等）の準備に関すること。 3 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内各班との連絡調整に関すること。
土木警戒部 部長：土木課長	土木班 班長：管理用地係長	土木課	1 土砂災害警戒区域の警戒及び巡視に関すること。 2 道路及び河川等の障害物の除去に関すること。 3 工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 4 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 各部各班への応援に関すること。 6 部内各班との連絡調整に関すること。
	建築班 班長：建築係長	土木課	1 建築関係災害対策に関すること。 2 建築関係公共施設の防災及び応急対策に関すること。 3 応急対策用資材の準備及び輸送に関すること。 4 工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 5 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 6 各部各班への応援に関すること。 7 部内各班との連絡調整に関すること。
水道警戒部 部長：水道課長	水道班 班長：業務係長	水道課	1 水道施設の防災に関すること。 2 応急給水活動の準備に関すること。 3 各部各班への応援に関すること。
農林警戒部 部長：農林課長	農林班 班長：農政係長	農林課 農業委員会事務局	1 災害危険箇所の警戒に関すること。 2 農地及び農林業施設の応急対策の実施に関すること。 3 畜産の応急対策の実施に関すること。 4 大隅地域振興局との連絡に関すること。 5 農協その他関係団体との連絡に関すること。 6 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 各部各班への応援に関すること。 8 部内各班との連絡調整に関すること。
	耕地班 班長：林務耕地係長	農林課	1 農地農業用施設の応急対策に関すること。 2 治山施設及び林道施設の応急対策に関すること。 3 大隅地域振興局との連絡に関すること。 4 土地改良区等との連絡に関すること。 5 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 6 各部各班への応援に関すること。 7 部内各班との連絡調整に関すること。
水産商工観光警戒部 部長：水産商工観光課長	水産班 班長：水産係長	水産商工観光課	1 漁業関係の応急対策に関すること。 2 漁協その他関係団体との連絡に関すること。 3 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 各部各班への応援に関すること。
	商工観光班 班長：商工業推進係長		1 商工業及び観光関係の応急対策に関すること。 2 商工会その他関係団体との連絡に関すること。 3 観光施設等の安全に関すること。 4 各部各班への応援に関すること。
教育警戒部 部長：教育総務課長 副部長：学校教育課長、社会教育課長	教育班 班長：庶務係長	教育委員会事務局	1 学校施設及び社会教育施設等の応急対策の実施に関すること。 2 教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 学校給食に関すること。 4 危険が予想される場合の登下校に関すること。 5 ＰＴＡ等教育関係団体との連絡に関すること。 6 各部各班への応援に関すること。

消防警戒部 部長：消防長 副部長：次長	警備班 班長：消防本部 警防課長	消防本部	1　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2　水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく水防活動その他対策に関すること。 3　避難指示等に関すること。 4　警戒及び防御活動に対する警察との連絡協力に関すること。 5　非常無線通信に関すること。 6　気象情報等の災害警戒本部への伝達に関すること。 7　消防団との連絡に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。
	情報班 班長：消防本部 総務課長	消防本部	1　情報収集（水位、潮位その他情報を含む。）及び広報に関すること。 2　災害状況調査に関すること。 3　部内各班との連絡調整に関すること。
	管理班 班長：消防本部 総務課長	消防本部	1　関係機関との連絡に関すること。 2　資材の手配その他庶務に関すること。 3　部内各班との連絡調整に関すること。
新城支部支部長： 新城支所長			1　情報の収集及び広報に関すること。 2　災害対策に関すること。 3　災害警戒本部との通報連絡に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。
牛根支部支部長： 牛根支所長			

垂水市自主防災組織

平成２８年８月１日現在

【垂水市自主防災組織率（９６．３１％）】

（注）組織率は、組織されている地域の世帯数を市内の世帯数で除したものである。
なお、「自主防名」欄の空欄は、未組織を表す。

番号	振興会名		自主防名
1	垂水校区	田上	田上
2		蛸迫	蛸迫
3		上原田	上原田
4		下原田	下原田
5		敷根町	敷根町
6		上犬之馬場	上犬之馬場
7		上馬場	上馬場
8		上中馬場	上中馬場
9		下中馬場	下中馬場
10		上松原	上松原
11		下松原	下松原
12		早馬	早馬
13		旭町	旭町
14		下宮町	下宮町
15		本町	
16		栄町	栄町
17		下町	下町
18		上町	上町
19		下福町	下福町
20		下後馬場	下後馬場
21		平之町	
22		錦江町	錦江町
23		県営住宅	県営住宅
24		雇用促進住宅	雇用促進住宅
25		城山団地	城山団地
26		野久妻	野久妻
27		上市木	市木
28		中市木	
29		下市木3区	
30		下市木2区	
31		下市木1区	
32		下元垂水1	元垂水
33		下元垂水2	
34		中元垂水1	
35		中元垂水2	
36		上元垂水1	
37		上元垂水2	
38		尾迫	浜平
39		葛迫	
40		下俣江	

番号	振興会名		自主防名
41	垂水校区	上俣江	浜平
42		芝原	
43		黒瀬	
44		港	
45		県営下宮団地	県営下宮団地
46		潮彩町	潮彩町
47	柊原校区	柊原下	柊原
48		下市之園	
49		上市之園	
50		下中村	
51		上中村	
52		比良	
53		西比良	
54		江良迫	
55		下比良	
56		上比良	
57		並松	
58		下東	
59		上東	
60		西中	
61		西2	
62		西1	
63		新生	
64		錦町	
65	水之上校区	内ノ野	内ノ野
66		新光寺	新光寺
67		井川	井川
68		上ノ宮	上ノ宮
69		上新御堂	上新御堂
70		下新御堂	
71		水之上雇住	水之上定住
72		水之上団地	水之上団地
73		段	段
74		上馬込	上馬込
75		下馬込	下馬込
76		今川原	今川原
77		本高城	高城
78		田畑	田畑
79		上水之上	上水之上
80		下水之上	下水之上

番号	振興会名		自主防名
81	水之上校区	牧	牧
82		上本城	上本城
83		下本城	下本城
84	協和校区	脇田１	中俣
85		脇田２	
86		瀬角1	
87		瀬角2	
88		浜1	
89		浜2	
90		上ノ中	
91		下園	
92		松元	
93		温泉場	
94		飛岡	
95		西和田	西和田
96		東和田	東和田
97		崎山	崎山
98		恵比寿	恵比寿
99		大浜	大浜
100		源園	
101		岡	
111		迫田	迫田
112		脇登	脇登
113		小浜	小浜
114	大野校区	大野原	大野原
115		垂桜	垂桜
116		駒ケ岳	駒ケ岳
117	新城校区	高塚	新城
118		麓上	
119		麓下	
120		感王寺	
121		大浜上	
122		大浜中	
123		大浜下	
124		田中川内	
125		小谷	
126		浦川内上	
127		浦川内下	
128		大都	

番号	振興会名		自主防名
129	新城校区	諏訪下	新城
130		諏訪上	
131		宮脇上	
132		宮脇下	
133	牛根校区	牛根麓	牛根麓
134		大中野	
135		小中野	
136		上ノ村	
137		中浜	中浜
138		上ノ原	上ノ原
139		岳野	岳野
140		二川	二川
141		深港	深港
142		浮津	浮津
143		高野	牛根境
144		川下	
145		下芦戸	
146		上芦戸	
147		田村	
148		中村	
149		上園	
150		中園	
151		大園	
152		松尾	

災害時における放送要請等について
(鹿児島県地域防災計画)

(1)　「災害時における放送要請に関する協定」に基づく要請

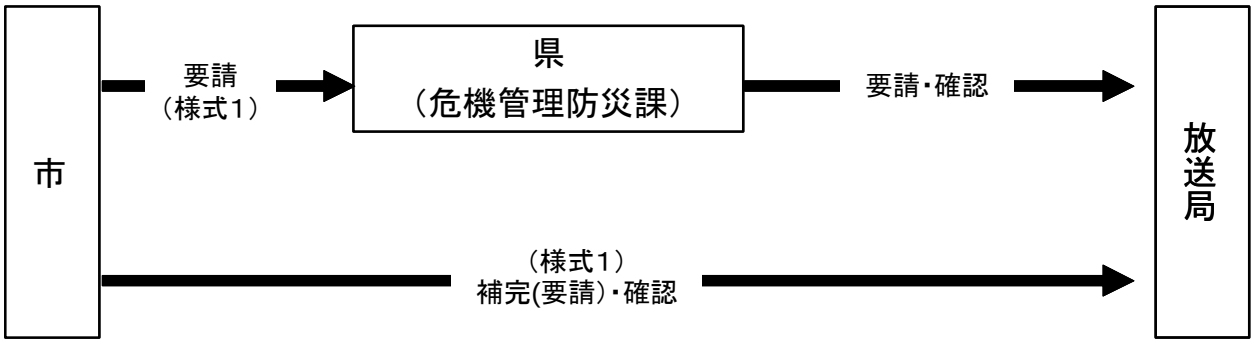

放送協定に基づく放送要請については、災害対策基本法第５７条の解釈により、「災害の発生が時間的に迫っていて、自治体が利用できる通信機能がすべてまひしたような場合」に行う（原則 FAX）こととされている。これに該当しない場合の、放送機関への災害情報の提供については(2)を参照のこと。

(2)　避難指示等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報

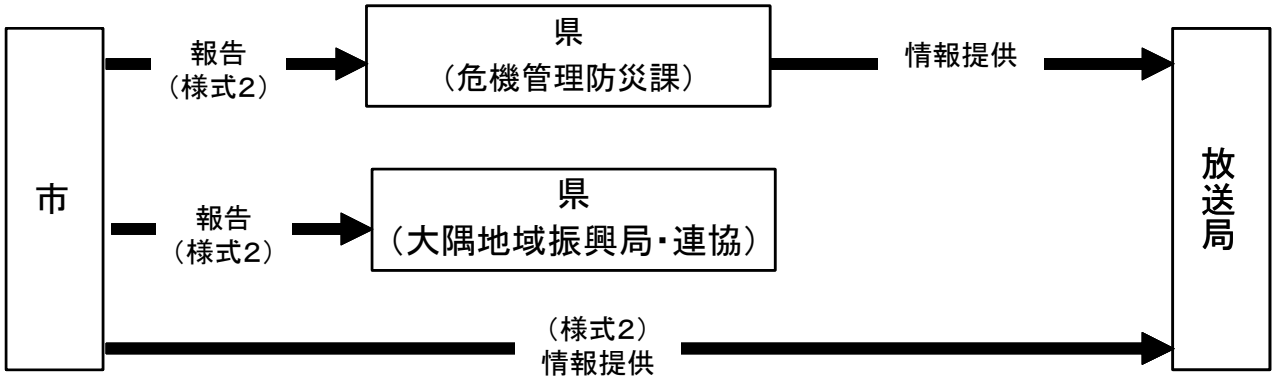

(3)　その他の災害情報

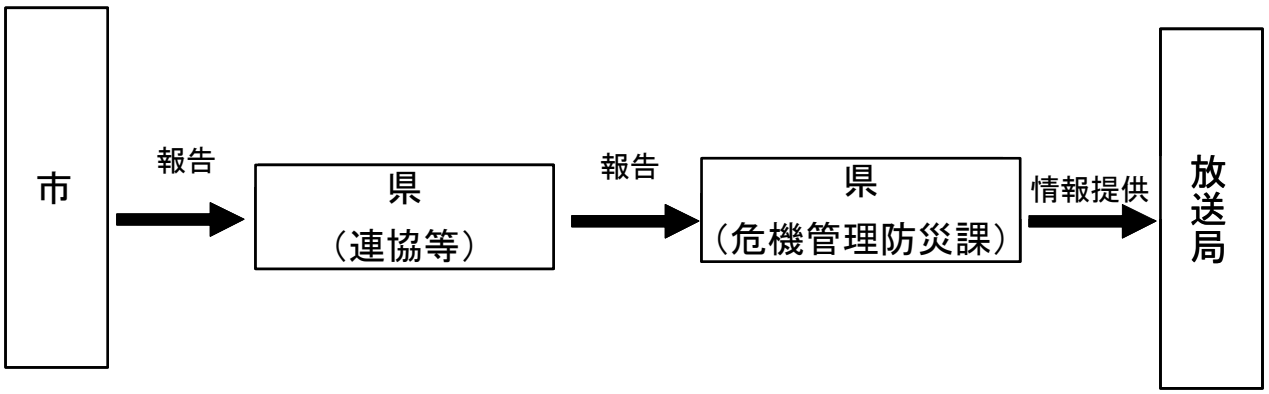

様式１（市町村→県・関係放送各社）

重　要　災害時放送要請協定関係　第　報

要請理由

避難指示等発令情報

（市町村名）

送付日時：

１　避難情報の別

（　　）　緊急安全確保

（　　）　避　難　指　示

（　　）　高齢者等避難

２　発令時刻　　時　　分

３　対象地域等　　地区　　世帯　　名

４　避難すべき理由

５　その他避難行動にかかる特記事項

□

□

□

発信者氏名

電　　話

ＦＡＸ

報道各社着信確認　（※　行政側使用欄）

ＮＨＫ	ＭＢＣ	ＫＴＳ	ＫＫＢ	ＫＹＴ	FM鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

様式２（市町村→県・関係放送各社）

避難指示等発令情報　（第　報）

枚中　枚目

（市町村名）

送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別

（　　）　緊急安全確保

（　　）　避　難　指　示

（　　）　高齢者等避難

２　発令時刻　　時　　分

３　対象地域等　　地区　　世帯　　名

４　避難すべき理由

５　その他避難行動にかかる特記事項

□

□

□

発信者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災 害 調 査 表

ID		災害調査票	NO.	調査年月日

振興会名		校区名		調査員名		TEL
世帯主				住所		

家族数	男	人	女	人	計	人

死者	行方不明者	重傷者	軽傷者（治療1カ月未満）	計
人	人	人	人	人

災害の種類	災害の原因	被害物等の種類	被害の種類	被害額
○ 風害	○ 台風 号	○ 住家	○ 全壊	円
○ 水害	○ 豪雨（ 月 日）	○ 非住家	○ 大規模半壊	円
○ 地震	○ その他（ ）	○ その他	○ 半壊	円
○ その他（ ）			○ 一部破損	→下記一部破損記入欄にて計算

構造		住家態様	非住家態様		外観による被害調査		被災者立ち会いの調査	
○ 木造 ・	○ 鉄筋コンクリート	○ 住家専用	○ 倉庫（作業場）		外壁	○有・○無	柱	○有・○無
○ プレハブ（軽量鉄骨） ・	○ 鉄骨造		○ 車庫		屋根	○有・○無	天井	○有・○無
○ ブロック造（木造枠） ・	○ その他（ ）	○ 店舗付き住宅（住宅部分）	○ 倉庫（穀倉・蔵）		基礎	○有・○無	内壁	○有・○無
階層			○ 店舗付き住宅（店舗部分）				建具・設備	○有・○無
○ 平屋	○ 2階建 ○ 3階以上		○ その他				床	○有・○無

一部破損の損害								
瓦	枚	ビニール波板	枚	ガラス	㎡	［雨漏り関係］	
	㎡	トタン	枚	外壁（モルタル）	㎡	壁・クロス・家具	
コロニアル	㎡	シャッター	㎡	外壁（その他）	円	その他（ ）	
大波スレート	枚	アルミサッシ	枚	コロニアル押さえ板	㎡	＊被害額B計	
小波スレート	枚	木サッシ	枚	被害額A計	円		円

その他	（＊TVアンテナ・カーポート・看板・温水器・雨どい・クーラー室外機・庇板・門扉・サンルーム・煙突・カーポート・雨どい・水戸・電気温水器・自動車・バイク・ソーラーシステム・街灯・ブロック壁・シャッター・煙突・フェンス・テラス・板戸・パイプ車庫 etc	＊被害額C計（調査員聞き取り額） 円

浸水の状況			
○ 床上浸水	浸水状況 ○ 0.5m未満 ○ 0.5m～1m ○ 1m以上	浸水面積 ㎡
○ 床下浸水	浸水状況 ○ 地面から cmの高さ	浸水面積 ㎡
※ 床上浸水及び床下浸水の場合 ○ 雨水のみ ○ 土砂流入		＊注 床上（半壊以上） 床下（一部破損）

＊浸水被害があった場合は、浸水状況のわかる住宅地図も同時に作成してください。

全壊の認定	
	○（外観）①一見して住家・非住家の全部が倒壊
	○（外観）②一見して住家・非住家の一部の階が全部倒壊
	○（傾斜）傾斜での判定［下げ振りh=1200mm］ 6cm以上
	○（部位）基礎の外力等による損傷率が75％以上
	○（部位）住家の**経済的損害割合が50％以上**
	○（部位）住家の被害面積が延べ床面積の70％以上
全壊扱い（被災者生活再建支援制度）	○ 住宅が半壊し、転倒防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した
	○ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる

大規模半壊の認定	居住する住宅等が半壊し、構造耐力上主要部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅等に居住することが困難
	○ **経済的損害割合が40%以上50%未満**
	○ 損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満
半壊の認定	住家等がその居住等のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度
	○ **経済的損害割合が20%以上40%未満**
	○ 損壊部分が延べ床面積の20%以上50%未満

被害額 合計	円

「 様式：災害状況速報 」

市町村名	垂　水　市	区　　分			被　　害
災　害　名 報告番号 報告者名	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	田	流出・埋没	ha	
			冠　水	ha	
		畑	流出・埋没	ha	
			冠　水	ha	
		文教施設		箇所	
		病　院		箇所	

区　分			被　害
人的被害	死　者	人	
	行方不明	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全　壊	棟	
		世帯	
		人	
	半　壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住宅	公共建物	棟	
	そ の 他	棟	

区　分			被　害
道　路	箇所		
橋りょう	箇所		
河　川	箇所		
港　湾	箇所		
砂　防	箇所		
清掃施設	箇所		
崖くずれ	箇所		
被害船舶	隻		
水　道	戸		
電　話	回線		
電　気	戸		
ガ　ス	戸		
ブロック塀等	箇所		
り災世帯数	世帯		
り 災 者 数	人		
火災発生	建　物	件	
	危 険 物	件	
	そ の 他	件	

【様式： 災害状況速報 】

区　　分			被　　害	災害対策本部	設置　　月　　日　　時 廃止　　月　　日　　時		
公立公共施設		千円		災害救助法適用	適用基準　　世帯 適用　　（ 有 ・ 無 ） 実施日　　月　　日		
農林水産業施設		千円		消防職員出動延人数		人	
公共土木施設		千円		消防団員出動延人数		人	
その他の公共施設		千円					
小　　計		千円					
公共施設被害市教							
	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	そ の 他	千円					
被害総額		千円					

備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 消防機関の活動状況 その他(避難の勧告・指示の状況)

「 様式：公用令書（管理・使用・収用） 」

管理
使用第　号
収用

公　　用　　令　　書

住所
氏名

第 71 条　　管理
災害対策基本法　　の規定に基づき、次のとおり　　を使用する。
第 78 条第１項　　収用

年　　月　　日

垂水市長　　印

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備　考

備考：用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

「 様式：公用令書（物資の保管） 」

保管第　号

公　　用　　令　　書

住所
氏名

第 71 条
災害対策基本法　　の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第 78 条第１項

年　　月　　日

垂水市長　　印

保管すべき物質の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　考

備考：用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

「 **様式：公用令書（従事（協力））** 」

従事
　　第　号
協力

公　　用　　令　　書

住所
氏名

従事
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　　を命ずる。
協力

年　　月　　日

垂水市長　　印

従事すべき業務	
従事すき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

「 **様式：公用変更令書** 」

変更第　号

公　用　変　更　令　書

住所
氏名

第 71 条
災害対策基本法　　の規定に基づく公用令書（　年　月　日第　　号）
第 78 条第１項
に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

垂水市長　　印

変更した処分の内容

備考：用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

「 様式：公用取消令書 」

変更第　号

公　用　取　消　令　書

住所
氏名

第 71 条
災害対策基本法　　の規定に基づく公用令書（　年　月　日第　　号）
第 78 条第１項
に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

垂水市長　　印

備考：用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

「 様式：自衛隊災害派遣要請 」

第　　号
年　　月　　日

鹿児島県知事　　殿

垂水市長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第６８ 条の２第１ 項の規定により、 下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第８３条１項の要請をするよう依頼します。

記

１　災害の状況および自衛隊の災害派遣が必要な事由
(1)　災害の状況

(2)　自衛隊の災害派遣が必要な事由

２ 派遣を希望する期間
　　年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

３　自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容
(1)　活動希望区域

(2)　活動内容

「 様式：自衛隊災害派遣撤収 」

第　　号
年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

垂水市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年　　月　　日付け第　　号で要請したこのことについては、 下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

1　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

2　撤収理由

3　その他必要事項

「 ヘリコプター発着場 」

1　ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

機　種	性能等（自衛隊資料）	発着場の基準
UH-１J　（中型機）	速力　　：240km(巡航) エンジン：1 基 長さ　　：17.44m 幅　　：14.69m 高さ　　：3.97m 全備重量：4763k g 乗員　　：2+11 名	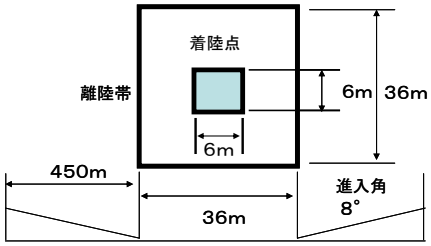
UH-60J（大型機）	速力　　：235km(最大) エンジン：2 基 長さ　　：19.8m 幅　　：16.4m 高さ　　：5.1m 全備重量：9979k g 乗員　　：4 名	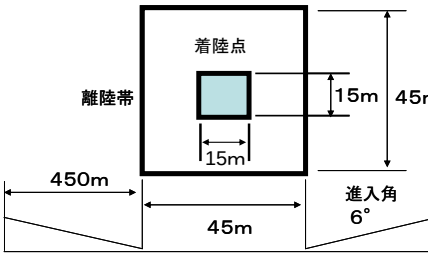
CH-47JA（大型機）	速力　　：267km(最大) エンジン：2 基 長さ　　：30.18m 幅　　：16.26m 高さ　　：5.69m 全備重量：22680k g 乗員　　：3+33 名	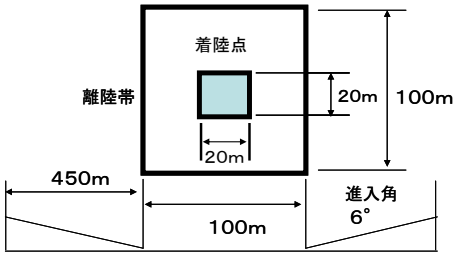
表示要領	1　着陸地 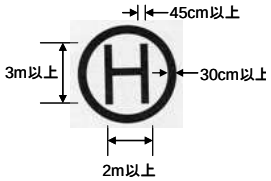 2　風向指示器 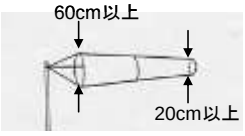	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径４ｍ以上の円を描き、中央にＨと記す。 着陸点付近(着陸点からなるべく離れた地点)に吹流し、又は旗を立てる。 (1)　布製（2m 以上） (2)　風速 25m／秒に耐えられる強度

○　ヘリコプター発着予定地

(1)　垂水市場外離着陸場：垂水中央運動公園

(2)　緊急時離着陸場（場外離着陸場を含む）

地　　区	機種別緊急時離着陸場	
	CH-47JA	UH-60J 等
中央地区	垂水中央運動公園	垂水中央運動公園（野球場）
新城地区	——	垂水新城小学校グラウンド
牛根地区	——	牛根小学校グラウンド、浮津港野積場、松ケ崎小学校グラウンド
大野原地区	高峠駐車場	旧大野原小中学校グラウンド、高峠駐車場

避難場所、避難所等

1　一般災害対応

⑴　自主避難所

災害の発生が懸念される場合などに、事前に避難を希望する者(自らの判断で自主的に避難する者)を対象として、一時的に開設する指定避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	牛根地区公民館	９７	36-3494	新耐震基準適用
2	垂水市市民館	１５２	32-0224	
3	南地区老人憩の家	２９	35-2916	
4	境小学校体育館	２００	36-2054	対策済み

⑵　指定避難所

ア　第１次避難所

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として、最初に開設する学校、市民館等の公共施設等の指定避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	境小学校体育館	２００	36-2054	対策済み
2	牛根地区公民館	９７	36-3494	新耐震基準適用
3	垂水市消防署牛根分遣所２階	４２	36-3119	
4	道の駅たるみず	４４	34-2237	新耐震基準適用
5	協和地区公民館	９５	32-1920	
6	中俣自治公民館	４５	―	
7	垂水市市民館	１５２	32-0224	
8	水之上地区公民館	７１	32-1597	
9	大野地区公民館	３９	32-4792	新耐震基準適用
10	柊原地区公民館	１４７	35-2622	
11	新城地区公民館	７７	35-3619	
12	南地区老人憩の家	２９	35-2916	

イ　予備避難所

災害の状況等により、第１次避難所だけでは対応できない場合、又は第１次避難所の一部が使用できない場合などに備え、予め指定した避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	牛根小学校体育館	２００	36-2009	対策済み
2	旧協和中学校体育館	２４３	32-1096	
3	垂水中央運動公園体育館	１０１１	32-3091	
4	垂水小学校体育館	４１５	32-0053	対策済み
5	垂水市環境センター	２９	32-0019	新耐震基準適用
6	水之上体育館	２６１	32-1597	
7	水之上小学校体育館	２６１	32-0043	新耐震基準適用
8	柊原小学校体育館	２１６	35-3052	新耐震基準適用
9	新城小学校体育館	２００	35-2004	対策済み
10	国立大隅青少年自然の家新城海の家	海浜観測室４６ 宿直室　　7	35-2900	新耐震基準適用

①　収容人員＝指定避難所の建物延べ床面積×有効面積率÷避難者１人当たり必要面積

②　有効面積率：体育館は全延べ床面積の 75%、その他の施設については 70%とする。

③　避難者１人当たりの必要面積は２㎡とする。

④　「 耐震等」欄の「新耐震基準適用」とは、昭和５６年以降の新耐震基準適用の建築基準法に基づき建築されたことを示す。

２　地震災害対応

⑴　指定緊急避難場所

次を指定緊急避難場所とし、その他については別途検討後、必要に応じ追加することとする。

地区名	避難場所名				備　考
牛 根	1	境小学校校庭	2	牛根小学校校庭	旧鉄道跡地の市道、公園及びその他の公共施設の広場についは、別途検討し追加する。
	3	旧牛根中学校校庭跡地	4	松ケ崎小学校校庭	
	5	境地区公民館前広場	6	浮津自治公民館前広場	
	7	牛根地区公民館前広場	8	松ヶ崎地区公民館前広場	
	9	道の駅たるみず駐車場			
協 和	1	協和小学校校庭	2	旧協和中学校校庭跡地	
	3	協和地区公民館前広場	4	中俣自治公民館前広場	
垂 水	1	垂水小学校校庭	2	垂水中央中学校校庭	
	3	垂水高校校庭	4	垂水中央運動公園たるみずスポーツランド	
	5	垂水市文化会館駐車場	6	垂水市市民館駐車場	
	7	垂水市環境センター駐車場			
水之上	1	水之上小学校校庭	2	水之上地区公民館グラウンド	
大 野	1	大野地区公民館前広場	2	垂桜自治館前広場	
柊 原	1	柊原小学校校庭	2	柊原地区公民館前広場	
	3	道の駅たるみずはまびら			
新 城	1	新城小学校校庭	2	新城地区公民館前広場	
	3	南地区老人憩の家前広場			

⑵　指定避難所

ア　第１次避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	境小学校体育館	２００	36-2054	対策済み
2	牛根地区公民館	９７	36-3494	新耐震基準適用
3	牛根小学校体育館	２００	36-2009	対策済み
4	道の駅たるみず	４４	34-2237	新耐震基準適用
5	垂水中央運動公園体育館	１０１１	32-3091	
6	垂水小学校体育館	４１５	32-0053	対策済み
7	垂水市環境センター	２９	32-0019	新耐震基準適用
8	大野地区公民館	３９	32-4792	新耐震基準適用
9	柊原小学校体育館	２１６	35-3052	新耐震基準適用
10	新城小学校体育館	２００	35-2004	対策済み
11	国立大隅青少年自然の家新城海の家	海浜観測室４６ 宿直室　　７	35-2900	新耐震基準適用

イ　予備避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	垂水市消防署牛根分遣所２階	４２	36-3119	
2	協和地区公民館	９５	32-1920	
3	旧協和中学校体育館	２４３	32-1096	
4	中俣自治公民館	４５	―	
5	垂水市市民館	１５２	32-0224	
6	水之上地区公民館	７１	32-1597	
7	水之上体育館	２６１	32-1597	
8	水之上小学校体育館	２６１	32-0043	新耐震基準適用
9	柊原地区公民館	１４７	35-2622	
10	新城地区公民館	７７	35-3619	
11	南地区老人憩の家	２９	35-2916	

3　津波災害対応

⑴　指定緊急避難場所

次を指定緊急避難場所とし、その他については別途検討後、必要に応じ追加することとする。

地区名	避難場所名				備　考
牛 根	1	境小学校校庭	2	旧牛根中学校校庭跡地	旧鉄道跡地の市道、公園及びその他の公共施設の広場については、別途検討し追加する。
	3	松ケ崎小学校校舎前広場	4	境地区公民館前広場	
	5	浮津自治公民館前広場			
協 和	1	協和小学校校庭	2	旧協和中学校校庭跡地	
	3	協和地区公民館前広場	4	中俣自治公民館前広場	
垂 水	1	垂水小学校校庭	2	垂水中央中学校校庭	
	3	垂水高校校庭	4	垂水中央運動公園たるみずスポーツランド	
	5	垂水市文化会館駐車場	6	垂水市市民館駐車場	
	7	垂水市環境センター駐車場			
水之上	1	水之上小学校校庭	2	水之上地区公民館グラウンド	
大 野	1	大野地区公民館前広場	2	垂桜自治館前広場	
柊 原	1	柊原小学校校庭	2	柊原地区公民館前広場	
新 城	1	新城小学校校庭	2	新城地区公民館前広場	
	3	南地区老人憩の家前広場			

⑵　指定避難所

ア　第１次避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	境小学校体育館	２００	36-2054	対策済み
2	牛根地区公民館	９７	36-3494	新耐震基準適用
3	牛根小学校体育館	２００	36-2009	対策済み
4	道の駅たるみず	４４	34-2237	新耐震基準適用
5	垂水中央運動公園体育館	１０１１	32-3091	
6	垂水小学校体育館	４１５	32-0053	対策済み
7	垂水市環境センター	２９	32-0019	新耐震基準適用
8	大野地区公民館	３９	32-4792	新耐震基準適用
9	柊原小学校体育館	２１６	35-3052	新耐震基準適用
10	新城小学校体育館	２００	35-2004	対策済み
11	国立大隅青少年自然の家新城海の家	海浜観測室４６ 宿直室　　７	35-2900	新耐震基準適用

イ　予備避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	垂水市消防署牛根分遣所２階	４２	36-3119	
2	協和地区公民館	９５	32-1920	
3	旧協和中学校体育館	２４３	32-1096	
4	中俣自治公民館	４５	―	
5	垂水市市民館	１５２	32-0224	
6	水之上地区公民館	７１	32-1597	
7	水之上体育館	２６１	32-1597	
8	水之上小学校体育館	２６１	32-0043	新耐震基準適用
9	柊原地区公民館	１４７	35-2622	
10	新城地区公民館	７７	35-3619	
11	南地区老人憩の家	２９	35-2916	

4　火山災害対応

⑴　一時集合場所

火山爆発が発生した場合の初期段階において、住民が安全な避難所に向かう前に、一時的に集合し輸送車両到着まで待機する場所

地　区　名				避難場所名
下　園	松　元	―	―	協和中学校前
温泉場	―	―	―	協和地区公民館前
飛　岡	西和田	東和田	―	なぎさ荘前
崎　山	恵比須	大　浜	源　園	源園バス停
岡	迫　田	―	―	岡バス停
脇　登	―	―	―	脇登避難壕
小　浜	―	―	―	小浜避難壕
牛根養魚場	冷蔵庫団地	―	―	前崎避難壕
宮崎小路	中小路	東小路	―	居世神避難壕

⑵　指定緊急避難場所

次を指定緊急避難場所とし、その他については別途検討後、必要に応じ追加することとする。

地区名	避難場所名				備　考
牛 根	1	境小学校	2	牛根小学校	旧鉄道跡地の市道、公園及びその他の公共施設の広場については、別途検討し追加する。
	3	旧牛根中学校	4	松ケ崎小学校	
	5	境地区公民館	6	浮津自治公民館	
	7	牛根地区公民館	8	松ヶ崎地区公民館	
	9	道の駅たるみず			
協 和	1	協和小学校	2	旧協和中学校跡地	
	3	協和地区公民館	4	中俣自治公民館	
垂 水	1	垂水小学校校庭	2	垂水中央中学校	
	3	垂水高校校庭	4	垂水中央運動公園体育館	
	5	垂水市文化会館	6	垂水市市民館	
	7	垂水市環境センター			
水之上	1	水之上小学校校庭	2	水之上地区公民館	
大 野	1	大野地区公民館	2	垂桜自治館	
柊 原	1	柊原小学校	2	柊原地区公民館	
	3	道の駅たるみずはまびら			
新 城	1	新城小学校	2	新城地区公民館	
	3	南地区老人憩の家			

⑶　指定避難所

ア　第１次避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	境小学校体育館	２００	36-2054	対策済み
2	牛根地区公民館	９７	36-3494	新耐震基準適用
3	牛根小学校体育館	２００	36-2009	対策済み
4	道の駅たるみず	４４	34-2237	新耐震基準適用
5	垂水中央運動公園体育館	１０１１	32-3091	
6	垂水小学校体育館	４１５	32-0053	対策済み
7	垂水市環境センター	２９	32-0019	新耐震基準適用
8	大野地区公民館	３９	32-4792	新耐震基準適用
9	柊原小学校体育館	２１６	35-3052	新耐震基準適用
10	新城小学校体育館	２００	35-2004	対策済み
11	国立大隅青少年自然の家新城海の家	海浜観測室４６ 宿直室　　7	35-2900	新耐震基準適用

イ　予備避難所

	避難所名	収容人員(人)	近傍の連絡先	耐震等
1	垂水市消防署牛根分遣所２階	４２	36-3119	
2	協和地区公民館	９５	32-1920	
3	旧協和中学校体育館	２４３	32-1096	
4	中俣自治公民館	４５	―	
5	垂水市市民館	１５２	32-0224	
6	水之上地区公民館	７１	32-1597	
7	水之上体育館	２６１	32-1597	
8	水之上小学校体育館	２６１	32-0043	新耐震基準適用
9	柊原地区公民館	１４７	35-2622	
10	新城地区公民館	７７	35-3619	
11	南地区老人憩の家	２９	35-2916	

5　各災害共通の福祉避難所

一般の避難所での共同生活が困難な高齢者や障害者、妊婦ら災害時要援護者に配慮して開設する避難所

	福祉避難所名	施設の種類	法人名	電話番号
1	養護老人ホーム 垂水華厳園	養護老人ホーム	社会福祉法人 垂水福祉事業協会	32-0063
2	垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑	老人保健施設	社団法人 肝属郡医師会	32-5200
3	特別養護老人ホーム 恵光園	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 長和会	32-2851
4	恵光園グループホーム さくらの里	グループホーム		32-1881
5	グループホーム ひまわり苑	グループホーム	医療法人 浩愛会	32-6166
6	グループホーム たるみず太陽の家	グループホーム	株式会社　ケイシン	44-6577
7	小規模多機能ホーム 恵典の泉	小規模多機能ホーム	株式会社湧愛会	34-3511
8	障害者支援施設　城山学園	障害者支援施設	社会福祉法人育友会	35-3000

注　福祉避難所を使用する場合開設状況等について市保健課と調整すること。

6　その他の避難所

	避難所名	収容人員(人)	連絡先	耐震等
1	株式会社財宝　薩摩明治村	７２(客室 18)	41-1111	築Ｈ９（鉄骨造）

※　大規模災害の際に一時避難所として市民の受け入れを行う。

7　防災倉庫

名　　称	場　　所	備　蓄　品
防災倉庫	垂水市田神 3000 番地	食料、飲料水、発電機、毛布等
垂水市消防署牛根分遣所	垂水市二川 552-7	食料、飲料水、毛布等

8　活動拠点候補地

他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受ける際の活動拠点の候補地は以下のとおりとし、災害の規模及び被災状況等に応じて指定する。

名　　称	場　　所	備　　考
垂水中央運動公園	垂水市田神 3000 番地	駐車場、トイレ、
道の駅たるみず	垂水市牛根麓 1038-1	駐車場、トイレ、風呂
道の駅たるみずはまびら	垂水市浜平 2036-6	駐車場、トイレ

9　物資集積拠点

名　　称	場　　所	備　　考
垂水市文化会館	垂水市田神 2750-1	
垂水市公設地方卸売市場	垂水市錦江町 1-201	

10　指定避難所の開設に際しての対応

⑴　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

⑵　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

⑶　避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。

⑷　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

⑸　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

⑹　避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県くらし保健福祉部及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

⑺　野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県保健福祉部に調達を依頼する。

⑻　野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

危険箇所等に関する資料

1　「土砂災害危険箇所に関する資料」

土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所

⑴　垂水市の指定箇所数（18 年 12 月現在）

土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所												地すべり危険箇所	合計
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計	Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ			合計				
				自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計		
92	52	11	155	84	1	85	23	1	24	16	0	16	123	2	125	3	283

⑵　土石流危険渓流

土石流の発生する危険性があり、人家５戸以上等に被害を及ぼす恐れのある渓流（土石流危険渓流Ⅰ）に加え、人家戸数５戸未満（土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ）も含めた渓流

ア　土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流

イ　土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が 1～4 戸ある場合の当該区域に流入する渓流

ウ　土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流

⑶　急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度３０度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家５戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所（急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ）に加え、人家５戸未満（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ）も含めた箇所

ア　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

イ　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所

ウ　急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

⑷　地すべり危険箇所

地すべりの発生するおそれのある箇所で地すべり等防止法第５１条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所

2　「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

⑴　垂水市の指定箇所数（令和５年９月 19 日現在）

指定年月日	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合　計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
平成 19 年 3 月 30 日	20(26)	20	29	22	0	0	49	42
平成 19 年 12 月 7 日	58	58	79	47	0	0	137	105
平成 20 年 9 月 24 日	77	74	88	68	0	0	165	142
平成 24 年 2 月 10 日	0	0	0	−7	0	0	0	−7
平成 26 年 1 月 17 日								
令和 3 年 1 月 26 日	0	0	0	0	3	0	3	0
合　計	157	154	196	130	3	0	356	284

⑵　土砂災害警戒区域（県知事指定）

土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域

⑶　土砂災害特別警戒区域（県知事指定）

土石などが建築物を損壊し、生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れが認められる土地の区域

3　山地災害危険地区の現況

⑴　垂水市の指定箇所数（令和５年３月末現在：森づくり推進課）

地域振興局	市町村名	山腹崩壊危険地区				地すべり危険地区				崩壊土砂流出危険地区				合計危険地区数	合計着手数	合計着手率
		危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率			
大隅	垂水市	99	56	43	56.6%	0	0	0	−	91	58	33	63.7%	190	114	60.0%

⑵　山腹崩壊危険地区

渓流からの土砂の流出、山腹の崩壊、地すべり等、人家や公共施設等に被害を与える恐れのある地区について、国が定める調査要領に基づき位置づけしたもの。

⑶　崩壊土砂流出危険地区

山腹の崩壊等により発生した土砂，火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち，人家，公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして，地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区

⑷　地すべり危険地区

地すべりが発生したか，又は発生するおそれがある地区のうち，人家，公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして，地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区

⑸　山地災害危険地区マップ

ア　鹿児島県内民有林（鹿児島県のホームページで公開）

ＵＲＬ： https://sanchimap.pref.kagoshima.jp

イ　鹿児島県内国有林（九州森林管理局のホームページで公開）

ＵＲＬ： https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/kiken-erea/osumi/osumi.html

4　山地災害危険地区に関する資料【環境林務部森づくり推進課】

山地災害危険地区　山腹崩壊・地すべり等により官公署，学校，病院，道路などの公共施設や人家に直接被害を与えるおそれのある箇所

山腹崩壊危険地区

1　次のいずれかに該当する地区であって，山腹崩壊（落石を含む。以下同じ。）により，官公署，学校，病院，道路（一般の交通の用に供されている林道及び農業用道路を含む。）等の公用もしくは公共用施設又は人家（工場，旅館，社寺等を含む。）（以下，「公共用施設等」という。）に，直接被害を与えるおそれのあるもの。
(1)「山地災害危険地区の再点検について」（平成28年7月1日付け28林整治第514号，林野庁長官通達。）に基づく調査により，山腹崩壊危険地区と判定された地区
(2) 山腹崩壊土砂が公共施設等に影響を及ぼすおそれがある集水区域内の最高点から高さの5倍に相当する距離の範囲内又は公共施設等から見通し角が11度以上ある山稜が存在する区域の範囲内に，公共施設等の保全対象が存在する地区（なお，保全対象が道路のみの場合は，現に山腹崩壊が発生している地区又は山腹崩壊が発生するおそれのある地区）
(3) 地震により山腹崩壊が発生するおそれがある地区
(4) 落石が発生するおそれがある地区
(5) 過去の災害の様態，学識経験者等の意見，地元の住民等からの聞き取りにより災害のおそれがあると判定された地区

地すべり危険地区

1　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号，以下「法」という。）第3条により地すべり防止区域に指定された地区（法第51条第1項第2号に係るものに限る。以下「林野庁所管地すべり防止区域」という。）
2　1以外の地区であって地すべり（地すべり性崩壊を含む。）している区域又は地すべりするおそれのある区域（以下「地すべり区域」という。）のうち次のいずれかに該当し，地すべりにより，公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域（地すべり区域に隣接する地域のうち，地すべり区域の地すべりを助長し，若しくは誘発し，又は助長し，若しくは誘発するおそれの極めて大きいもの（以下「誘発助長区域」という。）を含む。）

崩壊土砂流出危険地区

1「山地災害危険地区の再点検について」に基づく調査により，崩壊土砂流出危険地区と判定された地区。
2　渓流の出口から概ね2km以内に公共施設等がある地区（ただし，山腹崩壊又は地すべりの規模が大であって，土石流等が2km以上の範囲に流出するおそれがある場合に，土石流等が流出すると予想される範囲に公共施設等がある場合には，その地区を含む。）
　注）ここでいう渓流とは概ね2から3次谷までをいう。
3　過去，土石流災害が発生した地区

１）国有林（国が調査し把握）の位置情報
・国有林の位置については，「九州森林管理局のホームページ」から確認できます。
ＵＲＬ：https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/zumen.html
２）民有林（県が調査し把握）の位置情報
・民有林の位置については，「鹿児島県のホームページ」から確認できます。
ＵＲＬ：https://sanchimap.pref.kagoshima.jp

1　土砂災害危険箇所に関する資料（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）

⑴　土石流危険渓流Ⅰ

箇所番号	水系名	河川名	箇所名	字	流域面積（k㎡）	平均渓床（度）	保全対象（期日不明）		
							人口	人家戸数	耕地 ha
214Ⅰ-001	境松崎川	―	境松崎川	牛根境字上園	0.99	13	18	7	0.00
214Ⅰ-002	牛根境谷	―	牛根境谷	牛根境字中園	0.07	24	372	149	0.03
214Ⅰ-003	―	―	境谷	牛根境字中園	0.07	30	315	126	0.09
214Ⅰ-004	境川	境川	境川	牛根境字下芦戸	2.48	10	275	110	0.49
214Ⅰ-005	境川	境川	小田川	牛根境字下芦戸	0.11	15	42	17	0.06
214Ⅰ-006	境川	境川	蔵置川	牛根境字下芦戸	0.28	9	40	16	0.06
214Ⅰ-007	境川	境川	境第１小川	牛根境字川下	0.03	14	55	22	0.00
214Ⅰ-008	境川	境川	境第２小川	牛根境字川下	0.01	10	90	36	0.00
214Ⅰ-009	鍋谷川	鍋谷川	鍋谷第１小川	二川字浮津	0.26	10	90	36	1.22
214Ⅰ-010	浮津谷	―	浮津谷	二川字浮津	0.13	15	95	38	0.02
214Ⅰ-011	浮津谷	―	鍋谷２小川	二川字浮津	0.03	26	28	11	0.09
214Ⅰ-012	深港川	―	深港川	二川字深港	0.08	20	18	7	0.01
214Ⅰ-013	二川川	―	二川小川	二川字二川	0.29	12	58	23	0.47
214Ⅰ-014	松崎川	松崎川	上ノ原第１小川	二川字上ノ原	0.15	17	10	4	1.03
214Ⅰ-015	松崎川	松崎川	松崎第１小川	二川字上ノ原	0.02	21	25	10	0.59
214Ⅰ-016	松崎川	―	上ノ原谷第１	二川字上ノ原	0.01	24	72	29	0.00
214Ⅰ-017	上ノ原川	―	上ノ原第２小川	二川字上ノ原	0.07	22	45	18	0.37
214Ⅰ-018	第２中浜川	―	第２中浜川	牛根麓字中浜	0.06	12	48	19	0.00
214Ⅰ-019	中浜川	中浜川	中浜川	牛根麓字中浜	1.24	13	80	32	1.86
214Ⅰ-020	中浜川	中浜川	第３中浜川	牛根麓字中浜	0.18	16	30	12	2.56
214Ⅰ-021	磯脇川	磯脇川	磯脇川第１小川	牛根麓字上ノ村	0.07	17	48	19	0.36
214Ⅰ-022	磯脇川	磯脇川	磯脇川	牛根麓字上ノ村	0.93	14	48	19	1.98
214Ⅰ-023	―	―	辺田の第１小川	牛根麓字上ノ村	0.03	13	82	33	0.00
214Ⅰ-024	平野川	平野川	平野川第２小川	牛根麓字小中野	0.04	11	18	7	2.97
214Ⅰ-025	平野川	平野川	平野川第３小川	牛根麓字上ノ村	0.12	7	18	7	3.29
214Ⅰ-026	平野川	平野川	平野川	牛根麓字上ノ村	1.59	10	100	40	3.23
214Ⅰ-027	辺田川	辺田川	辺田川	牛根麓字辺田	1.57	9	100	40	2.21
214Ⅰ-028	辺田川	辺田川	辺田川第１小川	牛根麓字辺田	0.61	6	108	43	1.31
214Ⅰ-029	―	―	平野谷第１	牛根麓字大中野	0.07	4	20	8	0.00
214Ⅰ-030	―	―	松ヶ崎の小川	牛根麓字大中野	0.20	6	0	0	0.77
214Ⅰ-031	―	―	松ヶ崎第２小川	牛根麓字口輪	0.02	14	0	0	0.00
214Ⅰ-032	松ヶ崎川	松ヶ崎川	松ヶ崎川	牛根麓字大中野	0.45	0	8	3	0.83
214Ⅰ-033	仙石川	仙石川	仙石川	牛根麓字東小路	3.60	10	25	10	2.38
214Ⅰ-034	―	―	麓の小川	牛根麓字中小路	0.03	6	95	38	0.00
214Ⅰ-035	宮崎川	宮崎川	城山川	牛根麓字東小路	0.37	8	62	25	2.12
214Ⅰ-036	宮崎川	宮崎川	宮崎川	牛根麓字宮崎小路	0.81	15	90	36	2.66
214Ⅰ-037	―	―	前崎の第２小谷	牛根麓字前崎	0.10	4	25	10	0.00

214Ⅰ-038	―	―	前崎の第３谷	牛根麓字前崎	0.03	10	0	5	0.00
214Ⅰ-039	その他	小浜川	小浜の小川	小浜	0.16	16	30	12	0.67
214Ⅰ-040	その他	小浜川	小浜川	小浜	0.82	14	30	12	1.70
214Ⅰ-041	その他	迫田川	迫田川	岡	0.04	20	54	22	0.19
214Ⅰ-042	その他	大浜川	大浜川	源園	0.06	25	49	20	1.10
214Ⅰ-043	中俣川	中俣川	中俣川	浦谷	1.65	13	20	8	5.50
214Ⅰ-044	その他	瀬角川	瀬角川	瀬角	0.03	11	37	15	0.20
214Ⅰ-045	その他	城ノ下川	城ノ下川	元垂水	0.67	4	12	5	0.50
214Ⅰ-046	その他	北迫川	北迫川	元垂水	0.51	3	17	7	1.50
214Ⅰ-047	河崎川	河崎川	下市木第２小川	下市木	0.02	18	17	7	0.03
214Ⅰ-048	河崎川	河崎川	上市木第２小川	市木	0.05	13	32	13	0.27
214Ⅰ-049	河崎川	河崎川	河崎川	上市木	3.30	11	30	12	4.50
214Ⅰ-050	河崎川	河崎川	上市木の小川	上市木	0.15	21	30	12	0.70
214Ⅰ-051	河崎川	河崎川	上市木第３小川	上市木	0.04	22	52	21	0.08
214Ⅰ-052	河崎川	河崎川	上市木第４小川	上市木	0.０８	15	47	19	0.08
214Ⅰ-053	河崎川	河崎川	下市木第３小川	下市木	0.02	16	22	9	0.17
214Ⅰ-054	河崎川	河崎川	下市木の小川	下市木	0.02	20	35	14	0.14
214Ⅰ-055	河崎川	河崎川	下市木第４小川	下市木	0.02	25	20	8	0.02
214Ⅰ-056	本城川	追神川	蛸迫第１小川	蛸迫	0.02	18	17	7	0.10
214Ⅰ-057	本城川	追神川	蛸迫の小川	蛸迫	0.09	13	20	8	0.27
214Ⅰ-058	本城川	追神川	蛸迫第３小川	蛸迫	0.12	13	12	5	0.33
214Ⅰ-059	本城川	追神川	田上第１小川	田上	0.03	35	20	8	0.14
214Ⅰ-060	本城川	追神川	田上第２小川	田上	0.05	17	27	11	0.26
214Ⅰ-061	本城川	追神川	追神川	田上	1.66	10	37	15	0.50
214Ⅰ-062	本城川	追神川	岩戸の小川	岩戸	0.10	18	20	8	1.55
214Ⅰ-063	本城川	本城川	上新御堂の小川	上新御堂	0.14	11	20	8	0.11
214Ⅰ-064	本城川	本城川	新光寺第３小川	新光寺	0.13	23	2	1	0.39
214Ⅰ-065	本城川	本城川	新光寺の小川	新光寺	0.37	28	2	1	0.04
214Ⅰ-066	本城川	本城川	高城の小川２	馬込	0.01	17	27	11	0.00
214Ⅰ-067	本城川	本城川	高城の小川３	馬込	0.07	8	27	11	0.12
214Ⅰ-068	本城川	本城川	高城第１小川	馬込	0.49	8	111	45	1.01
214Ⅰ-069	本城川	本城川	高城第２小川	馬込	0.11	13	59	24	0.42
214Ⅰ-070	本城川	本城川	本高城の小川	本高城	0.01	17	15	6	0.02
214Ⅰ-071	本城川	本城川	牧の小川	牧	0.03	16	22	9	0.70
214Ⅰ-072	本城川	本城川	上本城の小川	上本城	0.28	15	52	21	0.69
214Ⅰ-073	その他	第１芝原川	第１芝原川	芝原	0.03	9	15	6	0.07
214Ⅰ-074	その他	大迫川	大迫川	尾迫	1.46	3	54	22	0.75
214Ⅰ-075	その他	第１錦川	第１錦川	錦町	0.02	11	12	5	0.08
214Ⅰ-076	その他	第２錦川	第２錦川	錦町	0.01	6	12	5	0.00
214Ⅰ-077	その他	第３錦川	第３錦川	錦町	0.02	11	12	5	0.00

214Ⅰ-078	その他	第4錦川	第4錦川	錦町	0.42	3	12	5	0.00
214Ⅰ-079	その他	第1軽砂川	第1軽砂川	軽砂	0.11	7	30	12	0.00
214Ⅰ-080	その他	第2軽砂川	第2軽砂川	軽砂	0.01	11	15	6	0.00
214Ⅰ-081	その他	軽砂の小川	軽砂の小川	軽砂	0.02	17	35	14	0.21
214Ⅰ-082	その他	第3軽砂川	第3軽砂川	軽砂	0.02	18	49	20	0.09
214Ⅰ-083	その他	並松の川	並松の小川	並松	0.05	17	86	35	0.08
214Ⅰ-084	その他	諏訪第1小川	諏訪第1小川	諏訪	0.01	23	0	0	0.29
214Ⅰ-085	その他	諏訪第2小川	諏訪第2小川	諏訪	0.01	23	17	7	0.60
214Ⅰ-086	小谷川	小谷川	浦川内第1小川	浦川内	0.02	18	22	9	0.35
214Ⅰ-087	小谷川	小谷川	浦川内第2小川	浦川内	0.04	9	20	8	0.14
214Ⅰ-088	小谷川	小谷川	浦川内第3小川	浦川内	0.12	8	20	8	0.04
214Ⅰ-089	小谷川	小谷川	段川	段	0.08	7	17	7	0.82
214Ⅰ-090	小谷川	小谷川	小谷第1小川	小谷	0.17	20	44	18	0.73
214Ⅰ-091	小谷川	小谷川	小谷第2小川	小谷	0.04	17	20	8	0.29
214Ⅰ-092	その他	田平川	田平川	浦川内	0.05	11	17	7	0.29

⑵　土石流危険渓流Ⅱ

箇所番号	水系名	河川名	箇所名	字	流域面積（k㎡）	平均渓床（度）	保全対象(期日不明)		
							人口	人家戸数	耕地 ha
214Ⅱ-001	松尾川	―	松　尾　川	牛根境	0.74	14	5	2	0.00
214Ⅱ-002	―	―	深　港　谷	二川字深港	0.02	18	8	3	0.01
214Ⅱ-003	深港川	深港川	深　港　川	二川字深港	5.98	6	2	1	3.10
214Ⅱ-004	松原川	松原川	松原川２	二川字二川	0.57	10	2	1	0.13
214Ⅱ-005	松崎川	松崎川	松原川２	二川字二川	0.09	14	5	2	0.38
214Ⅱ-006	―	―	第３中浜川	牛根麓字中浜	0.15	18	10	4	0.20
214Ⅱ-007	―	―	平野谷第２	牛根麓字大中野	0.01	6	10	4	0.00
214Ⅱ-008	冷川	冷川	冷　　川	牛根麓字口輪	0.14	9	8	3	1.32
214Ⅱ-009	大迫川	大迫川	大　迫　川	牛根麓字東小路	1.25	9	2	1	2.66
214Ⅱ-010	―	―	東小路谷	牛根麓字東小路	0.06	11	8	3	0.30
214Ⅱ-011	―	―	居世神谷	牛根麓字居世神	0.07	18	10	4	2.52
214Ⅱ-012	―	―	溶岩谷１	牛根麓字溶岩	0.07	9	2	1	0.00
214Ⅱ-013	―	―	溶岩谷２	牛根麓字溶岩	0.02	7	2	1	0.00
214Ⅱ-014	宮崎川	宮崎川	溶岩谷３	牛根麓字溶岩	0.04	15	2	1	0.00
214Ⅱ-015	その他	飛岡川	飛　岡　川	粕場	1.69	10	2	1	2.64
214Ⅱ-016	その他	荒崎の小川	荒崎の小川	元垂水	0.29	5	7	3	0.07
214Ⅱ-017	河崎川	河崎川	下市木第2小川	下市木	0.01	30	2	1	0.03
214Ⅱ-018	河崎川	河崎川	中市木第1小川	中市木	0.01	17	5	2	0.23
214Ⅱ-019	河崎川	河崎川	中市木第2小川	中市木	0.02	17	10	4	0.22
214Ⅱ-020	河崎川	河崎川	上市木第1小川	上市木	0.06	11	2	1	0.08
214Ⅱ-021	本城川	追神川	蛸迫第2小川	蛸迫	0.02	16	5	2	0.33
214Ⅱ-022	本城川	追神川	田上第3小川	田上	0.56	14	2	1	0.16
214Ⅱ-023	本城川	追神川	田上第4小川	田上	0.49	13	10	4	1.80

214Ⅱ-024	本城川	本城川	上ノ宮第1小川	上ノ宮	0.10	18	2	1	0.47
214Ⅱ-025	本城川	本城川	上ノ宮第2小川	上ノ宮	0.29	22	7	3	0.04
214Ⅱ-026	本城川	本城川	上ノ宮川	上ノ宮	0.42	11	10	4	1.21
214Ⅱ-027	本城川	本城川	井川の小川	井川	0.08	11	5	2	0.63
214Ⅱ-028	本城川	本城川	新光寺第1小川	新光寺	0.02	17	2	1	0.38
214Ⅱ-029	本城川	本城川	新光寺第2小川	新光寺	0.05	17	10	4	0.80
214Ⅱ-030	本城川	本城川	第1内ノ野川	内ノ野	0.51	14	2	1	1.70
214Ⅱ-031	本城川	本城川	第2内ノ野川	内ノ野	0.37	17	2	1	0.16
214Ⅱ-032	本城川	本城川	垂桜の小川	垂桜	0.02	10	2	1	0.00
214Ⅱ-033	本城川	本城川	第3内ノ野川	内ノ野	0.88	12	5	2	0.10
214Ⅱ-034	本城川	本城川	新光寺第4小川	新光寺	0.30	15	7	3	0.35
214Ⅱ-035	本城川	本城川	新光寺第5小川	新光寺	0.02	22	2	1	0.54
214Ⅱ-036	本城川	本城川	高城の小川1	馬込	0.39	17	5	2	0.81
214Ⅱ-037	その他	第2芝原川	第2芝原川	芝原	0.05	6	5	2	0.32
214Ⅱ-038	その他	第3芝原川	第3芝原川	芝原	0.09	5	2	1	0.53
214Ⅱ-039	その他	赤迫川	赤迫川	錦町	0.09	9	5	2	0.11
214Ⅱ-040	その他	第3諏訪川	第3諏訪川	諏訪	0.08	11	2	1	0.58
214Ⅱ-041	小谷川	小谷川	山之口川	浦川内	1.19	21	10	4	1.07
214Ⅱ-042	その他	塩入川	田平第1小川	田平	0.10	15	7	3	0.67
214Ⅱ-043	その他	塩入川	塩入川	田平	0.95	15	7	3	2.08
214Ⅱ-044	その他	塩入川	田平第2小川	田平	0.01	14	10	4	0.05
214Ⅱ-045	その他	感王寺川	感王寺第1小川	感王寺	0.02	17	7	3	0.11
214Ⅱ-046	その他	感王寺川	感王寺第2小川	感王寺	0.01	21	7	3	0.11
214Ⅱ-047	その他	感王寺川	感王寺第3小川	感王寺	0.02	22	5	2	0.00
214Ⅱ-048	その他	馬形川	馬形第1小川	麓上	0.05	18	7	3	0.20
214Ⅱ-049	その他	馬形川	馬形第2小川	麓上	0.02	23	5	2	0.38
214Ⅱ-050	その他	馬形川	馬形川	戸越	2.10	15	10	4	0.30
214Ⅱ-051	その他	馬形川	馬形第3小川	麓	0.28	11	5	2	0.00
214Ⅱ-052	その他	高塚川	高塚川	高塚	0.08	16	7	3	0.00

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	箇所名	大字	延長（m）	傾斜(度)	高さ（m）	人家戸数	公共的建物	公共施設	
								種類	数
Ⅰ-1-1956	境	牛根境	350	40	50	5			
Ⅰ-1-1957	境-2	牛根境	150	40	100	12	境小学校		
Ⅰ-1-1958	境-3	牛根境	250	40	70	33	消防分団		
Ⅰ-1-1959	境-4	牛根境	250	42	46	8			
Ⅰ-1-1960	浮津	二川	150	35	50	8			
Ⅰ-1-1962	深港	二川	170	50	50	15	深港公民館		
Ⅰ-1-1963	二川-2	二川	200	35	85	8			
Ⅰ-1-1964	二川	二川	200	30	120	26	保育園		
Ⅰ-1-1965	前崎	牛根麓	600	30	150	20		国道	600

箇所番号	箇所名	大字	延長（m）	傾斜（度）	高さ（m）	人家戸数	公共的建物	公共施設	
								種類	数
Ⅰ-1-1967	居世崎	牛根麓	150	50	50	5			
Ⅰ-1-1968	松崎	牛根麓	100	45	60	2	松ケ崎小学校、松ヶ崎公民館		
Ⅰ-1-1969	小浜	海潟	200	50	40	12			
Ⅰ-1- 1970	脇登	海潟	380	40	30	16			
Ⅰ-1- 1972	福岡原	海潟	250	45	60	0	協和小学校		
Ⅰ-1- 1973	中俣-２	中俣	250	50	23	7	寺		
Ⅰ-1- 1974	中俣	中俣	200	40	40	11		国道	400
Ⅰ-1- 1975	元垂水	市木	180	45	27	10			
Ⅰ-1- 1976	下市木	市木	550	50	40	29			
Ⅰ-1- 1978	城山	市木	230	40	50	15			
Ⅰ-1- 1979	城山-２	市木	150	43	50	9			
Ⅰ-1- 1980	上市木	市木	200	40	60	15			
Ⅰ-1- 1981	堂脇	市木	250	35	27	7			
Ⅰ-1- 1982	市木	市木	350	30	56	15	上市木公民館		
Ⅰ-1- 1983	尾中野-１	市木	100	40	6	12			
Ⅰ-1- 1984	尾中野-２	市木	250	45	42	11			
Ⅰ-1- 1985	大野原	市木	200	40	40	7			
Ⅰ-1- 1986	桑水流	市木	120	43	30	16	学校		
Ⅰ-1- 1987	沖田	市木	200	70	30	14	社会福祉協議会		
Ⅰ-1- 1988	平之-２	田神	380	32	32	7			
Ⅰ-1- 1989	平之	田神	120	35	50	6			
Ⅰ-1- 1990	中之平	田神	670	55	50	55	上犬之馬場公民館		
Ⅰ-1- 1991	上犬之馬-2	田神	130	47	52	6		市道	130
Ⅰ-1- 1992	上犬之馬場	田神	150	30	70	5		市道	150
Ⅰ-1- 1993	蛸迫	田神	140	48	64	4	蛸迫公民館	市道	140
Ⅰ-1- 1994	上原田	田神	110	35	62	5		市道	110
Ⅰ-1- 1995	上原田-２	田神	130	50	55	9			
Ⅰ-1- 1996	浜平-２	浜平	280	30	45	18			
Ⅰ-1- 1997	芝原	浜平	160	45	42	7			
Ⅰ-1- 1998	浜平-４	浜平	60	50	45	16			
Ⅰ-1- 1999	下本城	本城	900	35	25	24	上本城、下本城公民館	市道	500
Ⅰ-1- 2000	上本城-１	本城	100	40	35	8		市道	120
Ⅰ-1- 2001	上本城-２	本城	80	68	40	9			
Ⅰ-1- 2002	牧	本城	110	35	52	11	治療院		
Ⅰ-1- 2003	田上	本城	60	30	60	5		市道	60
Ⅰ-1- 2004	田上-２	田神	70	36	58	5			
Ⅰ-1- 2005	新御堂	新御堂	450	30	45	16		県道	450
Ⅰ-1- 2006	新御堂-２	新御堂	100	32	47	9	上新御堂自治公民館		
Ⅰ-1- 2007	上ノ宮	新御堂	200	30	30	14		市道	200

Ⅰ-1- 2008	上ノ宮-５	新御堂	80	30	35	5			
Ⅰ-1- 2009	上ノ宮-６	新御堂	250	50	74	9		市道	220
Ⅰ-1- 2010	高城	高城	210	55	15	8			
Ⅰ-1- 2011	牧-２	本城	250	33	38	13		市道	120
Ⅰ-1- 2012	下馬込-１	高城	200	50	32	5			
Ⅰ-1- 2013	下馬込-２	高城	130	52	26	6	下馬込公民館	市道	130
Ⅰ-1- 2014	下馬込-３	高城	200	40	32	20		市道	200
Ⅰ-1- 2015	下馬込-４	高城	180	32	25	19			
Ⅰ-1- 2016	馬込	高城	400	70	20	38			
Ⅰ-1- 2017	曲尾	高城	160	30	15	3	内ノ野公民館		
Ⅰ-1- 2018	浜平-３	浜平	210	63	40	22		国道	210
Ⅰ-1- 2019	浜平	浜平	280	38	30	31		市道	280
Ⅰ-1- 2020	錦町-３	浜平	60	38	66	11		市道	60
Ⅰ-1- 2021	錦町-２	浜平	90	35	42	9		市道	90
Ⅰ-1- 2022	錦町-１	浜平	70	40	26	14		市道	60
Ⅰ-1- 2023	段	高城	100	60	16	9		市道	60
Ⅰ-1- 2024	段-３	高城	130	34	30	10	消防車庫	市道	100
Ⅰ-1- 2025	小谷	新城	130	30	46	9			
Ⅰ-1- 2026	浦川内上-２	新城	150	70	24	7	浦川内公民館	市道	150
Ⅰ-1- 2027	浦川内上-１	新城	180	30	30	8			
Ⅰ-1- 2028	浦川内下	新城	300	30	50	13			
Ⅰ-1- 2029	小牟田	新城	150	39	20	5	水源地		
Ⅰ-1- 2030	横間	新城	200	34	30	13		市道	140
Ⅰ-1- 2031	岩渕	新城	200	45	30	6		市道	200
Ⅰ-1- 2032	田平	新城	180	30	20	11			
Ⅰ-1- 2033	田平-２	新城	100	32	36	6		市道	100
Ⅰ-1- 2035	感王寺	新城	320	60	115	3	感王子公民館		
Ⅰ-1- 2036	感王寺-３	新城	140	30	19	6			
Ⅰ-1- 2037	新城麓	新城	100	62	15	12		市道	80
Ⅰ-1- 2038	新城麓-３	新城	130	47	25	10			
Ⅰ-1- 3200	上之村	牛根麓	140	60	40	9			
Ⅰ-1- 3201	下市木三区	市木	210	40	50	10			
Ⅰ-1- 3202	中市木	市木	110	31	20	12			
Ⅰ-1- 3203	港	本城	350	49	40	5	垂水市火葬場	衛生処理場	
Ⅰ-1- 3204	新城麓上	新城	120	32	25	5			
Ⅰ-1- 4198	新生	柊原	440	40	35	5		市道	450
Ⅰ-2- 0193	麓上	新城	110	50	30	5		市道	120

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	大字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	人家戸数	公共施設	
							種類	数
Ⅱ-1- 3842	宮崎小路	牛根麓	60	45	25	1	国道	80
Ⅱ-1- 3843	早崎	牛根麓	150	60	120	1	国道	110
Ⅱ-1- 3844	岡	海潟	95	45	100	4	市道	100
Ⅱ-1- 3845	大浜	海潟	165	40	90	3	市道	150
Ⅱ-1- 3846	浦谷	中俣	170	80	50	1	市道	180
Ⅱ-1- 3847	上元垂水	市木	265	40	50	1	国道	300
Ⅱ-1- 3848	山之口	市木	120	45	70	4	市道	130
Ⅱ-1- 3849	下市来三区	市木	120	30	30	1	市道	120
Ⅱ-1- 3850	蛸迫	田神	70	30	30	4	市道	70
Ⅱ-1- 3851	田上	田神	95	45	60	1	市道	120
Ⅱ-1- 3852	上原田	田神	225	45	70	4	市道	220
Ⅱ-1- 3853	上原田２	田神	200	80	45	4	市道	220
Ⅱ-1- 3854	上原田３	田神	70	90	30	1	県道	70
Ⅱ-1- 3855	上之宮	新御堂	60	40	30	3	市道	60
Ⅱ-1- 3856	下之宮	新御堂	40	45	50	3	市道	50
Ⅱ-1- 3857	本城	新御堂	40	60	20	1	市道	50
Ⅱ-1- 3858	井川	新御堂	130	30	20	3	市道	150
Ⅱ-1- 3859	内之野	新御堂	180	40	45	1	市道	200
Ⅱ-1- 3860	宇佳庵	新城	150	70	50	1	市道	160
Ⅱ-1- 3861	大浜２	新城	200	35	35	2	市道	80
Ⅱ-1- 3862	戸越	新城	140	30	30	4	市道	120
Ⅱ-1- 3863	新城	新城	70	40	35	3	市道	80
Ⅱ-1- 5384	深津－２	二川	200	30	50	3		
Ⅱ-2- 0331	上市木	市木	110	40	50	1	市道	100

(5) 地すべり危険箇所

箇所番号	箇所名	河川名			位置	面積	保全人家戸数	公共施設
		水系名	幹川名	渓流名	大字			
40	松 尾				松尾	49.1	17	国道、市道
71	二 川	二川川	二川川	二川川	二川	9.5	51	国道、県道、市道、公民館、保育園
80	野久妻	河崎川	河崎川		市来	9.8	9	市道、公民館

2　「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

⑴　急傾斜地の崩壊

ア　平成 19 年 3 月 30 日　指定

箇所番号	箇所名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
Kyu214-0003-1	急・上園１	○	上園、中村、中園	牛根境
Kyu214-0003-2	急・上園２	○	上園	牛根境
Kyu214-0004	急・大園１	○	田村	牛根境
Kyu214-0005	急・大園２	○	大園、田村、上芦戸	牛根境
Kyu214-0006-1	急・川下１	○	川下	牛根境
Kyu214-0006-2	急・浮津１	○	川下、浮津	牛根境、浮津
Kyu214-0006-3	急・川下２	○	川下	牛根境
Kyu214-008-1	急・浮津２	○	浮津	浮津
Kyu214-008-2	急・浮津２	○	浮津	浮津
Kyu214-008-3	急・浮津２	○	浮津	浮津
Kyu214-008-4	急・浮津２	○	浮津	浮津
Kyu214-008-5	急・浮津２	○	浮津	浮津
Kyu214-010	急・深港１	○	浮津	浮津
Kyu214-011-1	急・深港２	○	浮津	浮津
Kyu214-011-2	急・深港３	○	浮津	浮津
Kyu214-011-3	急・二川１	○	二川	二川
Kyu214-012-1	急・ニ川２	○	二川	二川
Kyu214-012-2	急・ニ川２	○	二川	二川
Kyu214-013-1	急・ニ川３	○	二川	二川
Kyu214-013-2	急・ニ川３	○	二川	二川
Kyu214-014	急・上ノ原１	○	上ノ原	上ノ原
Kyu214-015	急・上ノ原２	○	上ノ原	上ノ原
Kyu214-021	急・中浜１	○	中浜	中浜
Kyu214-022	急・中浜２	○	中浜	中浜
Kyu214-023	急・中浜３	○	中浜	中浜
Kyu214-025	急・中浜４	○	中浜	中浜

イ　平成 19 年 12 月 7 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
Kyu214-0104	急・上市木１	○	上市木	市木
Kyu214-0109	急・上市木２	○	上市木	市木
Kyu214-0111_1	急・上市木３	○	上市木	市木
Kyu214-0111_2	急・上市木３	○	上市木	市木
Kyu214-0111_3	急・上市木３	○	上市木	市木
Kyu214-0114_1	急・中市木１	○	中市木、下市木３区	市木
Kyu214-0114_2	急・中市木１	○	中市木、下市木３区	市木
Kyu214-0114_3	急・中市木１	○	中市木、下市木３区	市木
Kyu214-0114_4	急・中市木１	○	中市木、下市木３区	市木

Kyu214-0114_5	急・中市木１	○	中市木、下市木３区	市木
Kyu214-0116	急・尾中野１	○	野久妻	野久妻
Kyu214-0117_1	急・中市木２	○	上市木、中市木、下市木	市木
Kyu214-0117_2	急・中市木２	○	上市木、中市木、下市木	市木
Kyu214-0118_01	急・尾中野２	○	野久妻	野久妻
Kyu214-0118_02	急・尾中野２	○	野久妻	野久妻
Kyu214-0118_03	急・尾中野２	○	野久妻	野久妻
Kyu214-0119	急・下市木１	○	下市木１区、中元垂水	市木、元垂水
Kyu214-0122	急・下市木２	○	下市木３区	市木
Kyu214-0123	急・下市木３	○	下市木２区、３区	市木
Kyu214-0125_01	急・田上１	○	田上	田上
Kyu214-0125_02	急・田上１	○	田上	田上
Kyu214-0125_03	急・田上１	○	田上	田上
Kyu214-0125_04	急・田上１	○	田上	田上
Kyu214-0126_01	急・田上２	○	田上	田上
Kyu214-0126_02	急・田上２	○	田上	田上
Kyu214-0126_03	急・田上２	○	田上	田上
Kyu214-0128_01	急・田上３	○	田上	田上
Kyu214-0128_02	急・田上３	○	田上	田上
Kyu214-0128_03	急・田上３	○	田上	田上
Kyu214-0128_04	急・田上３	○	田上	田上
Kyu214-0128_05	急・田上３	○	田上	田上
Kyu214-0128_06	急・田上３	○	田上	田上
Kyu214-0129	急・城山団地１	○	下市木１区	市木
Kyu214-0130_1	急・下市木４	○	下市木１区	市木
Kyu214-0130_2	急・田神１	○	下後馬場、上後馬場	下後馬場、―
Kyu214-0130_3	急・蛸迫１	○	上犬之馬場、蛸迫、田上	上犬之馬場、蛸迫、田上
Kyu214-0130_4	急・蛸迫１	○	上犬之馬場、蛸迫、田上	上犬之馬場、蛸迫、田上
Kyu214-0130_5	急・蛸迫１	○	上犬之馬場、蛸迫、田上	上犬之馬場、蛸迫、田上
Kyu214-0130_6	急・蛸迫１	○	上犬之馬場、蛸迫、田上	上犬之馬場、蛸迫、田上
Kyu214-0130_7	急・蛸迫１	○	上犬之馬場、蛸迫、田上	上犬之馬場、蛸迫、田上
Kyu214-0130_8	急・下市木５	○	下市木３区	市木
Kyu214-0131	急・田上４	○	田上	田上
Kyu214-0132	急・城山団地２	○	上後馬場、下市木１区	―、市木
Kyu214-0133	急・城山団地３	○	上後馬場、下市木１区	―、市木
Kyu214-0134_01	急・田上５	○	田上、上原田	田上、上原田
Kyu214-0134_02	急・田上５	○	田上、上原田	田上、上原田
Kyu214-0134_03	急・田上５	○	田上、上原田	田上、上原田
Kyu214-0137_01	急・下新御堂１	○	上原田、下新御堂	上原田、―
Kyu214-0137_02	急・下新御堂１	○	上原田、下新御堂	上原田、―
Kyu214-0138	急・上新御堂１	○	上新御堂、下新御堂	上新御堂、―

Kyu214-0140_01	急・上ノ宮 1	○	上新御堂、上ノ宮	上新御堂、上ノ宮
Kyu214-0140_02	急・上ノ宮 1	○	上新御堂、上ノ宮	上新御堂、上ノ宮
Kyu214-0140_03	急・上ノ宮 1	○	上新御堂、上ノ宮	上新御堂、上ノ宮
Kyu214-0140_04	急・上ノ宮 1	○	上新御堂、上ノ宮	上新御堂、上ノ宮
Kyu214-0144_01	急・上ノ宮 2	○	上ノ宮	上ノ宮
Kyu214-0144_02	急・上ノ宮 2	○	上ノ宮	上ノ宮
Kyu214-0144_03	急・上ノ宮 2	○	上ノ宮	上ノ宮
Kyu214-0144_04	急・上ノ宮 2	○	上ノ宮	上ノ宮
Kyu214-0144_05	急・上ノ宮 2	○	上ノ宮	上ノ宮
Kyu214-0150_01	急・井川 1	○	井川	井川
Kyu214-0150_02	急・井川 1	○	井川	井川
Kyu214-0150_03	急・井川 1	○	井川	井川
Kyu214-0150_04	急・井川 1	○	井川	井川
Kyu214-0150_05	急・井川 1	○	井川	井川
Kyu214-0150_06	急・井川 1	○	井川	井川
Kyu214-0157_01	急・新光寺 1	○	井川、新光寺	井川、新光寺
Kyu214-0157_02	急・新光寺 1	○	井川、新光寺	井川、新光寺
Kyu214-0161	急・的場 1	○	上馬込	上馬込
Kyu214-0162_01	急・俣江 1	○	上俣江、下俣江	浜平
Kyu214-0162_02	急・俣江 1	○	上俣江、下俣江	浜平
Kyu214-0162_03	急・俣江 1	○	上俣江、下俣江	浜平
Kyu214-0166_02	急・上馬込 3	○	上馬込	上馬込
Kyu214-0166_03	急・上馬込 3	○	上馬込	上馬込
Kyu214-0169_02	急・尾迫 1	○	浜平	浜平
Kyu214-0169_03	急・尾迫 1	○	浜平	浜平
Kyu214-0170_01	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0170_02	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0170_03	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0170_04	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0170_05	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0170_06	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0170_07	急・錦町 1	○	錦町	柊原
Kyu214-0173_01	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_02	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_03	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_04	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_05	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_06	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_07	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_08	急・段 1	○	段	段
Kyu214-0173_09	急・段 1	○	段	段

Kyu214-0176	急・小谷 1	○	小谷	新城
Kyu214-0177_01	急・小谷 2	○	小谷	新城
Kyu214-0177_02	急・小谷 2	○	小谷	新城
Kyu214-0180_01	急・宮脇上 2	○	宮脇上	新城
Kyu214-0180_02	急・宮脇上 2	○	宮脇上	新城
Kyu214-0181	急・宮脇下 1	○	宮脇下	新城
Kyu214-0182	急・小谷 3	○	小谷	新城
Kyu214-0186_01	急・山ノ口 1	○	浦川内上	新城
Kyu214-0186_02	急・山ノ口 1	○	浦川内上	新城
Kyu214-0187_01	急・諏訪上 1	○	宮脇上、宮脇下、諏訪上、諏訪下	新城
Kyu214-0187_02	急・諏訪上 1	○	宮脇上、宮脇下、諏訪上、諏訪下	新城
Kyu214-0187_03	急・諏訪上 1	○	宮脇上、宮脇下、諏訪上、諏訪下	新城
Kyu214-0188	急・山ノ口 2	○	浦川内上	新城
Kyu214-0189_01	急・浦川内上 1	○	諏訪下	新城
Kyu214-0189_02	急・浦川内上 1	○	諏訪下	新城
Kyu214-0192_01	急・浦川内上 2	○	諏訪下	新城
Kyu214-0192_02	急・浦川内上 2	○	諏訪下	新城
Kyu214-0193_01	急・諏訪下 1	○	諏訪上、諏訪下	新城
Kyu214-0193_02	急・諏訪下 1	○	諏訪上、諏訪下	新城
Kyu214-0193_03	急・諏訪下 1	○	諏訪上、諏訪下	新城
Kyu214-0194_01	急・田平 1	○	浦川内上、浦川内下、横間	新城
Kyu214-0194_02	急・田平 1	○	浦川内上、浦川内下、横間	新城
Kyu214-0194_03	急・田平 1	○	浦川内上、浦川内下、横間	新城
Kyu214-0194_04	急・田平 1	○	浦川内上、浦川内下、横間	新城
Kyu214-0194_05	急・田平 1	○	浦川内上、浦川内下、横間	新城
Kyu214-0200_01	急・横間 1	○	横間、田平、宇住庵	新城
Kyu214-0200_02	急・横間 1	○	横間、田平、宇住庵	新城
Kyu214-163_1	急・上馬込 1	○	上馬込、井川	上馬込、井川
Kyu214-163_2	急・上馬込 1	○	上馬込、井川	上馬込、井川
Kyu214-164	急・上馬込 2	○	上馬込	上馬込
Kyu214-165_1	急・的場 2	○	上馬込	上馬込
Kyu214-165_2	急・的場 2	○	上馬込	上馬込
Kyu214-165_3	急・的場 2	○	上馬込	上馬込
Kyu214-167	急・上本城 1	○	上本城	上本城
Kyu214-168-1_1	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_2	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_3	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_4	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_5	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_6	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_7	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城

Kyu214-168-1_8_1	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-1_8_2	急・上本城 2	○	上本城、下本城	上本城、下本城
Kyu214-168-2_1	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_2_1	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_2_2	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_3	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_4_1	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_4_2	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_4_3	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_4_4	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_5_1	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_5_2	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-2_5_3	急・牧 1	○	本高城、牧	高城、牧
Kyu214-168-3_1	急・下馬込 1	○	下馬込、本高城	下馬込、高城
Kyu214-168-3_2	急・下馬込 1	○	下馬込、本高城	下馬込、高城
Kyu214-168-3_3	急・下馬込 1	○	下馬込、本高城	下馬込、高城
Kyu214-168-3_4	急・下馬込 1	○	下馬込、本高城	下馬込、高城
Kyu214-168-4_1	急・上市ノ園 1	○	柊原下	柊原
Kyu214-168-4_2	急・上市ノ園 1	○	柊原下	柊原
Kyu214-168-4_3	急・上市ノ園 1	○	柊原下	柊原
Kyu214-168-4_4	急・上市ノ園 1	○	柊原下	柊原
Kyu214-168-5_1	急・並松 1	○	牧、上中村、比良、西比良、江良迫	牧、柊原
Kyu214-168-5_2_1	急・並松 1	○	牧、上中村、比良、西比良、江良迫	牧、柊原
Kyu214-168-5_2_2	急・並松 1	○	牧、上中村、比良、西比良、江良迫	牧、柊原
Kyu214-168-5_3_1	急・並松 1	○	牧、上中村、比良、西比良、江良迫	牧、柊原
Kyu214-168-5_3_2	急・並松 1	○	牧、上中村、比良、西比良、江良迫	牧、柊原
Kyu214-174_1_1	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_1_2	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_1_3	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_1_4	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_2	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_3	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_4	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_5	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原
Kyu214-174_6	急・軽砂 1	○	西中、上東、下東、並松、下比良	柊原

ウ　平成 20 年 9 月 24 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
kyu214-0024-01	急・中浜 5	○	中浜、上ノ村	中浜、牛根麓
kyu214-0024-02	急・中浜 5	○	中浜、上ノ村	中浜、牛根麓
kyu214-0026-01	急・中浜 6	○	中浜、上ノ村	中浜、牛根麓

kyu214-0026-02	急・中浜６	○	中浜、上ノ村	中浜、牛根麓
kyu214-0027	急・中浜７	○	中浜、上ノ村	中浜、牛根麓
kyu214-0028	急・中浜８	○	中浜、上ノ村	中浜、牛根麓
kyu214-0030	急・上ノ村１	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0031	急・上ノ村２	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0032-01	急・上ノ村３	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0032-02	急・上ノ村３	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0032-04	急・上ノ村３	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0033-01	急・上ノ村４	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0033-03	急・上ノ村４	○	上ノ村	牛根麓
kyu214-0034-01	急・辺田１	○	大中野	牛根麓
kyu214-0034-02	急・辺田１	○	大中野	牛根麓
kyu214-0035-01	急・辺田２	○	大中野	牛根麓
kyu214-0035-02	急・辺田２	○	大中野	牛根麓
kyu214-0035-03	急・辺田２	○	大中野	牛根麓
kyu214-0035-04	急・辺田２	○	大中野	牛根麓
kyu214-0036-01	急・口輪１	○	大中野	牛根麓
kyu214-0036-02	急・口輪１	○	大中野	牛根麓
kyu214-0037-01	急・居世神１	○	東小路	牛根麓
kyu214-0037-02	急・居世神１	○	東小路	牛根麓
kyu214-0037-03	急・居世神１	○	東小路	牛根麓
kyu214-0037-04	急・居世神１	○	東小路	牛根麓
kyu214-0038-01	急・居世神２	○	東小路	牛根麓
kyu214-0038-02	急・居世神２	○	東小路	牛根麓
kyu214-0039	急・口輪２	○	東小路	牛根麓
kyu214-0040-01	急・口輪３	○	大中野	牛根麓
kyu214-0040-02	急・口輪３	○	大中野	牛根麓
kyu214-0041	急・口輪４	○	大中野	牛根麓
kyu214-0042	急・辺田３	○	大中野	牛根麓
kyu214-0043-01	急・居世神３	○	東小路	牛根麓
kyu214-0043-02	急・居世神３	○	東小路	牛根麓
kyu214-0043-03	急・居世神３	○	東小路	牛根麓
kyu214-0044	急・口輪５	○	大中野	牛根麓
kyu214-0047-01	急・居世神４	○	東小路	牛根麓
kyu214-0047-02	急・居世神４	○	東小路	牛根麓
kyu214-0049	急・麓１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0050	急・麓２	○	中小路	牛根麓
kyu214-0051-01	急・麓３	○	中小路	牛根麓
kyu214-0051-02	急・麓３	○	中小路	牛根麓
kyu214-0051-03	急・麓３	○	中小路	牛根麓
kyu214-0052-01	急・小浜１	○	小浜	牛根麓

kyu214-0052-02	急・小浜１	○	小浜	牛根麓
kyu214-0053-01	急・溶岩１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0053-02	急・溶岩１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0053-03	急・溶岩１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0053-04	急・溶岩１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0053-05	急・溶岩１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0054-01	急・小浜２	○	小浜	―
kyu214-0054-02	急・小浜２	○	小浜	―
kyu214-0054-03	急・小浜２	○	小浜	―
kyu214-0054-04	急・小浜２	○	小浜	―
kyu214-0054-05	急・小浜２	○	小浜	―
kyu214-0057-01	急・脇登１	○	脇登	脇登
kyu214-0057-02	急・脇登１	○	脇登	脇登
kyu214-0057-03	急・脇登１	○	脇登	脇登
kyu214-0057-04	急・脇登１	○	脇登	脇登
kyu214-0057-05	急・脇登１	○	脇登	脇登
kyu214-0058-01	急・前崎１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0058-02	急・前崎１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0058-03	急・前崎１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0058-04	急・前崎１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0058-05	急・前崎１	○	宮崎小路	牛根麓
kyu214-0060	急・岡１	○	脇登、岡	脇登、―
kyu214-0061	急・岡２	○	岡、源園	―
kyu214-0062-01	急・源園１	○	源園、恵比須	―
kyu214-0062-02	急・源園１	○	恵比須	―
kyu214-0062-03	急・源園１	○	大浜、恵比須	大浜、―
kyu214-0062-04	急・源園１	○	東和田、西和田、飛岡	東和田、―
kyu214-0062-05	急・源園１	○	東和田、西和田、飛岡	東和田、―
kyu214-0062-06	急・源園１	○	東和田、西和田、飛岡	東和田、―
kyu214-0063	急・飛岡１	○	飛岡	―
kyu214-0066-01	急・高峠１		高峠	―
kyu214-0066-02	急・高峠１		高峠	―
kyu214-0068-01	急・下園１	○	温泉場、下園	―、中俣
kyu214-0068-02	急・下園１	○	飛岡	―
kyu214-0068-03	急・下園１	○	温泉場	―
kyu214-0068-04	急・下園１	○	温泉場	―
kyu214-0068-05	急・下園１	○	温泉場	―
kyu214-0073-01	急・浦谷１	○	上ノ中	中俣
kyu214-0073-02	急・浦谷１	○	上ノ中	中俣
kyu214-0074	急・大野原１	○	大野原	―
kyu214-0077	急・浦谷２	○	上ノ中	中俣

kyu214-0081	急・浦谷３	○	上ノ中	中俣
kyu214-0083-01	急・大野原２	○	大野原	―
kyu214-0083-02	急・大野２	○	大野原	―
kyu214-0083-03	急・大野原２	○	大野原	―
kyu214-0083-04	急・大野原２	○	大野原	―
kyu214-0084-01	急・浦谷４	○	上ノ中	中俣
kyu214-0084-02	急・浦谷４	○	上ノ中	中俣
kyu214-0084-03	急・浦谷４	○	上ノ中	中俣
kyu214-0086	急・浜１	○	上ノ中、浜 2、浜 1、瀬角 2	中俣
kyu214-0092-01	急・瀬角１	○	瀬角 1、瀬角２	中俣
kyu214-0092-02	急・瀬角１	○	瀬角 1	中俣
kyu214-0092-03	急・瀬角１	○	瀬角 1	中俣
kyu214-0093	急・瀬角２	○	瀬角 1、脇田１	中俣
kyu214-0094-01	急・大野原３	○	大野原	―
kyu214-0094-02	急・大野原３	○	大野原	―
kyu214-0094-03	急・大野原３	○	大野原	―
kyu214-0096-01	急・大野原４		大野原	―
kyu214-0096-02	急・大野原４		大野原	―
kyu214-0101-01	急・脇田１	○	脇田１	中俣
kyu214-0101-02	急・脇田１	○	脇田１	中俣
kyu214-0101-03	急・脇田１	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0101-04	急・脇田１	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0101-05	急・脇田１	○	脇田１	中俣
kyu214-0112-01	急・元垂水１	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0112-02	急・元垂水１	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0112-03	急・元垂水１	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0113-01	急・元垂水２	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0113-02	急・元垂水２	○	上元垂水	元垂水
kyu214-0115	急・垂桜１		垂桜	―
kyu214-0120-01	急・駒ヶ丘１	○	垂桜	―
kyu214-0120-02	急・駒ヶ丘１	○	垂桜	―
kyu214-0142-01	急・新御堂１	○	内ノ野	内ノ野
kyu214-0142-02	急・新御堂１	○	内ノ野	内ノ野
kyu214-0142-03	急・新御堂１	○	内ノ野	内ノ野
kyu214-0145	急・新御堂２	○	内ノ野	内ノ野
kyu214-0146-01	急・港１	○	港	浜平
kyu214-0146-02	急・港１	○	黒瀬、港	浜平
kyu214-0148-01	急・新御堂３	○	新光寺	新光寺
kyu214-0148-02	急・新御堂３	○	新光寺	新光寺
kyu214-0149	急・新御堂４	○	新光寺	新光寺
kyu214-0151	急・新御堂５	○	新光寺	新光寺

kyu214-0152	急・新御堂６	○	新光寺	新光寺
kyu214-0153-01	急・新御堂７	○	新光寺	新光寺
kyu214-0153-02	急・新御堂７	○	新光寺	新光寺
kyu214-0154-01	急・芝原１	○	黒瀬、芝原	浜平
kyu214-0154-02	急・芝原１	○	芝原	浜平
kyu214-0156-01	急・新御堂８	○	新光寺	新光寺
kyu214-0156-02	急・新御堂８	○	新光寺	新光寺
kyu214-0158-01	急・芝原２	○	芝原	浜平
kyu214-0158-02	急・芝原２	○	芝原	浜平
kyu214-0158-03	急・芝原２	○	芝原	浜平
kyu214-0159	急・芝原３	○	芝原	浜平
kyu214-0160	急・新御堂９	○	新光寺	新光寺
kyu214-0198	急・新城１	○	感王寺	新城
kyu214-0205-01	急・高塚１	○	高塚	新城
kyu214-0205-02	急・高塚１	○	高塚	新城
kyu214-0206-01	急・感王寺１	○	大浜上	新城
kyu214-0206-02	急・感王寺１	○	大浜上	新城
kyu214-0206-03	急・感王寺１	○	大浜上	新城
kyu214-0206-04	急・感王寺１	○	感王寺	新城
kyu214-0208-01	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0208-02	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0208-03	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0208-04	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0208-05	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0208-06	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0208-07	急・新城２	○	感王寺	新城
kyu214-0210	急・新城３	○	感王寺	新城
kyu214-0211-01	急・感王寺２	○	大浜中	新城
kyu214-0211-02	急・感王寺２	○	大浜中	新城
kyu214-0211-03	急・感王寺２	○	大浜中	新城
kyu214-0211-04	急・感王寺２	○	大浜中	新城
kyu214-0211-05	急・感王寺２	○	田平	新城
kyu214-0211-06	急・感王寺２	○	田平	新城
kyu214-0211-07	急・感王寺２	○	田平	新城
kyu214-0218-01	急・新城４	○	麓上	新城
kyu214-0218-02	急・新城４	○	麓上	新城
kyu214-0218-03	急・新城４	○	麓上	新城
kyu214-0222	急・新城５	○	麓上	新城
kyu214-0224	急・新城６	○	麓上	新城
kyu214-0227-01	急・新城７	○	麓上	新城
kyu214-0227-02	急・新城７	○	麓上	新城

kyu214-0232	急・新城８	○	麓上、麓下	新城
kyu214-0234-01	急・新城９	○	麓下	新城
kyu214-0234-02	急・新城９	○	麓下	新城
kyu214-0247	急・新城１０	○	麓下	新城
kyu214-0248	急・新城１１	○	麓下	新城

エ　平成 24 年 2 月 10 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
Kyu214-0139	急・上新御堂２	○	上新御堂	上新御堂、
Kyu214-0166-01	急・上馬込３	○	上馬込	上馬込
Kyu214-0169-01	急・尾迫１	○	尾迫、葛迫	浜平

オ 平成 26 年 1 月 17 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
Kyu214-0057-01	急・脇登１	○	脇登	脇登
Kyu214-0057-02	急・脇登１	○	脇登	脇登
Kyu214-0057-03	急・脇登１	○	脇登	脇登
Kyu214-0057-04	急・脇登１	○	脇登	脇登
Kyu214-0057-05	急・脇登１	○	脇登	脇登

⑵　土石流

ア　平成 19 年 3 月 30 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
Dok214-0004	土・大園１	○	田村、上芦戸	牛根境
Dok214-0005	土・大園２	○	田村、上芦戸、下芦戸	牛根境
Dok214-0006	土・川下１		川下	牛根境
Dok214-0007	土・川下２	○	川下	牛根境
Dok214-0008	土・川下３		下芦戸、川下	牛根境
Dok214-0009	土・川下４	○	川下	牛根境
Dok214-0010	土・川下５	○	川下	牛根境
Dok214-002	土・松尾口１	○	松尾	牛根境
Dok214-003	土・上園１		上園	牛根境
Dok214-0012	土・浮津１	○	浮津	浮津
Dok214-013	土・浮津２	○	浮津	浮津
Dok214-014	土・浮津３	○	浮津	浮津
Dok214-015	土・浮津４	○	浮津	浮津
Dok214-016	土・深港１	○	浮津	浮津
Dok214-017	土・深港２		浮津	浮津
Dok214-018	土・深港３	○	浮津	浮津
Dok214-020	土・深港５	○	浮津	浮津
Dok214-022	土・二川１	○	二川	二川
Dok214-023	土・二川２	○	二川、上ノ原	二川、上ノ原
Dok214-024	土・二川３	○	二川	二川

Dok214-025	土・上ノ原１	○	上ノ原	上ノ原
Dok214-026	土・上ノ原２	○	上ノ原	上ノ原
Dok214-028	土・上ノ原３	○	上ノ原	上ノ原
Dok214-029	土・上ノ原４	○	上ノ原	上ノ原
Dok214-030	土・上ノ原５	○	上ノ原	上ノ原
Dok214-034	土・中浜１		中浜	中浜
Dok214-035	土・中浜２		中浜	中浜
Dok214-036	土・中浜３		中浜	中浜
Dok214-037	土・中浜４	○	中浜	中浜

※　○：土砂災害特別警戒区域を含むことを示す。
　　―：自主防災未組織を示す。

イ　平成 19 年 12 月 7 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
dok214-0104	土・上市木１		上市木	市木
dok214-0105	土・上市木２		上市木	市木
dok214-0106	土・上市木３	○	上市木	市木
dok214-0110	土・上市木４	○	上市木	市木
dok214-0113	土・上市木５	○	上市木	市木
dok214-0115	土・上市木６	○	上市木	市木
dok214-0116	土・上市木７		上市木	市木
dok214-0119	土・中市木１	○	下市木３区	市木
dok214-0120	土・中市木２		下市木３区	市木
dok214-0121	土・中市木３	○	下市木３区	市木
dok214-0123	土・下市木１	○	下市木２区	市木
dok214-0124	土・下市木２	○	下市木１区	市木
dok214-0126	土・下市木３	○	下市木２区	市木
dok214-0127	土・下市木４	○	下市木２区	市木
dok214-0128	土・下市木５	○	下市木２区	市木
dok214-0129	土・下市木６		下市木１区	市木
dok214-0130	土・田上１	○	田上	田上
dok214-0131	土・田上２	○	田上	田上
dok214-0133	土・田上４	○	田上	田上
dok214-0134	土・田上５	○	田上	田上
dok214-0135	土・田上６	○	田上	田上
dok214-0136	土・蛸迫１		蛸迫、上原田、田上	蛸迫、上原田、田上
dok214-0138	土・田上８	○	田上	田上
dok214-0139	土・蛸迫２		蛸迫、上原田	蛸迫、上原田
dok214-0140	土・蛸迫３	○	蛸迫、上原田	蛸迫、上原田
dok214-0141	土・田上９	○	田上	田上
dok214-0142	土・蛸迫４		蛸迫、上原田	蛸迫、上原田
dok214-0143	土・岩戸１	○	上原田	上原田

dok214-0144	土・上新御堂 1	○	上新御堂	上新御堂
dok214-0145	土・上新御堂 2	○	上新御堂	上新御堂
dok214-0146	土・上新御堂 3	○	上新御堂	上新御堂
dok214-0147	土・上新御堂 4		上新御堂	上新御堂
dok214-0148	土・上新御堂 5	○	下新御堂	—
dok214-0149	土・上新御堂 6	○	下新御堂	—
dok214-0151	土・上ノ宮 1	○	上ノ宮	上ノ宮
dok214-0164	土・新光寺 2	○	新光寺	新光寺
dok214-0193	土・段 1	○	段	段
dok214-0194	土・段 2	○	段	段
dok214-0206	土・小谷 1		段、小谷	段、新城
dok214-0209	土・小谷 2	○	小谷	新城
dok214-0212	土・山ノ口 1	○	小谷、浦川内上	新城
dok214-0215	土・山ノ口 2	○	小谷	新城
dok214-0217	土・浦川内上 1	○	小谷	新城
dok214-0218	土・宮脇下 1	○	宮脇下	新城
dok214-0219	土・諏訪上 1	○	宮脇下、諏訪上	新城
dok214-0220	土・諏訪上 2	○	宮脇下、諏訪上	新城
dok214-0222	土・諏訪上 3	○	諏訪上	新城
dok214-0224	土・浦川内上 4	○	諏訪下、浦川内上	新城
dok214-0225	土・浦川内下 1	○	諏訪下、浦川内上	新城
dok214-0226	土・浦川内上 5	○	諏訪下、浦川内上	新城
dok214-0229	土・田平 1	○	諏訪下、大都	新城
dok214-163	土・牧 1		牧	牧
dok214-165	土・本高城 1		本高城	高城
dok214-167	土・上本城 1		上本城	上本城
dok214-169	土・牧 2		牧	牧
dok214-171	土・上本城 2		上本城	上本城
dok214-176	土・上馬込 1		上馬込、田畑	上馬込、—
dok214-177	土・的場 1		上馬込	上馬込
dok214-178	土・上馬込 2		下馬込、田畑	下馬込、—
dok214-179	土・下馬込 1		下馬込、今川原	下馬込、今川原
dok214-180	土・下馬込 2		下馬込、田畑	下馬込、—
dok214-181	土・下馬込 3		下馬込、今川原	下馬込、今川原
dok214-192	土・並松 1		上比良	柊原
dok214-195	土・下中村 1		下中村、上市之園	柊原
dok214-196	土・上比良 1		上比良	柊原
dok214-197	土・新生 1		新生	柊原
dok214-198	土・新生 2		新生、西 1	柊原
dok214-199	土・比良 1		比良、上中村、下中村	柊原
dok214-201	土・比良 2		比良、上中村、下中村	柊原

dok214-202	土・下東１		下東、並松、上比良	柊原
dok214-203	土・西二１		新生、西１	柊原
dok214-204	土・西比良１		西比良、比良	柊原
dok214-205	土・西中１		上東、下東	柊原

ウ　平成 20 年 9 月 24 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
dok214-0038	土・中浜５		中浜、上ノ村	牛根麓
dok214-0040	土・中浜６	○	中浜、上ノ村	牛根麓
dok214-0043	土・上ノ村１	○	上ノ村	牛根麓
dok214-0044	土・上ノ村２		上ノ村	牛根麓
dok214-0045	土・上ノ村３		上ノ村	牛根麓
dok214-0046	土・上ノ村４	○	上ノ村	牛根麓
dok214-0047	土・上ノ村５	○	上ノ村	牛根麓
dok214-0048	土・大中野１	○	大中野	牛根麓
dok214-0049	土・口輪１	○	大中野	牛根麓
dok214-0050	土・辺田１	○	小中野	牛根麓
dok214-0051	土・東小路１	○	東小路	牛根麓
dok214-0052	土・居世神１	○	東小路	牛根麓
dok214-0053	土・溶岩１		宮崎小路	牛根麓
dok214-0054	土・前崎１	○	宮崎小路	牛根麓
dok214-0055	土・溶岩２		宮崎小路	牛根麓
dok214-0056	土・口輪２	○	大中野	牛根麓
dok214-0057	土・溶岩３	○	宮崎小路	牛根麓
dok214-0058	土・前崎２	○	宮崎小路	牛根麓
dok214-0059	土・大中野２	○	大中野	牛根麓
dok214-0060	土・口輪３		大中野	牛根麓
dok214-0061	土・大中野３	○	上ノ村	牛根麓
dok214-0062	土・口輪４	○	大中野	牛根麓
dok214-0063	土・大中野４		大中野	牛根麓
dok214-0064	土・前崎３	○	宮崎小路	牛根麓
dok214-0066	土・東小路２	○	東小路	牛根麓
dok214-0067	土・上ノ村６	○	小中野	牛根麓
dok214-0068	土・上ノ村７	○	小中野	牛根麓
dok214-0069	土・辺田２	○	小中野	牛根麓
dok214-0071	土・辺田３	○	小中野	牛根麓
dok214-0072	土・東小路３		東小路	牛根麓
dok214-0073	土・東小路４		中小路	牛根麓
dok214-0074	土・宮崎小路１		中小路	牛根麓
dok214-0075	土・小浜１		小浜	―
dok214-0076	土・小浜２	○	小浜	―

dok214-0077	土・小浜３	○	小浜	―
dok214-0081	土・脇登１	○	脇登	脇登
dok214-0082	土・脇登２		脇登	脇登
dok214-0083	土・脇登３		脇登	脇登
dok214-0084	土・岡１		岡、迫田、源園	―
dok214-0085_87	土・飛岡１		飛岡	―
dok214-0086	土・源園１		源園、大浜、恵比須	―、大浜、―
dok214-0088	土・飛岡２	○	飛岡	―
dok214-0089	土・飛岡３	○	飛岡	―
dok214-0090	土・飛岡４	○	飛岡	―
dok214-0092	土・浦谷１	○	上ノ中	中俣
dok214-0093	土・浦谷２		上ノ中	中俣
dok214-0095	土・下園１	○	上ノ中	中俣
dok214-0096	土・浦谷３		上ノ中	中俣
dok214-0100	土・浦谷４	○	上ノ中	中俣
dok214-0101	土・瀬角１		瀬角２	中俣
dok214-0102	土・大野原１	○	大野原	―
dok214-0103	土・瀬角２	○	瀬角１	中俣
dok214-0114	土・元垂水１	○	上元垂水	元垂水
dok214-0117	土・元垂水２	○	上元垂水	元垂水
dok214-0122	土・元垂水３	○	上元垂水、中元垂水	元垂水
dok214-0125	土・垂桜１	○	垂桜	―
dok214-0152	土・内ノ野１	○	新光寺、内ノ野	新光寺、内ノ野
dok214-0153	土・内ノ野２	○	内ノ野	内ノ野
dok214-0154	土・新光寺３	○	新光寺	新光寺
dok214-0155	土・新光寺４	○	新光寺	新光寺
dok214-0156	土・新光寺５		新光寺	新光寺
dok214-0157	土・新光寺６	○	新光寺	新光寺
dok214-0158	土・新光寺７	○	新光寺	新光寺
dok214-0159	土・芝原１	○	黒瀬、芝原	浜平
dok214-0160	土・新光寺８	○	新光寺	新光寺
dok214-0161	土・内ノ野３	○	新光寺、内ノ野	新光寺、内ノ野
dok214-0166	土・芝原２	○	芝原	浜平
dok214-0168	土・芝原３	○	芝原	浜平
dok214-0172	土・新光寺９	○	新光寺	新光寺
dok214-0173	土・新光寺１０	○	新光寺	新光寺
dok214-0182	土・馬込１	○	下馬込	下馬込
dok214-0183	土・尾迫１	○	尾迫、葛迫	浜平
dok214-0184	土・錦町１	○	尾迫、錦町	浜平、柊原
dok214-0185	土・錦町２	○	尾迫、錦町	浜平、柊原
dok214-0186	土・錦町３	○	錦町	柊原

dok214-0189	土・錦町４	○	錦町	柊原
dok214-0227	土・田平２	○	横間	新城
dok214-0228	土・田平３	○	横間	新城
dok214-0230	土・戸越１	○	田平	新城
dok214-0232	土・田平４	○	横間	新城
dok214-0233	土・高塚１	○	高塚、感王寺、麓上	新城
dok214-0234	土・感王寺１	○	田平	新城
dok214-0235	土・感王寺２	○	田平	新城
dok214-0236	土・感王寺３	○	田平	新城
dok214-0238	土・麓１	○	感王寺、麓上	新城
dok214-0239	土・麓２	○	感王寺、麓上	新城
dok214-0240	土・麓３	○	麓上	新城

オ　平成 24 年 2 月 10 日　指定

箇所番号	区域名	特別警戒区域	土砂災害に関する情報の収集、伝達先	
			振興会	自主防災組織
dok214-0070	土・中小路１		東小路、中小路	牛根麓
dok214-0118	土・上市来８		上市木	市木
dok214-0132	土・田上３	○	田上	田上
dok214-0137	土・田上７		田上	田上
dok214-0162	土・新光寺１		井川	井川
dok214-0221	土・浦川内上２		諏訪下、浦川内上	新城
dok214-0223	土・浦川内上３		諏訪下、浦川内上	新城

(3)　地すべり　令和 3 年 1 月 26 日

箇所番号	箇所名	箇所数	特別警戒区域	地滑り区域名	所在地
jis214-0040	地・松尾１	8 か所		松尾	垂水市牛根境松尾
jis214-0071	地・二川１	2 か所		二川	垂水市二川
jis214-1005	地・高塚１	5 か所		高塚	垂水市大字新城字高塚

３　山地災害危険地区

⑴　山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区番号		地区名	市町村	大　字	字
２１４	１	大谷	垂水市	海潟	大谷
２１４	２	新道	垂水市	海潟	新道
２１４	３	境谷	垂水市	牛根境	境谷
２１４	４	散花平	垂水市	牛根麓	散花平
２１４	５	大磯	垂水市	牛根麓	大磯
２１４	６	礒	垂水市	牛根麓	礒
２１４	７	上ノ原	垂水市	二川	上ノ原
２１４	８	田平	垂水市	牛根麓	田平
２１４	９	上川内	垂水市	牛根麓	上川内
２１４	１０	長松	垂水市	牛根麓	長松
２１４	１１	丸尾	垂水市	海潟	丸尾
２１４	１２	大坪	垂水市	二川	大坪
２１４	１３	鳩礒	垂水市	海潟	鳩礒
２１４	１４	脇登	垂水市	海潟	脇登
２１４	１５	浦谷	垂水市	中俣	浦谷
２１４	１６	浦谷	垂水市	中俣	浦谷
２１４	１７	岡	垂水市	海潟	岡
２１４	１８	大比良	垂水市	海潟	大比良
２１４	１９	天神山	垂水市	海潟	天神山
２１４	２０	馬上下	垂水市	市木	馬上下
２１４	２１	福岡原	垂水市	海潟	福岡原
２１４	２２	浦園	垂水市	海潟	浦園
２１４	２３	隈崎	垂水市	中俣	隈崎
２１４	２４	花子	垂水市	市木	花子
２１４	２５	青木	垂水市	中俣	青木
２１４	２６	今水	垂水市	中俣	今水
２１４	２７	後平	垂水市	中俣	後平
２１４	２８	陣ノ尾	垂水市	市木	陣ノ尾
２１４	２９	岩ノ上	垂水市	中俣	岩ノ上
２１４	３０	堂脇	垂水市	市木	堂脇
２１４	３１	瀬戸口１	垂水市	市木	瀬戸口
２１４	３２	瀬戸口２	垂水市	市木	瀬戸口
２１４	３３	花子	垂水市	市木	花子
２１４	３４	礒口	垂水市	牛根境	礒口
２１４	３５	大園	垂水市	牛根境	大園
２１４	３６	川下	垂水市	牛根境	川下
２１４	３７	浮津	垂水市	牛根境	浮津
２１４	３８	深港	垂水市	二川	深港

２１４	３９	宮脇	垂水市	牛根境	宮脇
２１４	４０	礒口平	垂水市	牛根境	礒口平
２１４	４１	岩下	垂水市	牛根境	岩下
２１４	４２	寺尾	垂水市	牛根麓	寺尾
２１４	４３	冷川	垂水市	牛根麓	冷川
２１４	４４	黒木山	垂水市	田神	黒木山
２１４	４５	白坂平	垂水市	市木	白坂平
２１４	４６	宮田	垂水市	市木	宮田
２１４	４７	馬口	垂水市	市木	馬口
２１４	４８	桑水流	垂水市	市木	桑水流
２１４	４９	上ノ平	垂水市	田神	上ノ平
２１４	５０	姉木山	垂水市	田神	姉木山
２１４	５１	牧	垂水市	高城	牧
２１４	５２	下胡麻迫	垂水市	田神	下胡麻迫
２１４	５３	貝迫	垂水市	田神	貝迫
２１４	５４	岩戸ノ上	垂水市	田神	岩戸ノ上
２１４	５５	新御堂	垂水市	新御堂	新御堂
２１４	５６	新御堂	垂水市	新御堂	新御堂
２１４	５７	田口	垂水市	新御堂	田口
２１４	５８	上片平田	垂水市	新御堂	上片平田
２１４	５９	田上	垂水市	田神	田上
２１４	６０	港比良	垂水市	本城	港比良
２１４	６１	芝原	垂水市	浜平	芝原
２１４	６２	上ノ比良	垂水市	本城	上ノ比良
２１４	６３	中ノ迫	垂水市	高城	中ノ迫
２１４	６４	中ノ迫	垂水市	高城	中ノ迫
２１４	６５	下本城	垂水市	本城	下本城
２１４	６６	浦川内	垂水市	新城	浦川内
２１４	６７	高寺平	垂水市	高城	高寺平
２１４	６８	馬込	垂水市	高城	馬込
２１４	６９	中村	垂水市	浜平	中村
２１４	７０	新村	垂水市	浜平	新村
２１４	７１	西ヶ崎	垂水市	柊原	西ヶ崎
２１４	７２	軽砂ノ上	垂水市	本城	軽砂ノ上
２１４	７３	松尾	垂水市	新城	松尾
２１４	７４	前木場下	垂水市	新城	前木場下
２１４	７５	牧原	垂水市	新城	牧原
２１４	７６	平田	垂水市	新城	平田
２１４	７７	諏訪	垂水市	新城	諏訪
２１４	７８	浦河内	垂水市	新城	浦河内
２１４	７９	山園	垂水市	新城	山園

２１４	８０	田平	垂水市	新城	田平
２１４	８１	松下	垂水市	新城	松下
２１４	８２	湯ノ谷	垂水市	新御堂	湯ノ谷
２１４	８３	岩下	垂水市	新御堂	岩下
２１４	８４	内山	垂水市	新城	内山
２１４	８５	積木	垂水市	新城	積木
２１４	８６	松尾	垂水市	牛根麓	松尾
２１４	８７	神貫	垂水市	新城	神貫
２１４	８８	戸越	垂水市	新城	戸越
２１４	８９	田上	垂水市	田神	田上
２１４	９０	大比良	垂水市	海潟	大比良
２１４	９１	大比良	垂水市	海潟	大比良
２１４	９２	梅木	垂水市	新御堂	梅木
２１４	９３	切通	垂水市	新御堂	切通
２１４	９４	岩渕	垂水市	新御堂	岩渕
２１４	９５	岩下	垂水市	新城	岩下
２１４	９６	溜池	垂水市	新城	溜池
２１４	９７	梅木	垂水市	新御堂	梅木
２１４	９８	山下	垂水市	新城	山下
２１４	９９	葛迫	垂水市	浜平	葛迫

⑵　山腹崩壊危険地区（国有林）

危険地区番号		市町村	大　字	字
２１４	1	垂水市		後平
２１４	2	垂水市		後平
２１４	3	垂水市		中尾
２１４	4	垂水市		新御堂新光寺
２１４	5	垂水市		新御堂湯之谷

⑶　崩壊土砂流出危険地区（民有林）

危険地区番号		地区名	市町村	大　字	字
２１４	1	永野	垂水市	海潟	永野
２１４	2	長松	垂水市	牛根麓	長松
２１４	3	五反田	垂水市	海潟	五反田
２１４	4	後ケ谷	垂水市	海潟	後ケ谷
２１４	5	堂ノ上	垂水市	中俣	堂ノ上
２１４	6	浦谷	垂水市	中俣	浦谷
２１４	7	二俣口	垂水市	中俣	二俣口
２１４	8	二俣	垂水市	中俣	二俣
２１４	9	今水	垂水市	中俣	今水
２１４	１０	大迫尻	垂水市	中俣	大迫尻
２１４	１１	鍋ケ迫	垂水市	中俣	鍋ケ迫

２１４	１２	陣之尾	垂水市	市木	陣之尾
２１４	１３	柳ケ迫	垂水市	牛根麓	柳ケ迫
２１４	１４	宍込	垂水市	二川	宍込
２１４	１５	小田	垂水市	市木	小田
２１４	１６	登尾南	垂水市	牛根麓	登尾南
２１４	１７	磯	垂水市	牛根麓	磯
２１４	１８	助新堀	垂水市	牛根麓	助新堀
２１４	１９	鼻間平	垂水市	牛根境	鼻間平
２１４	２０	手ノ平	垂水市	牛根境	手ノ平
２１４	２１	川下	垂水市	牛根境	川下
２１４	２２	出口	垂水市	二川	出口
２１４	２３	岩下	垂水市	二川	岩下
２１４	２４	中浜	垂水市	牛根麓	中浜
２１４	２５	上ノ原１	垂水市	二川	上ノ原
２１４	２６	上ノ原２	垂水市	二川	上ノ原
２１４	２７	寺崎	垂水市	二川	寺崎
２１４	２８	柳ケ迫	垂水市	牛根麓	柳ケ迫
２１４	２９	磯脇平	垂水市	牛根麓	磯脇平
２１４	３０	上ノ村	垂水市	牛根麓	上ノ村
２１４	３１	長浜	垂水市	牛根麓	長浜
２１４	３２	白石	垂水市	牛根麓	白石
２１４	３３	口輪	垂水市	牛根麓	口輪
２１４	３４	前田	垂水市	牛根麓	前田
２１４	３５	岩下	垂水市	牛根麓	岩下
２１４	３６	中迫１	垂水市	市木	中迫
２１４	３７	中迫２	垂水市	市木	中迫
２１４	３８	姉木山	垂水市	田神	姉木山
２１４	３９	赤松迫	垂水市	本城	赤松迫
２１４	４０	俣江	垂水市	浜平	俣江
２１４	４１	四郎迫	垂水市	本城	四郎迫
２１４	４２	松ケ迫	垂水市	本城	松ケ迫
２１４	４３	小堀南	垂水市	本城	小堀南
２１４	４４	赤迫	垂水市	本城	赤迫
２１４	４５	一本松	垂水市	本城	一本松
２１４	４６	大迫	垂水市	本城	大迫
２１４	４７	椎木ヶホキ	垂水市	本城	椎木ヶホキ
２１４	４８	鋤ケ崎	垂水市	本城	鋤ケ崎
２１４	４９	木綿坂	垂水市	本城	木綿坂
２１４	５０	大内迫	垂水市	柊原	大内迫
２１４	５１	下原	垂水市	高城	下原
２１４	５２	西平	垂水市	新城	西平

２１４	５３	小谷	垂水市	新城	小谷
２１４	５４	柳ケ谷	垂水市	新城	柳ケ谷
２１４	５５	曽池	垂水市	新城	曽池
２１４	５６	明ケ谷	垂水市	新城	明ケ谷
２１４	５７	清水	垂水市	新城	清水
２１４	５８	平原	垂水市	牛根麓	平原
２１４	５９	上ノ原	垂水市	二川	上ノ原
２１４	６０	前田	垂水市	牛根麓	前田
２１４	６１	脇登	垂水市	海潟	脇登
２１４	６２	白石	垂水市	牛根麓	白石
２１４	６３	大迫尻	垂水市	牛根麓	大迫尻
２１４	６４	米山	垂水市	海潟	米山
２１４	６５	長谷	垂水市	市木	長谷
２１４	６６	瀬戸口	垂水市	市木	瀬戸口
２１４	６７	宇都	垂水市	市木	宇都
２１４	６８	蛸迫	垂水市	田神	蛸迫
２１４	６９	尾中野	垂水市	市木	尾中野
２１４	７０	下胡麻迫	垂水市	田神	下胡麻迫
２１４	７１	胡麻迫	垂水市	田神	胡麻迫
２１４	７２	池比良	垂水市	新御堂	池比良
２１４	７３	切通	垂水市	新御堂	切通
２１４	７４	新光寺	垂水市	新御堂	新光寺
２１４	７５	船渡瀬	垂水市	高城	船渡瀬
２１４	７６	小牧	垂水市	高城	小牧
２１４	７７	上本城	垂水市	本城	上本城
２１４	７８	諏訪宇都	垂水市	新城	諏訪宇都
２１４	７９	白石	垂水市	新城	白石
２１４	８０	小牟田	垂水市	新城	小牟田
２１４	８１	井出元	垂水市	新城	井出元
２１４	８２	岩根	垂水市	新城	岩根
２１４	８３	小谷	垂水市	新城	小谷
２１４	８４	岳野	垂水市	二川	岳野
２１４	８５	枦山	垂水市	海潟	枦山
２１４	８６	東宇都	垂水市	本城	東宇都
２１４	８７	中牟田	垂水市	牛根境	中牟田
２１４	８８	東宇都	垂水市	本城	東宇都
２１４	８９	迫田	垂水市	新御堂	迫田
２１４	９０	吉水下	垂水市	市木	吉水下
２１４	９１	平谷	垂水市	浜平	平谷

⑷　崩壊土砂流出危険地区（国有林）

危険地区番号		市町村	大　字	字
２１４	1	垂水市	市木町	上市木
２１４	2	垂水市		市木
２１４	3	垂水市		後平
２１４	4	垂水市		猿ヶ城
２１４	5	垂水市		新御堂内ノ野
２１４	6	垂水市		新御堂内ノ野

た　め　池

番号	ため池名	貯水量		所在地	水源	管理者		備考（改修歴）
		台帳	実測					
1	ヨネヤマ 米山ため池	12,000		海潟米山 1644	河川	海潟土地改良区	個人	H1～2 災害土砂除去 特定農業用ため池
2	ミスミ 三角ため池	875	1,700	海潟三角 1371	湧水	任意団体	代表	H11 災害
3	トビオカシン 飛岡新ため池	20,000		海潟横石 比良 1053	渓流	飛岡土地改良区	個人	H1～3 災害 特定農業用ため池
4	コイデ 小井手ため池	16,000	3.500	海潟小井手 352	湧水	飛岡土地改良区	個人	H12～ 老ため
5	クマザキ 隈崎ため池	3,000		中俣隈崎 2774	湧水+河川表流水	任意団体	代表	H1 災害
6	ゼイ 是井ため池	3,200		中俣是井池 比良 1499	湧水	任意団地	代表	H5～6 災害 飛岡土地改良区に編入予定
7	タグチ 田口ため池	4,800	3,900	新御堂池ノ 比良 513	湧水	井川土地改良区	個人	H8～11 老ため
8	ヒルヤマ 蛭山ため池	5,250		新城蛭山ノ 谷 3145	川の堰き止め	新城土地改良区	個人	H5 災害 土砂除去
9	カンオンジカミオク 感王寺上奥ため池	46,000		新城明ヶ谷 3274	湧水+河川表流水	新城土地改良区	個人	H5 災害 土砂除去
10	カンオンジシタオク 感王寺下奥ため池	18,000	6,000	新城溜池 3957-1	湧水	新城土地改良区	個人	H6～9 老ため 特定農業用ため池

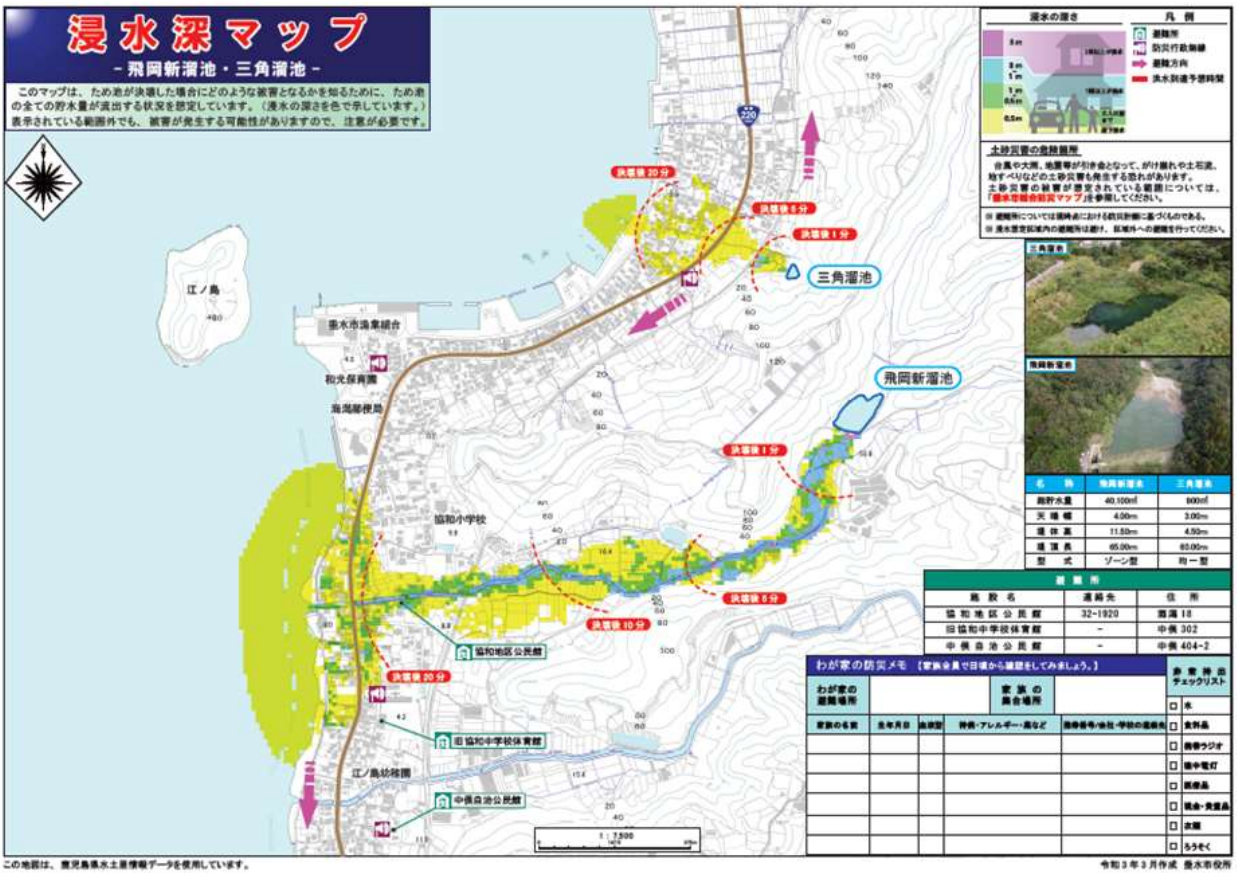
浸水深マップ
－飛岡新溜池・三角溜池－
このマップは、ため池が決壊した場合にどのような被害となるかを知るために、ため池の全ての貯水量が流出する状況を想定しています。（浸水の深さを色で示しています。）表示されている範囲外でも、被害が発生する可能性がありますので、注意が必要です。
浸水の深さ
凡例
避難所
防災行政無線
避難方向
浸水到達予想時間
土砂災害の危険箇所
台風や大雨、地震等が引き金となって、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害も発生する恐れがあります。
土砂災害の被害が想定されている範囲については、「豊水市総合防災マップ」を参照してください。
※避難所については現時点における防災計画に基づくものである。
※浸水想定区域内の避難所は避け、区域外への避難を行ってください。
三角溜池
飛岡新溜池
名称
飛岡新溜池
三角溜池
貯水量
40,100㎥
600㎥
天端幅
4.00m
3.00m
堤体高
11.50m
4.50m
堤頂長
65.00m
60.00m
型式
ゾーン型
均一型
避難所
施設名
連絡先
住所
協和地区公民館
32-1920
海潟18
旧協和中学校体育館
－
中俣302
中俣自治公民館
－
中俣404-2
わが家の防災メモ （家族全員で日頃から確認をしてみましょう。）
わが家の避難場所
家族の集合場所
家族の名前
生年月日
血液型
持病・アレルギー・薬など
携帯番号/会社・学校の連絡先
参考持出チェックリスト
水
食料品
携帯ラジオ
懐中電灯
医療品
現金・貴重品
衣類
ろうそく
江ノ島
豊水市漁業組合
和光保育園
海潟郵便局
協和小学校
江ノ島幼稚園
三角溜池
飛岡新溜池
協和地区公民館
旧協和中学校体育館
中俣自治公民館
決壊後20分
決壊後5分
決壊後1分
決壊後10分
1：7,500
この地図は、鹿児島県水土里情報データを使用しています。
令和3年3月作成 豊水市役所

孤立化集落対策マニュアル(鹿児島県)

1　目　的

・ 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

・ このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1　孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、ＮＴＴ等防災関係機関から意見を聴取する。

〔孤立化のおそれのある集落(例)〕

・ 道路状況
　○ 集落につながる道路等において迂回路がない。
　○ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
　○ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
　○ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
・ 通信手段
　○ 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
　○ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2　孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員(仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、ＮＴＴなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。

・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

(2)　ＮＴＴ

・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下 40 箇所に配置）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3)　道路管理者（県・市町村等）

・孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

３ 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。

・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う

・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) ＮＴＴ

・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。

・ 被災した通信中継局、通信回線等を応急復旧に努める。

(4) 道路管理者（県・市町村）

・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警察

・ 安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

【参考】九州南部沿岸海域排出油防除計画抜粋　（海上保安庁）

「 排出油事故に伴う海洋汚染の想定 」

1　排出油事故の想定

鹿児島港付近海域において、タンカー（250,000ＤＷＴ）が他船と衝突し、サイドタンクに破口を生じ、原油 20,000kℓを排出した。

2　排出油の漂流

排出油事故発生時における風・海潮流を次の４パターンとして、排出油の漂流量を算定する。

パターン／風・海潮流	A	B	C	D
風　　向	北	南	南	北
風　　速	５m/S			
流　　向	下げ潮初期	上げ潮初期	下げ潮初期	上げ潮初期
流　　速	１ノット			

(1)　パターンＡの場合

排出油事故発生から６時間後には、排出油の先端は鹿屋港付近と指宿市宮ケ浜付近を結ぶ海域に達し、その後は風と潮流の方向が同一方向となる場合に汚染の範囲が拡大し、１８時間後には大根占港付近と山川港付近を結ぶ海域、３０時間後には鹿児島湾口長崎鼻付近沖合海域、４２時間後には立目埼沖合海域に達し、外洋へと出る。

［海洋汚染想定図（想パターンＡ）］

(2) パターンＢの場合

排出油事故発生から６時間後には、排出油の先端は垂水港付近と鹿児島港谷山付近海域に達し、その後は風と潮流の方向が同一方向となる場合に汚染の範囲が拡大し、１８時間後には桜島西岸付近と鹿児島本港付近を結ぶ海域、３０時間後には大崎鼻と垂水市牛根付近と結ぶ海域、４２時間後には鹿児島湾奥部加治木港付近に達する。

［海洋汚染想定図（パターンＢ）］

(3) パターンＣの場合

排出油事故発生から６時間後までは、風と潮流の方向は反対であるが、潮流の影響が強いため排出油は一旦南に移動する。その後は、風と潮流の方向が同一方向となる場合に北方向へと移動して汚染の範囲が拡大し、１２時間後には排出油の先端は鹿児島港谷山沖付近海域に達し、２４時間後には鹿児島木材港と桜島南岸を結ぶ海域、３６時間後には鹿児島市花倉付近と桜島北岸付近を結ぶ海域、４８時間後には鹿児島湾奥部加治木港付近に達する。

(4) パターンＤの場合

排出油事故発生から６時間後までは、風と潮流の方向は反対であるが、潮流の影響が強いため排出油は一旦北に移動する。その後は、風と潮流の方向が同一方向となる場合に南の方向へと移動して汚染の範囲が拡大し、１２時間後には鹿屋港付近と喜入町前ノ浜付近を結ぶ海域に達し、２４時間後には鹿屋市高須付近と指宿港付近を結ぶ海域、３６時間後には小根占埼付近と長崎鼻付近を結ぶ海域、４８時間後には立目埼付近海域に達し、外洋へと出る。

［海洋汚染想定図（パターンＤ）］

１　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（鹿児島県）

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、鹿児島県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法第２３条第１項第１号に規定するところのものをいう。
（所要の手続き）
第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。
（協力）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。
（住宅建設）
第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次項においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。
（費用の負担及び支払）
第６条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。
（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。
（報告）
第８条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。
（会員名簿等の提供）
第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提出するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。
（適用）
第１１条　この協定は、平成８年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成８年３月２９日

（記名押印 略）

２　鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

（目的）
第１条　この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防･防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。
（協定区域）
第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。
（災害の範囲）
第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する災害をいう。
（応援要請）
第４条　この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。
⑴　災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
⑵　発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
⑶　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合
（応援要請の方法）
第５条　応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防.防災ヘリコブクー緊急運航要領第 5 第 2 項の鹿児島県消防･防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。
⑴　災害の種別
⑵　災害の発生の日時、場所及び被害の状況
⑶　災害発生現場の気象状況
⑷　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑸　災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
⑹　応援に要する資機材の品目及び数量
⑺　その他必要な事項
（防災航空隊の派遣）
第６条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。
２ 知事は、第 4 条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。
（防災航空隊の隊員の指揮）
第７条　前条第 1 項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。
（消防活動に従事する場合の特例）
第８条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第 5 条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。
（経費負担）
第９条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第１１条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。
（その他）
第１０条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。
（適用）
第１１条 この協定は、平成 10 年 6 月 26 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保持する。

平成１０ 年６月２６日　　（記名押印 略）

３　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第６７条第１項及び第６８条第１項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は次のとおりとする。

⑴　以下に掲げる物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材

イ　被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救助活動に必要な車両、船艇等

⑵　救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣

⑶　以下に掲げる施設等の提供

ア　被災者の一時収容のための施設

イ　ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等

⑷　前３号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援項目の種類及び内容

ア　第２条第１号に掲げる物資等の提供及びあっせん
　　物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間

イ　第２条第２号に掲げる職員の派遣
　　職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間

ウ　第２条第３号アに掲げる施設等の提供
　　被災者数、移送方法、移送日時、収容期間

エ　第２条第３号イに掲げる施設・車両等の提供
　　依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無

⑶　前２号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援要請の順序）

第４条　応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

⑴　隣接市町村に対し応援要請する。

⑵　発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。

⑶　被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）

第５条　県支部等は、前条第２号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

２　県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）

第６条　被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第３条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

２　前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　県又は市町村が第２条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

２　応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　第６条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

（情報の交換等）

第８条　市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）

第９条　応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めによるものとする。

（補則）

第１０条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成１９年６月２７日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各１通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成１９年６月２７日

（記名押印 略）

４　災害時における水道施設の応急復旧に関する協定（垂水市管工事組合）

垂水市（以下「甲」という。）と垂水市管工事組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下、「災害」という。）の発生における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害の発生により給水機能に支障を来たした場合において、その機能を早期に回復するため、甲が乙に要請して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急復旧要請）

第２条　甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧に際し、乙への要請が必要であると認められるときは、乙に対し応急復旧活動を要請することができる。

（活動内容）

第３条　前条の規定に基づき甲が乙に要請できる活動内容は次に掲げるとおりとする。

⑴　水道施設被害状況調査作業
⑵　水道施設復旧作業
⑶　応急給水作業
⑷　その他必要となる作業

（要請手続）

第４条　前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、資機材等について、文書で乙に連絡することにより行うものとする。ただし緊急の場合は口頭により行うものとし、後日速やかに要請書を送付するものとする。

（活動の実施）

第５条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示する応急復旧活動を行うものとする。

２　前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

３　乙は、応急復旧活動に出動する際は甲に対し出動報告書を提出するものとする。

４　乙は、応急復旧活動終了後に甲に対し終了報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条　乙がこの要請に基づく活動のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が応急復旧活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労働災害補償）

第７条　応急復旧活動に従事した乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働災害保険にその補償を請求するものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、応急復旧を要する災害が発生した場合において、相互の情報伝達を緊密に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第９条　乙は、この協定による応急復旧活動に従事できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１ヶ月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、期間終了の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自その１通を保管する。

平成１９年７月３日　　（記名押印 略）

５　災害時における応急支援活動に関する協定（垂水市漁業協同組合）

垂水市（以下「甲」という。）と垂水市漁業協同組合（以下「乙」という。）は、風水害、桜島火山爆発その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第２条　甲は、垂水市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

⑴　災害の状況及び活動内容
⑵　応援を必要とする船舶の数量及び人員
⑶　応援を必要とする日時、場所及び期間
⑷　その他必要な事項

（業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

⑴　自力避難困難者の搬送作業
⑵　食料、日用品等の搬送作業
⑶　負傷者の搬送作業
⑷　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第４条　乙は、甲から第２条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
⑵　活動内容
⑶　応援に従事した期間
⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第６７条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。

２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　第３条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害発生時の情報提供）

第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（協力の効力）

第 10 条　この協定の有効期間は、協力締結の日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協力終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 19 年 12 月 13 日　　（記名押印 略）

６　災害時における応急支援活動に関する協定書（牛根漁業協同組合）

垂水市（以下「甲」という。）と牛根漁業協同組合（以下「乙」という。）は、風水害、桜島火山爆発その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第２条　甲は、垂水市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

⑴　災害の状況及び活動内容
⑵　応援を必要とする船舶の数量及び人員
⑶　応援を必要とする日時、場所及び期間
⑷　その他必要な事項

（業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

⑴　自力避難困難者の搬送作業
⑵　食料、日用品等の搬送作業
⑶　負傷者の搬送作業
⑷　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第４条　乙は、甲から第２条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、 文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
⑵　活動内容
⑶　応援に従事した期間
⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第６７条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。

２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　第３条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害発生時の情報提供）

第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（協力の効力）

第 10 条　この協定の有効期間は、協力締結の日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協力終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第 11 条　この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 19 年 12 月 13 日　　（記名押印 略）

７　災害発生等における生活必需物資の供給に関する協定（垂水市商工会）

災害発生等における生活必需物資の供給に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と垂水市商工会（以下「乙」という。）は、災害発生等の生活必需物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生等により生活必需物資の供給の必要が生じた場合に、生活必需物資の確保等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害発生等により生活必需物資の供給が必要と認めた時は、乙に対して生活必需物資の確保又は斡旋を要請する。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとり、その結果を甲に連絡するものとする。

（生活必需物資の範囲）

第４条　乙が確保する生活必需物資は、次の各号のとおりとする。

⑴　寝具
⑵　医療品
⑶　日用品
⑷　食糧品
⑸　その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第５条　第２条に定める甲の乙に対する要請は、生活必需物資供給要請書（様式１）による。ただし、緊急の場合は口頭でこれを行い、後日文書を交付するものとする。

（要請物資等の引取り）

第６条　物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲の職員立ち会いのうえ、要請物資等の数量等を確認し、甲がこれを引き取るものとする。ただし、斡旋依頼物資については、引取場所で清算するものとする。

（要請物資等の価格）

第７条　価格等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（納品可能物品の報告）

第８条　乙は、毎年１回以上納品可能物品を甲に報告するものとする。

（災害等の情報提供）

第９条　乙及び乙の会員は、覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（協力の効力）

第 11 条　この協定の有効期間は、協力締結の日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協力終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 20 年４月 10 日　　（記名押印 略）

８　災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定

災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり要援護者が避難を余儀なくされた場合に、垂水市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人等(以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。
⑴　介護保険法に基づく要介護認定者
⑵　上記に準じる者
（施設の使用の要請及び受諾）
第３条　甲は、災害により避難が必要となった要援護者があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難なために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。
（避難施設）
第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。
⑴　※
（手続等）
第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
⑴　要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
⑵　身元引受人の氏名、連絡先等
⑶　使用する期間
２　この協定に基づく施設利用に当たっての連絡調整窓口は、市保健福祉課とする。
（避難者の移送）
第６条　避難が必要な要援護者の乙への移送は、甲又は甲が指定する者が行う。
（介護支援者の確保）
第７条　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう支援者（家族等を含む。）の配置について乙と協議するものとする。
（経費の負担）
第８条　乙は、要援護者等が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。
（受入れ可能人員等）
第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
（有効期限）
第 10 条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。
（疑義の解決）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成 21 年２月 10 日

（記名押印 略）

※　避難施設　第４条関係

法人名（協定締結）	福祉避難所名	施設の種類
社会福祉法人 垂水福祉事業協会	養護老人ホーム 垂水華厳園	養護老人ホーム
社団法人 肝属郡医師会	垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑	老人保健施設
社会福祉法人　長和会	特別養護老人ホーム 恵光園	特別養護老人ホーム
	恵光園グループホーム さくらの里	グループホーム
医療法人　浩愛会	グループホーム ひまわり苑	グループホーム
輝北プレスウッド 株式会社　※	グループホーム ゆうきのなぎさ	グループホーム
株式会社 ケイシン	グループホーム たるみず太陽の家	グループホーム

※　令和５年度に閉所

９　災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定（鹿児島県 LP ガス協会大隅支部）

災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と鹿児島県 LP ガス協会大隅支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LP ガス等）（以下「LP ガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、甲内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LP ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な LP ガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第２条　前条の要請は、災害協力支援要請書（別紙１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　第１条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

（LP ガス等の指定）

第４条　この協定の対象となる LP ガス等は、LP ガス、容器（LP ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LP ガス等の運搬及び引渡し）

第５条　LP ガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議の上、決定する。

２　甲は、引渡し場所に職員を派遣し、LP ガス等を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第６条　乙が供給した LP ガス等の費用負担は、次のとおりとする。

⑴　避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

⑵　仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者等の報告）

第７条　甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙３）により、この協定に係る担当　者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第８条　甲は、乙が LP ガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

第９条　この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによるものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（効力）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 22 年 2 月 23 日　　（記名押印 略）

10　避難所施設利用に関する協定書（国立大隅青少年自然の家）

避難所施設利用に関する協定書

垂水市長（以下、「甲」という。）と、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家所長（以下、「乙」という。）との間で、垂水市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生の恐れがあるときに、次のとおり避難所及び災害対策要員の宿泊所（以下、「避難所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第２条　甲は、災害時等において避難所等として開設する必要が生じた場合、「新城海の家」を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第３条　甲は、第２条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書（第１号様式）又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所等として開設することができるものとする。

（避難所等の管理）

第４条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

２　費用の確定について、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（開設期間）

第６条　避難所等の開設期間は、７日間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間延長ができるものとする。

（避難所等解消への努力）

第７条　甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第８条　甲は、乙の管理する施設を避難所等として終了する際は、乙にその旨を文書（第２号様式）で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期限）

第９条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第 11 条　甲と乙は、この協定書を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成 22 年　９月１日　　（記名押印 略）

11　垂水市における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局）

垂水市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と垂水市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７７条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）
第１条　応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。
⑴　所管施設の被害状況の把握
⑵　情報連絡網の構築
⑶　現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
⑷　災害応急措置
⑸　その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）
第２条　垂水市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と垂水市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を垂水市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）
第３条　局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）
第４条　市長は、垂水市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局大隅河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。
２　局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた垂水市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）
第５条　垂水市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）
第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。
⑴　災害初動時に第１条⑴、⑵及び⑶の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
⑵　第１条⑷及び⑸の応援を行う場合
原則として垂水市の負担とするが、第１条⑷の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。
①　大規模な災害と認められる場合
②　国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
③　被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
④　広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）
第７条　九州地方整備局企画部防災課と垂水市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。
２　この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、垂水市においては総務課長とする。

（運用）
第９条　この協定書は、平成 23 年９月 20 日から適用する。

平成 23 年９月 20 日　　（記名押印 略）

12　「道の駅」たるみずの防災機能利用に関する基本協定書（国交省九州地方整備局大隅河川国道事務所）

「道の駅」たるみずの防災機能利用に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所（以下「甲」という。）と「道の駅」たるみずの設置者である垂水市（以下「乙」という。）とは、「道の駅」たるみずの防災機能の利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法に基づく国の防災業務計画や、垂水市の地域防災計画に定める災害応急対策等において、「道の駅」たるみずにおける防災機能の円滑な相互利用について、必要な事項を定めるものとする。

（防災利用する内容）

第２条　甲及び乙は、災害等が発生し、当該「道の駅」において次に掲げ応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）が必要となった時は、相互間における要請に基づき、所有区分にかかわらず利用することができるものとする。

⑴　避難施設の提供
⑵　救援物資の提供及び保管
⑶　救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
⑷　防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
⑸　道路情報、被災情報等の発信
⑹　広域避難における中継・休憩施設の提供
⑺　その他、甲又は乙が必要と認める業務

（費用の負担）

第３条　甲及び乙が行う防災利用に要する費用については、自らが負担するものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲が乙に、乙が甲に第２条の防災利用を要請する場合は、相互に要請の連絡を行うものとする。

（関係者の責務）

第５条　甲及び乙は、防災利用を円滑に実施できるよう、相互に要請の連絡を行うものとする。

２　甲及び乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定は、甲及び乙が協議の上、協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

平成 25 年３月７日　　（記名押印　略）

13　災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（鹿児島県）

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣　旨）
第１条　この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき災害時における木造応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、鹿児島県（以下「甲」という。）が社団法人鹿児島県建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。
（定　義）
第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法第２３条第１項第１号に規定する応急仮設住宅をいう。
（所要の手続き）
第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。
（協　力）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員（以下「会員」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。
（住宅建設）
第５条　乙のあっせんを受けた会員は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。
（費用の負担及び支払）
第６条　会員が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　甲は、会員の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは会員の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。
（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県土木部建築課住宅政策室、乙においては、社団法人鹿児島県建築協会事務局とする。
（報　告）
第８条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。
ただし、甲が必要と求めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。
（会員名簿等の提供）
第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当委員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、委員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。
（協　議）
第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。
（適用）
第１１条　この協定は、平成 25 年３月 22 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成 25 年３月 22 日　　（記名押印 略）

14　災害時における放送要請に関する協定(NPO 法人たるみずまちづくり放送)

災害時における放送要請に関する協定

垂水市（以下「甲」という。）と NPO 法人たるみずまちづくり放送（以下「乙」という。）は垂水市域に災害が発生、又は発生のおそれがある地震、津波、豪雪、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害」とは垂水市域において発生した法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

２　「災害放送」とは、前項の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

３　「緊急割込放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要と認めたときに、甲が、緊急割込放送装置を利用し放送中の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。

（放送の要請）

第３条　甲は、法第 56 条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第４条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出する。

⑴　放送要請の理由

⑵　放送事項

⑶　希望する放送日時

⑷　その他必要な事項

２　乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

３　乙は、災害放送の依頼が要請書によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第５条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系系統をその都度決定し、放送するものとする。

２　甲は、乙の放送局の職員が不在の場合にあって、災害発生状況や避難情報の発表などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断した時は、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、事前に協議し定めた運用規則に従い緊急割込み装置による放送を行うものとする。甲は、緊急割込放送を行ったときは、その内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

（連絡責任者）

第６条　甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

２　前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

（費用の負担）
第７条　災害放送の実施により乙に生じた費用は甲の負担とする。
ただし、その放送が短期間で終了した場合には、その額は、両者で協議して合意した額とする。
（臨時災害放送局）
第８条　大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。そのための運営費用は甲が乙に対し支払うものとし、その額は、両者で協議して合意した額とする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 16 日　　（記名押印　略）

緊急割込放送装置運用細則

この細則は、垂水市（以下「甲」という。）と NPO 法人たるみずまちづくり放送（以下「乙」という。）の間で平成 25 年 12 月 16 日に締結された災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第５条に定めた緊急割込放送装置の運用について規定する。

第１条　緊急割込装置は、以下の全ての要件を満たす状況が発生した場合に使用できるものとする。
⑴　甲が乙に対し、協定第４条の手続きに基づく緊急割込放送の要請を行うことができないとき又は乙がその要請を受信できる状況にないとき。
⑵　電話その他の通信手段を用いても、乙の職員と連絡がとれないとき。
⑶　乙の演奏所が使用できる状況にないと認められるとき。
⑷　人命に関わり、緊急を要する事態であると認められるとき。

第２条　前条に基づき、緊急割込放送設備を使用した放送を甲が行うときは、当該放送が乙の所有する緊急割込放送設備を使用した放送であること及び当該放送を行う甲の担当部署を放送内において明らかにするとする。

第３条　乙の演奏所の回復や職員の確保により、通常の設備を使用した放送が可能な状況と　なったときは、速やかな緊急割込放送設備を使用した放送から通常の設備による放送に切り替えるものとする。

第４条　緊急割込放送設備は甲乙双方で厳重に管理し、第三者に乱用されることがないように努めるものとする。

第５条　本細則は、協定の締結と同時に発効し、必要に応じて甲乙協議の上改正することができる。

平成 25 年 12 月 16 日

15　災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定（鹿児島県）

災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県環境保全協会（以下「乙」という。）とは、災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下「点検・復旧等」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が乙に対し、災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期することを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。
２　この協定において「支援」とは、次に掲げる行為をいう。
⑴　浄化槽の緊急点検及び被害実態調査
⑵　浄化槽汚泥の収集運搬
⑶　市町村が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの設置
⑷　浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係る乙の会員の斡旋
⑸　前４号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧等に関する必要な行為
（支援要請）
第３条　甲は、被災市町村から要請があったときは、乙に対して支援を要請するものとする。
２　前項の規定による乙への支援の要請は、原則として様式第１号により文書で行うものとする。ただし、文書に要請のいとまがないときは、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。
（支援の実施）
第４条　乙は、支援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。
（関係団体との連携）
第５条　乙は、支援の実施に当たって、浄化槽の関係団体と連携を図るものとする。
（被災市町村との協議）
第６条　被災市町村と乙は、支援の内容、方法等について、必要に応じて相互に協議し、確認するものとする。
（実施報告）
第７条　乙は、第２条第２項に規定する支援を終了したときは、甲に対して速やかに様式第２号により文書で報告するものとする。
（経費負担）
第８条　支援に要する経費は、基本的に乙が負担するものとする。ただし、災害の規模や状況によっては支援が長期化するなど乙の負担が多大となるときは、支援を要請した被災市町村等が応分の負担を行うものとし、その額は、あらかじめ被災市町村と乙が協議のうえ決定するものとする。
（連絡窓口）
第９条　この協定に伴う事務は、甲においては鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室、乙においては一般社団法人鹿児島県環境保全協会事務局を窓口として行うものとする。

（協議）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第 11 条　この協定の期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は１年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印のうえ各自１通を保有する。

平成 26 年３月 28 日

（記名押印 略）

16　地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書（株式会社南日本放送）

地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書

垂水市（以下、「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下、「乙」という。）は、乙の行う地上デジタルテレビ放送のデータ放送に、甲の発信する情報の提供について、次のとおり覚書を締結する。

１　甲及び乙は、地上デジタルテレビ放送のデータ放送において住民へ適切に情報を提供するため、お互いに協力するものとする。

２　甲の提供する情報とは、自治体から住民に向けて発信する文字による情報とする。

３　甲は、発信する情報を甲の責任において作成し、乙へ別途定める手順により送信し、必要に応じて変更、訂正、削除その他の対応を適切に行うものとする。

４　乙は、甲の送信した情報を、地上デジタルテレビ放送のデータ放送により放送する。
　その際、乙の判断により内容の変更、削除を行うことがある。

５　放送に係る費用については、無償とする。

６　この覚書にない事項や、この覚書について疑義が生じたときは、甲と乙は協議の上決定するものとする。

７　この覚書の有効期限は、平成２７年３月３１日とする。

８　この覚書の証として、本書２通を作成し、甲と乙双方記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成 26 年４月１日

（記名押印 略）

17　災害時における救援物資提供に関する協定（西日本ビバレッジ株式会社）

災害時における救援物資提供に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と西日本ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。
（協力の内容）
第２条　甲の管内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し又はその発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して物資の提供日の要請があった時は、乙は甲に対して、次項以下の内容により協力するものとする。
２　乙は、前項の物資提供の要請があった時は、次の各号に定めるとおり対応するものとする。
①　乙が甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を、甲に無償で提供する。
②　前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は有償にて供給する。
３　乙は、第１項の物資提供の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議ににより対策を練るものとする。
４　乙の甲に対する第２項第２号の乙商品の引渡し場所は、甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、乙から乙商品の引き渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定するものとする。
（要請の手続き）
第３条　甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。
（期間）
第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから期間満了の１ヶ月前までにこの協定を終了する旨の申し出のなっかぎり、同一内容をもって１年間継続するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第５条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成 26 年４月１日

（記名押印 略）

様式１（第３条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

平成　　年　　月　　日

西日本ビバレッジ株式会社
代表取締役社長　　様

垂水市長

災害時における救援物資提供に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

１　救援要請物資

２　物資搬入日時　　年　　月　　日　　時　　分

３　物資搬入場所

18　災害時における避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定（株式会社湧愛会）

災害時における避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり要援護者が避難を余儀なくされた場合に、垂水市（以下「甲」という。）が、小規模多機能ホーム、恵典の泉（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

⑴　介護保険法に基づく要介護認定者

⑵　上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、災害により避難が必要となった避難行動要支援者があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和 22 年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難なために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、前項の規定のより甲から要請を受けたときは、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

⑴　小規模多機能ホーム　恵典の泉

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

⑴　避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　使用する期間

２　この協定に基づく施設利用に当たっての連絡調整窓口は、市保健福祉課とする。

（避難者の移送）

第６条　避難が必要な避難行動要支援者の乙への移送は、甲又は甲が指定する者が行う。

（介護支援者の確保）

第７条　甲は、乙が避難行動要支援者を適切に介護できるよう支援者（家族等を含む。）の配置について乙と協議するものとする。

（経費の負担）
第８条　乙は、避難行動要支援者等が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

（受入れ可能人員等）
第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）
第 10 条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定署を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成 26 年６月 12 日　　（記名押印 略）

19　災害時に避難行動要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書（社会福祉法人　育友会　城山学園）

（趣旨）
第１条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり要援護者が避難を余儀なくされた場合に、垂水市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人　育友会　城山学園（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条 この協定において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。
⑴　介護保険法に基づく要介護認定者
⑵　上記に準じる者
（施設の使用の要請及び受諾）
第３条 甲は、災害により避難が必要となった避難行動要支援者があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第１号の収容施設をいう。）では対応が困難なために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。
（避難施設）
第４条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。
⑴　障害者支援施設　城山学園
（手続等）
第５条 甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
⑴　避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
⑵　身元引受人の氏名、連絡先等
⑶　使用する期間
２　この協定に基づく施設利用に当たっての連絡調整窓口は、市保健福祉課とする。
（避難者の移送）
第６条 避難が必要な避難行動要支援者の乙への移送は、甲又は甲が指定する者が行う。
（介護支援者の確保）
第７条 甲は、乙が避難行動要支援者を適切に介護できるよう支援者（家族等を含む。）の配置について乙と協議するものとする。
（経費の負担）
第８条 乙は、避難行動要支援者等が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。
（受入れ可能人員等）
第９条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
（有効期限）
第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。
（疑義の解決）
第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。
この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成 26 年 11 月 25 日　　（記名押印　略）

20　災害時に一時避難所としての使用に関する協定書(株式会社財宝)

（趣旨）
第１条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、垂水市（以下「甲」という。）が、株式会社財宝（以下「乙」という。）に対し、乙の協力を得て乙の管理する施設を一時避難所として市民を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の指定、周知）
第２条 甲は、この協定による施設を、民間協力一時避難所として位置付け、市民に周知する。

（使用施設）
第３条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	株式会社財宝　薩摩明治村
所在地	垂水市浜平字城内 627
管理者	株式会社財宝
構造等	鉄骨造
建築年	平成９年

（使用範囲）
第４条　一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	薩摩明治村　宿泊棟
使用客室	客室 18 部屋
収容人員	72 名

（施設変更の報告）
第５条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難所の開設）
第６条 甲は、次の場合、乙に対して第３条の施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。
⑴　大規模な地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合及び長期的な避難を要する場合。
⑵　その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
２ 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（第１号様式）又は口頭（電話連絡含む。）で行うものとする。
３ 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡するものとする。
４ 乙は、宿泊予約及び宿泊者がいて開設できない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）
第７条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（経費の負担）
第８条 当該施設の使用料は無料とする。
２ 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた損害については、甲で処理するものとする。ただし、避難者が寝具一式を使用した場合は、使用者の実費負担（一式に付き 500 円）とする。

３　乙が避難者の要請により食事を提供した場合は、避難者の実費負担とする。
４　その他必要な事項は甲乙協議して決める。

（使用の禁止）
第９条　垂水市内において震度６強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

（使用期間）
第 10 条　一時避難所の使用期間は、第６条の規定による開設から気象警報等が解除され、被害のおそれがなくなるまでの間とするが、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（避難所の閉鎖）
第 11 条　第６条の規定により一時避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、併せて文書（第２号様式）にて通知する。

（有効期限）
第 12 条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度以降においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成27年４月22日　　（記名押印　略）

21　災害時における情報の収集協力に関する覚書(株式会社ナディックサービス)

垂水市（以下「甲」という。）と株式会社ナディックサービス（以下「乙」という。）は、垂水市内で発生した災害時における情報の収集協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、垂水市において発生した災害時において、乙のドローンによる空撮技術を活用した情報収集を行い、被害の軽減や早期復旧等の対策に役立てることを目的とする。

（定義）

第２条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、垂水市内で災害が発生して、乙のドローンが必要となった場合に、次に掲げる協力要請ができるものとする。

⑴　乙が所有し、及び管理する人材の派遣並びにドローンによる災害調査並びに情報収集

⑵　乙が収集した災害情報の提供

⑶　前各号に定めるほか、支援又は協力できる事項

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の協力要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第５条　第３条の協力要請に対して、乙が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、甲が適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加協力）

第６条　甲は、必要がある場合は乙に対し、垂水市災害対策本部への参加要請をすることができるものとし、乙は、当該参加要請に協力するものとする。

（防災訓練等への参加）

第７条　乙は、甲が行う防災訓練等に参加協力できるものとする。

（情報の交換）

第８条　甲乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（期間）

第９条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから期間満了の１か月前までにこの覚書の締結を終了する旨の申出のない限り、同一内容をもって１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この覚書に定めるもののほか、この覚書の実施に関して必要な事項その他この覚書に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日　　（記名押印　略）

22 災害時におけるダンボール製品の供給協力に関する協定(鹿児島県)

災害時におけるダンボール製品の供給協力に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と南日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、鹿児島県内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるダンボール製品（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に、甲が鹿児島県地域防災計画に基づいて被災地等へ物資を供給するに当たり、甲から乙へ協力要請を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に物資を必要とするときは、救援物資供給要請書により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の承諾等）

第３条　乙は、甲から前条の要請があったときは、乙の組合員の中から、以下の条件を満たすものを選定し、甲の要請への協力について承諾を得る。

⑴　被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの

⑵　生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの

⑶　甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

２　乙は、前項で承諾を得た乙の組合員（以下「丙」という。）に関する次の事項について甲に対して連絡する。

⑴　組合員の名称、所在地

⑵　連絡窓口、連絡方法

⑶　物資の種類、数量、提供可能時期

⑷　その他必要事項

３　乙から前項の連絡を受けた甲は、丙と物資の供給に必要な基本的な事項について協議するものとする。

（物資の種類）

第４条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

⑴　ダンボール製簡易ベット

⑵　ダンボール製シート

⑶　ダンボール製間仕切り

⑷　その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第５条　丙は、甲の指定する場所に物資を運搬し、納品するものとする。その際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受領させるものとする。

ただし、丙による運搬が困難な場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うことができる。

２　丙は、前項により物資の供給を行った場合は、甲に対し、救援物資供給完了報告書により供給完了を報告するものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、丙が物資を運搬する際には、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援に努めるものとする。

（市町村による要請）

第７条　災害の規模が比較的小規模な場合など、市町村が乙に対して物資の要請を直接行うことが適当と認められるときは、市町村は乙に直接要請できるものとする。

２　前項の規定により市町村が乙に要請する場合は、市町村はあらかじめ甲に要請内容を連絡するものとし、甲は、必要に応じ市町村及び乙の調整、支援を行うものとする。

３　第１項の規定により市町村が乙に要請する場合は、第２条、第３条、及び第５条の規定については、甲を市町村と読み替える。

（経費等の負担及び請求等）

第８条　第５条の規定により丙が供給した物資の代金及び運搬に要する経費（以下「経費等」という。）は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格を基準とする。但し、災害の発生後において、仕入れ費用の高騰など特別な事情がある場 合は、甲及び丙が協議の上決定するものとする。

２　前項の経費等については、災害対策基本法第９１条又は第９３条の規定に基づき、甲又は市町村が負担する。

３　丙は、積算根拠を示す資料を添付して、前項の経費等を甲又は市町村に請求するものとする。

４　甲又は市町村は、前項の請求が適正と認めたときは、速やかに支払いを行うものとする。

（担当窓口及び連絡体制）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては保健福祉部社会福祉課長、乙においては事務局長とする。

２　甲及び乙は、この協定の担当窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、それを変更したときも同様とする。

３　甲は、乙の担当窓口を市町村に、市町村の担当窓口を乙に通知するものとする。

４　乙は、災害時における甲又は市町村の要請に迅速に対応するため、乙の組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報の共有等）

第10条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、供給可能な物資の品目及び数量、並びに災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

３　乙は、日頃より、この協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努めるものとする。

（他の協定との関係）

第11条　この協定は、市町村と乙で締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定に基づく物資の調達等を妨げるものではない。

（損害賠償責任）

第12条　乙は、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第13条　第４条の規定により物資の運搬に従事した者が、物資の運搬に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、次の各号に掲げる場合を除き、災害対策基本法及び災害救助法等に定めるところにより、その損害を補償する。

⑴　物資の運搬に従事する者の故意又は重大な過失による場合

⑵　当該損害につき、乙又は物資の運搬に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

⑶　負傷等の原因が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（訓練への参加協力）

第14条　乙又は丙は、甲又は市町村が実施する防災訓練等に参加を要請されたときは、積極的にこれに協力するものとする。

２　前項の規定による訓練等の参加に要した経費については、乙又は丙の負担とする。

但し、甲が訓練等に物資の供給を要請する場合の実費等費用については、第８条を基本として、乙又は丙と協議の上決定する。

（協定の有効期間）

第15条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成　年　月　日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から協定の終了について申し出がないときは、さらに１年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第16条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。なお、市町村及び乙の組合員は、この協定の写しを所持する。

平成 28 年３月 24 日　　（記名押印　略）

23　災害時における物資の供給協力に関する協定書（日之出紙器工業株式会社）

垂水市（以下「甲」という。）と日之出紙器工業株式会社（以下「乙」という。）とは、垂水市域内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、段ボール簡易ベッド、段ボール製パーテーション、段ボールシート、段ボールケース等の乙の取扱商品とする。

（要請手続等）

第５条　第２条の要請は、災害時における物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第６条　甲の指定する場所への物資の運搬は、甲又は甲の指定するものが行うものとし、甲は、必要に応じ乙に対して運搬の協力を求めることができる。

２　乙は、第５条の規定による要請を受けたときから、原則として 72 時間以内に甲の指定した場所へ物資を搬入するものとする。

（費用）

第７条　乙が甲に供給した物資、運搬等の費用については、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、遅延なく支払うものとする。

２　前項に規定する費用の額は、乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（報告）

第８条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから期間満了の１月前までにこの協定の締結を終了する旨の申出のない限り、同一内容をもって１年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 28 年３月 25 日　　（記名押印　略）

別紙様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

垂水市長　　印災害時における物資の供給協力要請書

災害時における物資の供給協力に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり物資の供給協力を要請します。

品名	規格・単位	数量	場所	備考

24　災害時における物資の供給協力に関する協定書(エス・パックス株式会社)

垂水市（以下「甲」という。）とエス・パックス株式会社（以下「乙」という。）とは、垂水市域内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、段ボール簡易ベッド、段ボール製パーテーション、段ボールシート、段ボールケース等の乙の取扱商品とする。

（要請手続等）

第５条　第２条の要請は、災害時における物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第６条　甲の指定する場所への物資の運搬は、甲又は甲の指定するものが行うものとし、甲は、必要に応じ乙に対して運搬の協力を求めることができる。

２　乙は、第５条の規定による要請を受けたときから、原則として 72 時間以内に甲の指定した場所へ物資を搬入するものとする。

（費用）

第７条　乙が甲に供給した物資、運搬等の費用については、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、遅延なく支払うものとする。

２　前項に規定する費用の額は、乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（報告）

第８条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから期間満了の１月前までにこの協定の締結を終了する旨の申出のない限り、同一内容をもって１年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 28 年３月 25 日　　（記名押印　略）

別紙様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

垂水市長　　印

災害時における物資の供給協力要請書

災害時における物資の供給協力に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり物資の供給協力を要請します。

品名	規格・単位	数量	場所	備考

25　災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書(鹿児島県)

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）及び公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）は、災害時における住家被害認定調査の支援に際し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鹿児島県内に災害が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して住家被害認定調査の支援を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第条第１項に定めるものをいう。

（業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙及び丙に対し支援を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

⑴ 市町村が実施する住家の被害認定調査

⑵ 不動産登記及び境界問題等の相談業務

⑶ その他特に必要と認められる業務

（支援の要請）

第４条　甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は県内市町村から前条の支援が必要として甲に依頼のあったときは、乙及び丙に対し、文書で要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定により甲から要請をうけたときは、速やかに乙の会員、丙の社員を動員することとし、その措置の状況を文書で甲に報告するものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

３　第１項の要請が、県内市町村からの依頼に基づくものであるときは、甲は、速やかに前項の報告を当該市町村に通知するものとする。

４　乙及び丙は、甲の要請に基づき業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書で甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条に定める業務の実施に要する経費については、乙及び丙の負担とする。

２　経費の負担について、前項によりがたいと認められる特別な事由がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、当該経費が市町村からの依頼に基づく業務に係るものである場合は、あらかじめ当該市町村、乙及び丙間で協議するものとする。

（労務保障）

第６条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は死亡した場合の損害補償については、当該従事者の所属する乙又は丙の責任において行うものとする。

（研修会等への参加）

第７条　乙及び丙は、住家被害認定調査に関する知識、技術の習得を目的として、甲又は市町村が実施する研修会等に、乙の会員又は丙の社員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（支援要請等の窓口）

第８条　乙及び丙は、この協定に基づく甲からの支援要請等の窓口について、相互に調整し、窓口を一本化するものとする。

（連絡担当者の設置）

第９条　乙及び丙は、あらかじめこの協定に基づく支援業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に交換するものとする。

（協定の効力）

第 10 条　この協定の効力は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲、乙又は丙のいずれかから文書を持って協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 28 年３月 28 日　　（記名押印略）

26　災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定(鹿児島県)

災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県栄養士会（以下「乙」という。）は、鹿児島県内で災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用される災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における栄養相談等の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲から乙に栄養相談等の支援活動について協力の要請を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に、次の各号に掲げる業務について乙に対して協力を要請することができるものとする。

⑴　避難所等における住民の栄養相談及び栄養管理業務

⑵　その他甲と乙双方が必要と認めた業務

（指揮命令）

第３条　栄養相談等の支援活動に対する指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な連絡及び調整を行い、定期的な協議の場を設けるなど、平常時から連絡体制の確立に努めるものとする。

（情報の共有）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく業務に必要な情報を平常時から共有するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく業務に要する費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の額及び支払方法等は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（損害賠償責任）

第７条　乙は、この協定に基づく業務の従事に関して、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、次の各号に掲げる場合を除き、その損害を賠償する。

⑴　従事する者の故意又は重大な過失による場合

⑵　当該損害につき、乙又は業務に従事した乙の会員が締結する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

⑶　負傷等の原因が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（訓練への参加協力）

第９条　乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加を要請されたときは、積極的にこれに協力するものとする。

２　前項の訓練等の参加に要した経費については、乙の負担とする。

（細目）
第10条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。
（協議）
第11条　この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して１年とする。
　　ただし、この協定の有効期間満了１か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間にこの協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自１通を所有する。

平成29年３月30日　（記名押印　略）

27　垂水市地区災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社 鹿屋配電事業所）

※【2020年(令和2年)4月1日以降、九州電力株式会社の送配電部門が九州電力から分社し九州電力送配電株式会社と名称が変更されるため覚書が修正されるまでの間、九州電力株式会社を九州電力送配電株式会社と読み替えるものとする。】

垂水市（以下「甲」という）と九州電力株式会社　鹿屋配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1　目　的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2　連絡体制

甲		乙	
垂水市総務課安心安全係（情報窓口）	↔	停電状況等（情報窓口）	広報班（営業計画グループ）
TEL　0994-32-1097			TEL
FAX　0994-32-6625			FAX
垂水市土木課(応急復旧対策)	↔	復旧（道路啓開等）	復旧班（配電グループ）
TEL　0994-32-1386			TEL
FAX　0994-32-6625			FAX

（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

3　提供する情報

	垂水市 → 九　電	九　電 → 垂水市
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・復旧人員の事前配置
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況(崖崩れ、道路決壊等) ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 (現場員、パトロール者等で判る範囲とする。)	・停電状況 ・被害状況（倒木等による復旧支障箇所） ・復旧体制 ・復旧状況
復旧時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

（注）情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う。

4　災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

⑴　駐車場及び宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。

⑵　復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

⑶　復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。また、乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のために船舶を使用する場合、乙は甲が管理する港湾・漁港への船の接岸を依
頼することができる。

〔災害発生時の復旧人員の垂水市における受入れ施設一覧〕
別紙のとおり。

5　道路啓開

⑴　倒木時の道路啓開

・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した上で処理する。
・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

⑵　電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
・ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

6　復旧作業

⑴　電力復旧の考え方

・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

⑵　高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

⑶　電力設備復旧作業の考え方

・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7　広　報

⑴　平常時の広報

・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にＰＲ文の掲載を依頼することができる。

⑵　災害が予想される場合又は災害発生時の広報

・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。
・切れた電線を触ることによる感電事故の防止
・電力設備の被害状況
・停電の発生状況
・復旧見込み等

8　施設利用に関するその他の事項

⑴　施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。
⑵　施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
⑶　乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
⑷　乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
⑸　施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

9　協力の範囲について

・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10　その他

・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
・この覚書の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

平成 29 年３月 31 日　　（記名押印　略）

〔災害発生時の復旧人員の垂水市における受入れ施設一覧〕

別　紙

【待機及び宿泊箇所】

施　設　名	所　在　地	収容可能人員	電 話 番 号
垂水中央運動公園体育館	垂水市田神 3000 番地	１，０１１人	32-3091
垂水市環境センター	垂水市本城 3898 番地 1	２９人	32-0019
水之上地区公民館	垂水市本城 1355 番地 1	７１人	32-1597
水之上体育館	垂水市本城 1359 番地 1	２６１人	－
柊原地区公民館	垂水市柊原 3454 番地	１４７人	35-2622
柊原小学校体育館	垂水市柊原 390 番地	２１６人	35-3052
新城地区公民館	垂水市新城 3452 番地	７７人	35-3619
新城小学校体育館	垂水市新城 3548 番地	２００人	35-2004

【駐車場】

施　設　名	所　在　地	収容可能台数	電 話 番 号
垂水中央運動公園	垂水市田神 3000 番地	２３０台	32-3091
垂水市役所牛根支所	垂水市二川 564-1 番地	１０台	36-2001
垂水市役所新城支所	垂水市新城 3452 番地	１０台	35-2001

【復旧資機材置場】

施　設　名	所　在　地	敷 地 面 積	電 話 番 号
垂水中央運動公園	垂水市田神 3000 番地	２０，１５７㎡	32-3091
牛根麓地区養殖資材整備施設	垂水市牛根麓磯口 19-17	２，５０８㎡	32-1111(内 228)
浮津港野積場	垂水市二川浮津地内	８，６７８㎡	32-1111(内 330)

【ヘリコプター発着場】

施　設　名	所　在　地	敷 地 面 積	電 話 番 号
垂水中央運動公園	垂水市田神 3000 番地	２０，１５７㎡	32-3091
垂水新城小学校グランド	垂水市新城 3548 番地	6,270 ㎡	35-2004
牛根小学校グランド	垂水市二川 519 番地 1	5,435 ㎡	32-1111(内 222)
大野地区公民館前広場	垂水市中俣 3688 番地	380 ㎡	32-1111(内 249)

【港湾施設】

施　設　名	所　在　地	敷地面積	電 話 番 号
垂水港	垂水市潮彩町１丁目	－	大隅地域振興局建設部

28　特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社　鹿児島支店）

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県垂水市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際の特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器及び通信設備の管理）

第３条　甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

２　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、配管、引込柱）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

（破損及び故障発見時の扱い）

第４条　甲及び乙は、設置した特設公衆電話~~を~~について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

２　乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。この場合において、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者をおき、その氏名等を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう別紙２に定める接続試験を実施することとする。

（開設）

第８条　特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域に

おいて大規模災害が発生した場合など、甲と乙連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（利用）
第９条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）
第 10 条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに電話機を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

（経費の負担）
第 11 条　第７条に規定する定期試験の実施及び第８条の規定により開設した特設公衆電話の利用に係る通話料金及び月額基本料金は乙が負担する。

（目的外利用の禁止）
第 12 条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第８条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話を利用することができないものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。
４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（有効期間）
第 13 条　この協定は締結の日からその効力を有するものとし、毎年度末を有効期限とする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）
第 14 条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 29 年６月８日　　（記名押印　略）

29　火山観測データの閲覧に関する協定（国立大学法人京都大学防災研究所）

国立大学法人京都大学防災研究所（以下「甲」という。）及び垂水市（以下「乙」という。）は、桜島火山観測データの閲覧について、下記のとおり協定する。

記

（目　的）
第１条　本協定は、甲により取得される火山観測データを乙が閲覧し、迅速な火山活動状況の把握と防災対応への活用を可能とすること等を目的とする。

（委任規定）
第２条　本協定の実施に必要な細目については、甲は国立大学法人京都大学防災研究所長が、乙は垂水市長が、相互に協議して協定を定めるものとする。

（情報提供の内容）
第３条　甲から乙へ提供する情報については、別表のとおりとする。

（情報の利用）
第４条　乙が閲覧できる観測データは、防災対策及び応急対応への活用を可能とする。乙は、観測データの見解等について、状況に応じて甲へ説明を求めることができる。

（免責事項）
第５条　甲は観測データの提供において、天災、通信回線障害等、その他甲の責に帰することができない事由により、乙の防災対応への活用が不可能となった場合には、賠償の責を負わないものとする。
　また、観測データの活用において、乙の防災対応の遂行に対し、何ら甲は責を負わないものとする。

（その他）
第６条　本協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。また、今後の機器増設や改修等により本協定の内容に沿えない内容が生じた場合は、甲乙協議の上、必要に応じた変更を行うものとする。

（協定書の保管）
第７条　協定の締結を証するため本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は、協定締結日から平成３０年３月３１日迄とする。ただし、甲又は乙から意思表示がないときは、同一条件をもって更に１年間更新し、その後も同様とする。本協定の有効期間中に協定の中止や変更等が必要な場合は、原則として３ヶ月前までに文書により通知するものとする。

（附　則）
本協定は、平成 29 年 11 月 13 日をもって発効するものとする。

平成 29 年 11 月 13 日　　（記名押印　略）

別　表

引之平観測室	地震計	上下動、水平動２成分
古里観測井	地震計	上下動、水平動２成分
	傾斜計	２成分
ハルタ山観測井	地震計	上下動、水平動２成分
	傾斜計	２成分
ハルタ山観測坑道	地震計	上下動、水平動２成分
	水管傾斜計	２成分
	伸縮計	３成分
ハルタ山観測室	空振計	１成分
	火山ガス	二酸化炭素、水素、二酸化硫黄
柴立観測井	地震計	上下動、水平動２成分
高免観測坑道	地震計	上下動、水平動２成分
	水管傾斜計	２成分
	伸縮計	３成分
北岳観測井	地震計	上下動、水平動２成分
白浜観測井	地震計	上下動、水平動２成分
	傾斜計	２成分
黒神観測井	地震計	上下動、水平動２成分
	傾斜計	２成分
	火山ガス	二酸化炭素、水素
	空振計	１成分
	映像	可視画像
新島観測井	地震計	上下動、水平動２成分
	傾斜計	２成分
沖小島観測井	地震計	上下動、水平動２成分
	傾斜計	２成分
古里潮位観測室	潮位計	１成分
袴腰潮位観測室	潮位計	１成分
鹿児島潮位観測室	潮位計	１成分
桜島火山観測所	空振計	１成分
極小域観測網	加速度計	上下動３成分、水平動６成分
吉松観測室	地震計	上下動、水平動２成分
加治木観測室	地震計	上下動、水平動２成分
	水管傾斜計	１成分
郡山観測室	地震計	上下動、水平動２成分
	水管傾斜計	１成分
福山観測室	地震計	上下動、水平動２成分
	伸縮計	１成分
錫山観測室	地震計	上下動、水平動２成分
	水管傾斜計	１成分
大根占観測室	地震計	上下動、水平動２成分
	水管傾斜計	１成分
	伸縮計	１成分
開聞観測室	地震計	上下動、水平動２成分
桜島火山観測所	レーダー画像	Ｘバンドレーダー

30　光ファイバー網の相互接続等に関する協定書（大隅河川国道事務所）

光ファイバー網の相互接続等に関する協定書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長と垂水市長（以下「両者」という。）は、それぞれが整備する防災関係光ファイバー網の相互接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、両者が整備する光ファイバー網を相互に接続し、河川、砂防及び道路に関する防災情報等（以下「防災情報」という。）を相互に交換し共有することにより、災害発生等の恐れがある気象状況下において、災害防止への適正な対応を促進し、広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（対象範囲）

第２条　本協定の対象範囲は、下記による防災情報の伝達手段及び両者による相互交換情報とする。

１　ＣＣＴＶカメラ映像等
２　気象観測情報等（雨量・河川水位等）
３　ホットライン（電話）
４　ＴＶ会議
５　防災体制情報等

（防災情報の伝達手段）

第３条　防災情報の伝達手段は、原則として光ファイバー網によるものとする。

（接続の方法）

第４条　接続にあたっては、両者が十分に調整のうえ施工するものとする。

２ 相互接続運用を行う場合には、接続相手先の業務（河川、砂防及び道路等の情報伝達）に支障のないように施工するものとする。

（防災情報の内容）

第５条　両者において交換し共有する防災情報の内容は、両者が所掌する施設管理業務や防災活動などにおいて有用な情報とし、内容は別表１のとおりとする。

ただし、別表１を変更する必要が生じた場合は、その都度両者が協議して変更できるものとする。

なお、防災情報の交換は、両者の整備状況にあわせて行うものとする。

（防災情報の取扱）

第６条　第２条の規定に基づき交換する防災情報に係る一切の権利は、当該情報を保有する機関に帰属する。

２　第２条の規定に基づき防災情報の提供を受けた機関は、第１条の目的の範囲内において当該情報を使用するものとする。

また、当該情報を自己の関係機関を除く第三者に提供する場合は、事前に相手の了解を得るものとする。

（関係機関）

第７条　前条第２項に規定する関係機関は、別表２のとおりとする。

ただし、別表２を変更する必要が生じた場合は、その都度両者が協議して変更できるものとする。

（防災情報の交換時間）

第８条　防災情報の交換は常時行うものとする。

ただし、両者の職員を配置しなければならない時間は、災害の発生が予想される場合、その他必要があると認められる場合を除きそれぞれの勤務時間とする。

（施設の設置）
第９条　第２条に規定する伝達手段及び防災情報を交換するために必要な施設（光ファイバー、情報機器等をいう。以下同じ。）は、両者がそれぞれ設置するものとする。施設の設置に要する費用は、両者がそれぞれ負担するものとする。
（施設の維持管理）
第１０条　前条に規定する施設の維持管理は、両者がそれぞれ行い、維持管理に要する費用は両者がそれぞれ負担するものとする。
（財産の帰属）
第１１条　第９条に基づき設置した施設については、施設の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。
（施設の運用）
第１２条　両者は、定期点検等により施設の運用及び情報の交換を計画的に停止する場合は、事前に相手方と連絡調整する。
また、施設の故障や事故等による突発的な原因により運用が停止し、情報の交換に支障が発生した場合は、相互に協力して復旧に努めるものとする。
２　前項に規定する連絡を行う場合の連絡先は、別途定めるものとする。
ただし、連絡先を変更する必要が生じた場合は、その都度両者が協議して変更できるものとする。
（工事等による運用中断等に係る協議）
第１３条　両者は、次の各号のいずれかに該当する場合は事前に相手方と協議して処置を定めるものとする。
一　光ファイバー網等の改築・修繕及び災害復旧により運用の中断が予測される場合。
二　第三者が実施する工事等の原因により両者の所有する光ファイバー網等の運用の中断が予測される場合。
２　両者は、前項の規定に係わらず緊急やむを得ない理由により運用が中断した場合は、速やかに相手方に通知するものとする。
（施設の施工区分及び管理区分）
第１４条　第９条の規定に基づき設置する施設の施工区分及び第１０条に規定する管理区分は原則として別図１のとおりとするが、これによりがたいときは両者が協議のうえ定めるものとする。
（施設の変更）
第１５条　両者は、第９条に基づき設置した施設を変更する場合は、事前に協議するものとする。
ただし、相手方に費用の負担を発生させない軽微なものは除くものとする。
（疑義の解決）
第１６条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて両者が協議して定めるものとする。
（その他）
第１７条　本協定は、両者の協議により変更できるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。
平成 30 年３月 13 日　（記名押印　略）

別図１　光ファイバーケーブル等の施工及び管理区分の責任分解

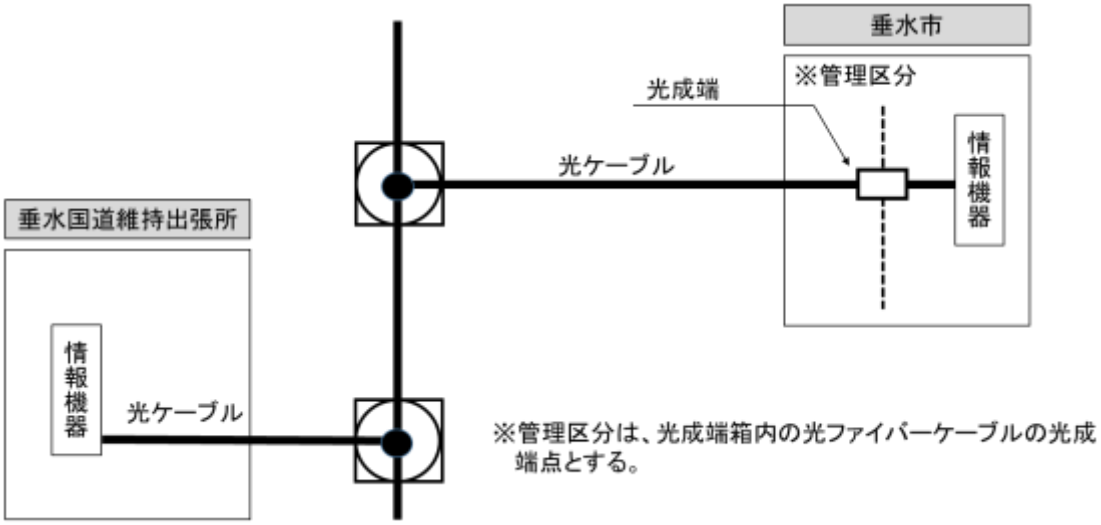

別表１　情報の内容

防災情報	①　ＣＣＴＶカメラ映像
	②　気象観測情報（雨量、河川水位等）
	③　ホットライン（電話）
	④　ＴＶ会議
	⑤　防災体制情報等
その他	①　防災情報等の広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上に寄与する情報

別表２　関係機関

情報受信機関	関係機関
国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	１　国土交通省及び国土交通省所属の各機関 ２　国土交通省及び国土交通省所属の各機関が送信または受信を行う関連機関
垂水市	１　垂水市及び垂水市所属の各機関 ２　垂水市管内にある常備消防関係機関

31　災害時における物資供給に関する協定書(NPO 法人コメリ災害対策センター)

災害時における物資供給に関する協定書

鹿児島県垂水市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

⑴　別表に掲げる物資

⑵　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、災害時における物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとし、原則として 72 時間以内に甲の指定した場所へ物資を搬入するものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 3 月 30 日　　（記名押印　略）

別表（第４条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

別紙様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

NPO 法人コメリ災害対策センター
理事長　　様

垂水市長　　印

災害時における物資の供給協力要請書

災害時における物資供給に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり物資の供給協力を要請します。

品名	規格・単位	数量	引渡場所	備考

32　森林災害協定書(大隅地域振興局及び鹿児島県森林土木協会肝属支部)

森林災害協定書

鹿児島県大隅地域振興局（以下「甲」という。）と垂水市（以下「乙」という。）及び鹿児島県森林土木協会肝属支部（以下「丙」という。）とは、地震、台風、集中豪雨等に伴い発生する、森林・竹林の風倒被害や山地崩壊、土砂流出等の被害及び治山・林道施設の被害状況の情報収集活動等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震、台風、集中豪雨等に伴い発生する、森林・竹林の風倒被害や山地崩壊、土砂流出等の被害及び治山・林道施設の被害状況の迅速かつ的確な情報収集を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合において、丙の組織員の応援が必要であると認めるときは、丙に対し次条の情報収集活動についての協力を要請することができるものとする。

２　丙は、前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、情報収集活動を実施し、乙にその結果を報告するものとする。

３　丙が行う自主的な情報収集活動については、これを妨げない。

（収集活動の内容）

第３条　本協定に基づき、丙は民有林における次の情報を無償で収集し、乙に報告するものとする。

⑴　森林・竹林被害に関すること。

⑵　山地崩壊、土砂流出等の被害に関すること。

⑶　治山・林道施設等の被害に関すること。

⑷　前３号の被害箇所における二次災害発生の兆候

⑸　その他乙が必要と認める情報収集活動

なお、情報収集活動には障害物の除去や復旧作業は含まない。

（協力体制の整備）

第４条　丙は、乙からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を別記第１号により甲及び乙に通知する者とする。

（業務の実施）

第５条　丙は、第３条に規定する情報収集活動を実施した場合、すみやかに乙に報告書（別記第２号）を提出し、状況を報告するものとする。

また、乙は丙から第３条に規定する情報を収集した場合、甲に対して迅速かつ的確な情報伝達に努めるものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定に基づく情報収集活動等を円滑に実施するため、甲においては鹿児島県大隅地域振興局農林水産部林務水産課長、乙においては垂水市農林課長、丙においては鹿児島県森林土木協会肝属支部事務局長を連絡責任者とする。

（協力の効力）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲及び乙又は丙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲、乙、丙で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲と乙と丙が署名の上、各自その１通を保持する。

平成 30 年５月 31 日　（記名押印　略）

別記第１号

「森林災害協定（○○市・町）」組織員名簿

平成　　年　　月　　日現在

〔○○支部〕　〒
住所：
電話番号：

会　社　名	代表者名	住　　所	電　話
			○○社

〔連 絡 体 制〕

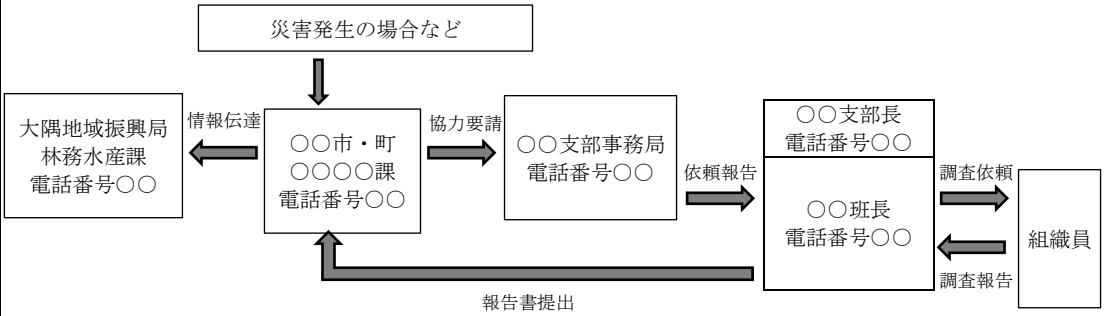

別記第２号

情 報 収 集 活 動 報 告 書　　ＮＯ

項　　目	内　　容
調査年月日等	
場　　所	
被 災 対 象	
調　査　者	
同　行　者	
県への連絡	有　・　無
【被災見取り図】	
【被災の状況】	
その他添付	

【注意事項】調査に当たっては、周囲に危険のないことを確認し把握できる範囲で行うこと。

33　災害時及び消防活動に対する応急対策に関する協定書(垂水市建設業組合)

災害時及び消防活動に対する応急対策に関する協定書

鹿児島県垂水市(以下「甲」という。)と鹿児島県垂水市建設業組合(以下「乙」という。)とは、地震、風水害の災害(以下「災害」という。)が発生した場合、又はその恐れがある場合、及び火災又は人命救助を必要とする消防活動等が発生した場合に、乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、甲の管理する公共土木施設・農林水産施設(以下「公共施設」という。)における災害時の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)及び火災防ぎょ又は人命救助活動における消防活動の支援(以下「消防活動」という。)を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

(対象となる災害及び消防活動)

第２条　この協定の対象となる災害及び消防活動は、次のとおりとする。

⑴　災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第１項及び同法第 40 条第１項の規定により作成された垂水市地域防災計画書に基づき、垂水市災害対策本部が設置された場合

⑵　その他前号と同程度の災害で乙の協力が必要と認めた場合

⑶　大規模な火災発生時に、緊急に水利の確保が必要と判断した場合

⑷　事故現場等で人命救助に重機が必要と判断した場合

⑸　その他、甲が必要と認める災害及び消防活動

(応急対策業務及び消防活動の内容)

第３条　甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務及び消防活動は、次のとおりとする。

⑴　公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

⑵　公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧

⑶　消火栓または防火水槽のない場所での火災発生時における水槽車の応援

⑷　事故車両等の撤去または移動に必要なクレーン等の応援

(協力要請)

第４条　甲は、前条の応急対策業務及び消防活動を実施する必要があると認めたときは、乙に対して文書により協力を要請することができる。ただし、文書による要請が間に合わない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、前項のようせいがあったときは、甲に協力するものとする。

(協力体制の整備)

第５条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめその協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

２　乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務及び消防活動の支援を行うものとする。

(業務の報告)

第６条　乙は、応急対策業務及び消防活動を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第７条　第３条に規定する応急対策業務及び消防活動の実施に要した経費のうち、⑵、⑶、⑷については、甲が負担し、⑴については甲は負担しないものとする。

(協力の効力)

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協力終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第９条　この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 30 年 10 月 17 日　　(記名押印略)

34　「道の駅」たるみずはまびらの防災機能利用に関する基本協定書（大隅河川国道事務所）

「道の駅」たるみずはまびらの防災機能利用に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所（以下「甲」という。）と「道の駅」たるみずはまびらの設置者である垂水市（以下「乙」という。）とは、「道の駅」たるみずはまびらの防災機能利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害対策基本法に基づく国の防災業務計画や、垂水市の地域防災計画に定める災害応急対策等において、「道の駅」たるみずはまびらにおける防災機能の円滑な相互利用について、必要な事項を定めるものとする。
（防災利用する内容）
第２条　甲及び乙は、災害が発生し、当該「道の駅」において次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）が必要になった時は、相互間における要請に基づき、所有区分にかかわらず利用することができるものとする。
⑴　避難施設の提供
⑵　救護物資の提供及び保管
⑶　救護物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
⑷　防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
⑸　道路情報、被災情報等の発信
⑹　広域避難における中継・休憩施設の提供
⑺　その他、甲又は乙が必要と認める業務
（費用の負担）
第３条　甲及び乙が行う防災利用に要する費用については、自らが負担するものとする。
（要請の手続き）
第４条　甲が乙に、乙が甲に第２条の防災利用を要請する場合は、相互に要請の連絡を行うものとする。
（関係者の責務）
第５条 甲及び乙は、防災利用を円滑に実施できるよう相互に情報の提供を行うものとする。
２　甲又は乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。
（協定の有効期間）
第７条　この協定は、甲及び乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成 30 年 11 月 22 日　　（記名押印略）

35　災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書(鹿児島県)

災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書

鹿児島県(以下「甲」という。)と一般社団法人鹿児島県ＬＰガス協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の原因による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、ＬＰガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者に対して行なうＬＰガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この協定において「ＬＰガス供給等」とは、災害時における避難所及び避難場所(以下「避難所等」といい、仮設住宅を含まない。)に、ＬＰガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等(以下「ＬＰガス設備」という。)を運搬、設置及び点検してＬＰガスを供給することをいう。

(協力要請)

第３条　甲は、災害時において、市町村からの支援要請に基づき、避難所等へのＬＰガスの供給が必要であると認めるときは、乙に対して、ＬＰガス供給等について協力を要請することができる。

２　前項に規定する市町村が甲に対して行なう支援要請については様式１により、甲が乙に対して行なう要請については様式２により行なうものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請した上で、速やかに提出するものとする。

(協力実施)

第４条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、優先的なＬＰガス供給等に協力するものとする。

(ＬＰガス設備の設置・保安業務)

第５条　ＬＰガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。

２　ＬＰガス設備の設置場所は甲が指定するものとし、乙は、ＬＰガス設備の設置及び点検が終了したときは、速やかに様式３により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第６条　ＬＰガス供給等に係る費用は、乙の負担とする。

(平常時の情報交換)

第７条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガス供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書を持って協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 30 年 12 月 14 日　　(記名押印略)

（様式１）

年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

市町村長

ＬＰガス供給の支援要請について

ＬＰガスの供給について、「災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書」第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

災害の種別	地震　　風水害　　その他（　　）	
搬　送　先 ※建物名称 ※所在地等		
品目・数量		
引　渡　希　望 日　　時	月　　日 時　　分	月　　日 時　　分
現場責任者 （施設管理者）	所属 職・氏名 電話	所属 職・氏名 電話
備　　考		
市　町　村 担　当　者	所属 職・氏名 電話	

※　搬送先が３カ所以上の場合は、「別紙のとおり」として必要事項を記載した別紙一覧を添付することも可。

（様式２）

年　　月　　日

一般社団法人鹿児島県ＬＰガス協会長　殿

鹿児島県知事

ＬＰガス供給の協力要請について

ＬＰガスの供給について、「災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書」第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の種別	地震　　風水害　　その他（　　）	
市町村からの要請日時		
搬　送　先 ※建物名称 ※所在地等		
品目・数量		
引　渡　希　望 日　　時	月　　日 時　　分	月　　日 時　　分
現場責任者 （施設管理者）	所属 職・氏名 電話	所属 職・氏名 電話
備　　考		
県担当者	所属 職・氏名 電話	

※　搬送先が３カ所以上の場合は、「別紙のとおり」として必要事項を記載した別紙一覧を添付することも可。

（様式３）

年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

一般社団法人鹿児島県ＬＰガス協会長

ＬＰガス設備の設置・点検終了報告について

年　　月　　日付けで要請のあったＬＰガスの供給について、ＬＰガス設備の設置及び点検が終了しましたので、「災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書」第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要請日時		
搬送先 ※建物名称 ※所在地等		
品目・数量		
引渡日時	月　　日 時　　分	月　　日 時　　分
設置の結果	良　　否	良　　否
点検の結果	良　　否	良　　否
備　　考		

※　供給設備及び消費設備の写真を添付すること。

※　搬送先が３カ所以上の場合は、「別紙のとおり」として必要事項を記載した別紙一覧を添付することも可。

36　鹿児島県内消防相互応援協定(鹿児島県内消防)

鹿児島県内消防相互応援協定の締結について

鹿児島県内の市町村及び消防の一部事務組合が平成18年10月25日付で締結した鹿児島県内消防相互応援協定を廃止し、新たに以下の協定を締結する。

鹿児島県内消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

（ブロック区分及び代表消防本部等）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

２　県内を５ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。

３　代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれを代行する消防本部を選任するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

⑴　高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの

⑵　大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害

⑶　石油コンビナート指定地域災害

⑷　航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの

⑸　その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

（県への通報等）

第４条　前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

（応援隊の登録）

第５条　各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては２以上の市町村等が合同して１の応援隊を登録することができるものとする。

（応援要請）

第６条　この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第３条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じた場合に行うものとする。

⑴　災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎょが著しく困難であるとき。

⑵　災害を防ぎょするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

（応援要請の種別）

第７条　応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

⑴　第１要請　隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第２条第２項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請

⑵　第２要請　第１要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第１要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

（応援要請の方法）

第８条　応援要請は、原則として第１要請、第２要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長資が、第１要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第２要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。

ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第２要請を行うことができるものとする。

２　第２要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

３　応援要請を行う場合は、次に揚げる事項を明確にしなければならないものとする。

⑴　災害の種別、発生場所及び災害の状況

⑵　応援隊の人員、車両、資機材の数量等

⑶　応援隊の集結場所及び活動内容

⑷　災害現場の最高指揮者の職及び氏名

⑸　使用無線系統

⑹　その他必要な事項

４　要請側市町村等の長が応援要請を行った場合は、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第９条　応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

２　応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに第１要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第２要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

３　応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

４　代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

５　前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援の中断）

第10条　　応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

２　先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第11条　応援隊は、法第４７条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）
第 12 条　応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。
⑴　応援側市町村等の負担する費用
ア　受援地において機械器具を破損した場合の修理費
イ　応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
ウ　応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
エ　消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用
⑵　要請側市町村等の負担する費用
ア　応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
イ　応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
ウ　応援隊が受援地において補給した消耗品の費用
⑶　応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用
ア　応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
イ　応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
ウ　協定に定めのない経費
２　応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。
（航空消防応援）
第13条　この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運行管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。
（協定の効力）
第14条　この協定は、平成30年12月20日からその効力を生じるものとする。
（改廃）
第15条　この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。
（委任）
第16条　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

平成30年12月20日　　（記名押印 略）

37　災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書(株式会社藤川)

災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と株式会社藤川（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、災害時等に甲が乙に対してバスによる緊急輸送等の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。
（協力の要請）
第２条　甲は、災害時等において、次条に掲げる業務並びに第１１条に掲げる支援を実施するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第１号）で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
２　前項に規定する協力要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。
３　乙は、第１項の規定により甲から協力要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。
（業務の内容）
第３条　本協定書により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
(1) 被災者（滞留者を含む。）及び救援等の輸送業務
(2) その他甲が必要とするバスによる支援業務
（業務の報告）
第４条　乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書（様式第２号）で甲に報告するものとする。
（費用の負担）
第５条　第２条第１項の規定により乙が実施した業務に要した経費等については、甲が負担するものとし、その費用は通常の実費として甲乙が協議して定めるものとする。
（費用の請求及び支払）
第６条　乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（事故等）
第７条　乙は、提供したバスが故障その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替バスを手配して、運行の継続に努めるものとする。
２　乙は、第３条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。
（補償）
第８条　第３条の業務並びに第 11 条の支援を実施した場合において、その業務並びに支援に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働者災害保険に関わる関係法令に定めるところによるものとする。
（資料の提供）
第９条　乙は、保有バス台数等の資料を毎年１回甲に提出するものとする。
（緊急連絡表の提出）
第１０条　甲及び乙は、協定書成立の日及び毎年４月１日現在の緊急時連絡表（様式第３号）を作成し、相互に交換するものとする。
２ 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。
（近隣市への支援）
第１１条　災害時等において、甲が桜島火山活動対策協議会及び錦江湾奥会議の構成市への支援に伴い、バスによる緊急輸送等の協力が必要な場合は、乙は可能な範囲でこれに協力するものとする。

（協議）
第１２条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　この協定書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

以上、この協定書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 30 年 12 月 21 日　（記名押印略）

様式第１号（第２条関係）

バスによる輸送等の業務への協力要請書

年　　月　　日

様

垂水市長　　印

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書第２条第１項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	（自）　　月　　日 （至）　　月　　日	から まで	

２　その他甲が必要とするバスによる支援業務

業務内容	支援期間	備考（業務内容の詳細）
	（自）　　月　　日 （至）　　月　　日	

様式第２号（第４条関係）

バスによる輸送等の業務への協力報告書

年　　月　　日

垂水市長　殿

報告者

災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書第４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	（自）　　月　　日 （至）　　月　　日	から まで	

２　その他甲が必要とするバスによる支援業務

業務内容	支援期間	備考（業務内容の詳細）
	（自）　　月　　日 （至）　　月　　日	

様式第３号（第１０条関係）

緊急時連絡表

１　垂水市

	担当窓口	昼間	夜間	備考
第１順位		電　話 ＦＡＸ	電　話 ＦＡＸ	
第２順位		電　話 ＦＡＸ	電　話 ＦＡＸ	
第３順位		電　話 ＦＡＸ	電　話 ＦＡＸ	

２　株式会社藤川

	窓口担当	昼間	夜間	備考
第１順位		電　話 ＦＡＸ	電　話 ＦＡＸ	
第２順位		電　話 ＦＡＸ	電　話 ＦＡＸ	
第３順位		電　話 ＦＡＸ	電　話 ＦＡＸ	

38　災害に係る情報発信等に関する協定

垂水市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、垂水市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、垂水市が垂水市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ垂水市の行政機能の低下を軽減させるため、垂水市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、垂水市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

⑴　ヤフーが、垂水市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、垂水市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

⑵　垂水市が、垂水市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑶　垂水市が、垂水市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑷　垂水市が、災害発生時の垂水市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑸　垂水市が、垂水市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑹　垂水市が、垂水市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　垂水市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、垂水市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく垂水市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、垂水市から提供を受ける情報について、垂水市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、垂水市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、垂水市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和元年１１月２７日　（記名押印　略）

39　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

垂水市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉用具等物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、垂水市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が垂水市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第５条　甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）

第６条　甲の乙に対する要請手続きは、福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第７条　福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第８条　福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）

第９条　福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）

第 10 条　甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料及び車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（配慮事項）

第 11 条　甲は、乙に第３条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入

制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（損害の負担）

第 12 条　本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第 13 条　第３条及び第９条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

３　甲は、前２項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（情報連絡体制の確認）

第 14 条　甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月 30 日までに同月１日の担当者を文書で報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第 15 条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

⑴　甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

⑵　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）

第 16 条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）

第 17 条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和元年１２月２０日　（記名押印　略）

別表（第５条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品等

別記様式(第６条関係)

要請 No

福祉用具等物資供給要請書

年　　月　　日

一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　　様

垂水市長　　印

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第６条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1　緊急に物資供給の必要が生じた理由

2　供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3　引渡し場所

4　連絡先

40　災害時における移動店舗車による電力の供給に関する協定書

鹿児島県垂水市(以下「甲」という。)と鹿児島興業信用組合（以下「乙」という。)は、災害時における移動店舗車による電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、垂水市内（以下「災害等発生地区」という。）において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に甲の要請に応じ、乙が保有する発電機搭載の移動店舗車より電力を供給すること（以下「電力の供給」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害等による停電発生時に、乙に対し電力の供給を要請することができる。

（要請手続）

第３条　前条による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（要請範囲）

第４条　甲が乙に提供を要請する範囲は、乙が保有する発電機（５ＫＶＡ×１機）搭載の移動店舗車で発電した電力の供給とする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、次の順位に基づき可能な限り協力するものとする。ただし、優先する災害等発生地区は南大隅町内、垂水市内の順位とする。

⑴　第一順位　災害等発生地区における金融インフラの提供

⑵　第二順位　災害等発生地区における金融インフラの提供及び電力の供給

⑶　第三順位　災害等発生地区における電力の供給

（費用の負担）

第５条　甲の要請に基づいて乙が行った電力の供給に関わる費用については、乙が負担するものとする。

（設置）

第６条　電力の供給のための移動店舗車の停車場所等については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、乙は必要な職員を派遣するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、期間満了から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項については、その都度甲乙協議し決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

令和元年１２月２０日　（記名押印　略）

41　防災パートナーシップに関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。
（緊急時の放送の要請）
第２条　甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話又は電子メール、ファックス等により、テレビやラジオによる防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ・ラジオでの速やかな放送に努める。
（データ放送及びアプリによる災害時の情報発信）
第３条　甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時又は災害が発生するおそれのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビ及びラジオ、並びにホームページ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて当該エリアに通知し、地域住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。
（平常時の連携）
第４条　甲及び乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。
２　甲は、地域の小中高校生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。
（連絡担当者）
第５条　甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。
２　甲及び乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。
（協定の期間）
第６条　この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。
（協議事項）
第７条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和２年11月26日　　（記名押印　略）

42　災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の行政区域内（以下「管内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「処理等」という。）の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害廃棄物について、その処理等が特に必要と判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第４条　乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車輌、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

⑵　再利用及び再資源化に留意し、その分別に努めること。

３　乙は、前２項の規定にかかわらず、垂水市域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、鹿児島県と乙が平成 21 年 5 月 26 日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第 3 条の要請を優先するものとする。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、管内の被災及び復旧の状況等について、乙に必要な情報提供をするものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況について、甲に情報提供をするものとする。

（協力要請の手続き）

第６条　甲は、協力を要請する場合は、次の事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

⑴　対象地区名

⑵　処理すべき災害廃棄物の種類及び量

⑶　収集運搬車の台数等

⑷　協力希望日時

⑸　収集及び処分の場所

⑹　その他必要な事項

（実施報告）

第７条　乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲に報告するものとする。

⑴　対象地区名

⑵　処理した災害廃棄物の種類及び量

⑶　収集運搬車の台数等

⑷　実施日時
⑸　収集及び処分の場所
⑹　その他必要な事項

（費用等）

第８条　第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第９条　乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態になった場合は、それを補償する。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては垂水市生活環境課、乙においては一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会事務局とする。

（協会員の状況等の報告）

第１１条　乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況について、毎年５月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協議）

第１２条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

（適用）

第１３条　この協定は、令和３年１月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各１通を保有する。

令和３年１月29日　　（記名押印　略）

43　災害時の看護支援活動に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県看護協会（以下「乙」という。）は，災害時における看護支援活動の協力に関し，以下のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は，鹿児島県地域防災計画に基づき，災害時に甲が行う看護支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（看護支援班の派遣）

第２条 甲は，災害時に乙に対し，主に災害支援ナースからなる看護支援班の派遣を要請できるものとする。

２ 乙は，災害時に看護支援班を編成し，甲の指定した場所に，速やかに派遣するものとする。

（看護支援班の業務）

第３条 看護支援班の業務は次のとおりとする。

⑴ 救護所等における傷病者に対する応急処置及び看護業務

⑵ 避難所等における住民の健康相談及び健康管理業務

⑶ 被災住民に対する戸別訪問による健康相談業務

⑷ その他甲と乙双方が必要と認めた業務

（看護支援班に対する指揮等）

第４条 看護支援班に対する指揮命令及び支援活動に係る連絡調整は，甲の指定するものが行うものとする。

（体制整備）

第５条 乙は，災害時に迅速な対応がとれるよう，組織内の連絡，派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第６条 甲及び乙は，災害時対応等について平常時から必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第７条 甲及び乙は，災害時に備えた訓練を実施し，災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用弁償等）

第８条 甲の要請に基づき，乙が支援活動を実施した場合に要する次の経費は，甲が負担するものとする。

⑴ 看護支援班の編成及び派遣に要する費用

⑵ 看護支援班が支援活動に従事する際に使用する資機材にかかる実費

⑶ 看護支援班員が支援活動において負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合の扶助金

⑷ 前各号に該当しない費用であって，この協定実施のために要したもの

（細目）

第９条 この協定に定めるもののほか，この協定の実施に必要な事項は別に定める。

（協議）

第 10 条 この協定に定めがない事項については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は，協定の締結の日から起算して１年とする。

ただし，この協定の有効期間満了１か月前までに，甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は，有効期間満了の日の翌日から起算して１年間にこの協定は延長されるものとし，以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため，本書 2 通を作成し，甲乙記名押印の上，各自 1 通を所有する。

なお，鹿児島県と公益社団法人鹿児島県看護協会が平成２６年３月２８日に締結した「災害時の健康相談等の支援活動に関する協定」については，本協定の締結をもって廃止する。

令和５年３月１４日　（記名押印　略）

44　災害時における給電車両等の貸与について

令和５年 12 月 20 日

市町村防災担当課長 殿

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長

鹿児島県オールトヨタとの包括連携協定に基づく災害時における給電車両等の貸与について（通知）

本県の防災行政の推進につきましては，日頃から格別の御協力を賜り，感謝申し上げます。

さて，県では，令和元年 10 月２日付けで締結した「鹿児島県と鹿児島県オールトヨタとの地域の一層の活性化及び県民サービスの向上に向けた包括連携協定」に基づき，災害時における給電車両等の貸与に関する実施要領を策定（令和５年 12 月 15 日付）しました。

本要領につきましては，県内の市町村から要請があった場合も支援の対象となることから，市町村が支援を受ける際の取扱いについてお知らせします。

記

１　実施要領内容

災害発生時に県からの要請を受け，鹿児島県オールトヨタが保有する給電車両等を貸与。県内市町村についても，県を通じて要請することで貸与を受けることができるもの。（別添実施要領参照）

２　市町村が支援を受ける際の取扱いについて

別紙のとおり

【問合せ先】
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町 10 番１号
鹿児島県危機管理防災局危機管理課 和田
ＴＥＬ：099-286-2256
E-mail：kikikei@pref.kagoshima.lg.jp

別　紙

市町村が支援を受ける場合の取扱いについて

1　貸与の要請
　県に対し電話等により要請（事後，速やかに書面を提出）
2　引渡・返却場所
　県本土
　※ 鹿児島県オールトヨタが運搬するのは，県本土のみ
3　使用場所
　鹿児島県内
4　使用期間
　１週間程度
　（引渡日から起算。使用期間を変更する必要がある場合は，県に連絡）
5　費用負担
・　給電車両等の使用については，無償
・　貸与期間中の給電車両等に係る費用（電気代，燃料代，その他消耗品等に係る費用をいう。）については，使用する市町村が負担
・　貸与される給電車両等を離島で使用する場合等，引渡後の車両運搬に係る費用については，使用する市町村が負担
6　補償
　使用した市町村の責めに帰すべき事故により，第三者に与えた物的又は人的損害，もしくは給電車両等に生じた損害については，使用した市町村が補償責任を負う
7　保険
　保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は，使用した市町村が負担
8　県への連絡
　使用期間中，以下の場合は，速やかに県に連絡することとする。
・　事故が発生した場合
・　故意又は何らかの原因により給電車両等を使用できなくなった場合
・　貸与された給電車両等の使用状況に関する情報を求められた場合
・　給電車両等に不調が生じた場合等，災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合

災害時における給電車両等の貸与に関する実施要領

令和元年１０月２日付けで締結した「鹿児島県と鹿児島県オールトヨタ（※）との地域の一層の活性化及び県民サービスの向上に向けた包括連携協定書」第２条に基づき，鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島トヨタ自動車株式会社，鹿児島トヨペット株式会社，トヨタカローラ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ南九州株式会社，　株式会社トヨタレンタリース鹿児島及びトヨタモビリティパーツ株式会社鹿児島支社（以下「乙」という。）は，災害時における給電車両等の貸与に関し，次のとおり必要な事項を実施要領として定めるものとする。

※ 鹿児島県オールトヨタ： 鹿児島県内トヨタ販売店5 社，　トヨタレンタリース店1 社，トヨタモビリティパーツ鹿児島支社1 社の総称

（目的）

第１条　本要領は，鹿児島県内において風水害，地震等による災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において，甲及び乙が相互に連携し，円滑な災害応急対策を実施することを目的として，給電車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに，平時においても給電車両の災害時における有用性を広く県民に周知し，甲及び乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（貸与可能な車両の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する給電車両等は，次に掲げるものとする。

⑴　燃料電池自動車

⑵　二次電池式電気自動車

⑶　プラグインハイブリッド自動車

⑷　ハイブリッド自動車

⑸　前四号に掲げるもののほか，自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条 甲は，災害時における応急対策のため，乙が保有する給電車両等（第2　条に規定する給電車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（鹿児島県内の市町村から要請があった場合を含む。）は，乙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において，当該要請を受けた乙は，乙が貸与することが可能な給電車両等を確認し，当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

２　前項に規定する連絡を受けた後，甲は，乙に対し，給電車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　乙は，前項の規定により要請があったときは，危険性を考慮し，業務に支障を来たさない範囲で，乙が保有する給電車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（給電車両等の引渡し等）

第４条　乙が貸与する給電車両等の引渡し場所（鹿児島県本土内に限る），運搬経路は，甲が状況に応じ指定するものとし，引渡し場所までの給電車両等の運搬は，乙が行うものとする。

２　甲は，当該場所に職員を派遣し，給電車両等を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は，前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

４　乙は，給電車両等の引渡しが終了した後，速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し，甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　給電車両等の貸与期間は，給電車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし，貸与期間を変更する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定するものとする。

（給電車両等の返却）
第６条　乙が甲又は甲の指定する市町村に貸与した給電車両等の返却時期及び返却場所については，甲又は甲の指定する市町村及び乙が協議の上，決定するものとする。
（費用負担）
第７条　本要領に基づく第２条に記載の給電車両等の貸与については，無償とする。
ただし，貸与期間中の給電車両等に係る費用(燃料代，その他消耗品等に係る費用をいう。)については，甲又は甲の指定する市町村が負担するものとする。
２　貸与時点において，給電車両等に充電されている電力及び燃料は，乙が無償で提供するものとする。
３　第１項の費用は，災害発生前の平常時において通常取引されている価格を基本とし，甲乙協議の上，決定するものとする。
（補償）
第８条　貸与期間中に生じた給電車両等による損害の補償については，次のとおりとする。
⑴　甲又は甲の指定する市町村の責めに帰すべき事故により，第三者に与えた物的損害又は人的損害，もしくは給電車両等に生じた損害については，甲又は甲の指定する市町村が補償責任を負うものとする。ただし，当該帰責事由が不明な場合は，甲又は甲の指定する市町村及び乙が協議の上，その賠償に当たるものとする。
⑵　自動車保険が適用される場合は，次条の規定により取り扱うものとする。
（保険について）
第９条　乙は，給電車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし，甲又は甲の指定する市町村は，貸与期間中に事故が発生した場合は，速やかに乙へその旨を連絡し，乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は，原則甲又は甲の指定する市町村が負担するものとする。
（費用の支払）
第10条　甲又は甲の指定する市町村及び乙は，本要領に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は，速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。
なお，第３条第１項に規定する市町村からの要請に基づく給電車両等の貸与に係る費用については，当該市町村から乙に支払うものとする。
（使用上の留意事項）
第11条　甲又は甲の指定する市町村は，貸与を受けた給電車両等を次のとおり使用するものとする。
⑴　乙が指示する使用の条件を遵守し，できるだけ安全な場所で使用する。
⑵　原則として，鹿児島県内で使用する。
⑶　故障又は何らかの原因により給電車両等を使用できなくなったときは，第14条第３項の規定により，乙に速やかに連絡する。
（給電車両等の管理）
第12条　甲又は甲の指定する市町村は，第4 条に定める引渡しから第6 条に定める返却時まで，貸与された給電車両等の使用者，使用場所，使用状況の把握に努めるものとする。
（連絡責任者）
第13条　甲及び乙は，本要領に関する連絡責任者を事前に定め，報告書（様式３）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。
（給電車両等の情報提供）
第14条　乙は，甲から求められた場合は，災害時に電力供給が可能な給電車両等の情報を甲に提供するものとする。

２　甲は，乙から求められた場合は，貸与された給電車両等の使用状況に関する情報を，乙に提供するものとする。

３　甲又は甲の指定する市町村は貸与期間中，給電車両等に不調が生じた場合等，災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には，速やかに乙に連絡し，甲又は甲の指定する市町村及び乙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第15条　甲及び乙は，平時においても給電車両の災害時における有用性を広く県民に周知し，理解を醸成していくことに努めるものとする。

２　乙は，本要領に基づく協力体制が円滑に行われるよう，必要に応じて，甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は，原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第16　条 激甚な天変地異，戦争・内乱・暴動，法令の改廃・制定，公権力による命令・処分，労働争議，輸送機関・通信回線の事故，交通の途絶，施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による本要領の全部または一部の履行遅滞，履行不能または不完全履行については，当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第17条　本要領に定めのない事項又はこの協定の実施に疑義が生じた事項は，甲乙協議の上，定めるものとする。

（有効期間）

第18条　本要領の有効期間は，施行の日から起算して１年間とする。ただし，この要領の有効期間満了の日の１月前までに，甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない限り，有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし，以後も同様とする。

附 則

この要領は，令和５年 12 月 15 日から施行する。

（様式１号）

年　月　日

災害時における給電車両等の貸与要請書（案）

鹿児島県知事

災害時における給電車両等の貸与に関する鹿児島県と鹿児島トヨタ自動車株式会社，鹿児島トヨペット株式会社，トヨタカローラ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ南九州株式会社，株式会社トヨタレンタリース鹿児島及びトヨタ部品鹿児島共販株式会社との実施要領第３条第２項の規定に基づき，次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年　月　日　時　分
貸与要請理由	
給電車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年　月　日　～　年　月　日
その他必要な事項	

（様式２号）

年　月　日

災害時における給電車両等の貸与報告書（案）

鹿児島県知事

災害時における給電車両等の貸与に関する鹿児島県と鹿児島トヨタ自動車株式会社，鹿児島トヨペット株式会社，トヨタカローラ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ南九州株式会社，株式会社トヨタレンタリース鹿児島及びトヨタ部品鹿児島共販株式会社との実施要領第４条第２項の規定に基づき，次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
給電車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年　月　日　～　年　月　日
その他必要な事項	

（様式３号）

年　月　日

連絡担当部署報告書（案）

鹿児島県知事

災害時における給電車両等の貸与に関する鹿児島県と鹿児島トヨタ自動車株式会社，鹿児島トヨペット株式会社，トヨタカローラ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ鹿児島株式会社，ネッツトヨタ南九州株式会社，株式会社トヨタレンタリース鹿児島及びトヨタ部品鹿児島共販株式会社との実施要領第13条の規定に基づき，次の通り報告します。

（　　年　　月　　日現在）

第一順位 部署 氏名 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

45　垂水市と日本郵便株式会社の連携協定に関する包括連携協定書

垂水市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と垂水市内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項等）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という。）について連携し、業務に支障の無い範囲で協力する。

⑴　安心・安全な暮らしの実現に関すること

⑵　地域経済活性化に関すること

⑶　未来を担う子どもの育成に関すること

⑷　その他、地方創生に関すること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第４条　甲及び乙は、連携事項による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

ただし、連携事項による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

（期間）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第２条第２項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第７条　甲及び乙は相手方に対し、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

２　甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

⑴　脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

⑵　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

⑶　その他前各号に類似する行為

３　甲及び乙は、相手方が本条第１項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の解決）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その１通を保有する。

令和６年１月 23 日　（記名押印　略）

別記

事業所名	所在地
大隅垂水郵便局	鹿児島県垂水市栄町 19
新城郵便局	鹿児島県垂水市新城 1
柊原郵便局	鹿児島県垂水市柊原 722
水之上郵便局	鹿児島県垂水市本城 660-5
海潟郵便局	鹿児島県垂水市海潟 566-1
牛根郵便局	鹿児島県垂水市二川 637-13
牛根境郵便局	鹿児島県垂水市牛根境 1309-3

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が５０歳を越えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（災害応援市）
第２条　災害応援市は、この要綱の趣旨に賛同した会員市とする。

（連絡担当部局）
第３条　会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

（連絡）
第４条　被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。
２　会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知するものとする。

（応援の種類）
第５条　応援の種類は、次のとおりとする。
(1)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　救護及び救助活動に必要な車両等の提供
(3)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(4)　被災者を一時収容するための施設の提供
(5)　被災児童、生徒等の一時受入れ
(6)　救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(7)　ボランティアのあっせん
(8)　前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

（応援要請の手続）
第６条　応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。
(1)　被災の状況
(2)　前条第１号から第４号までの応援に要する品名、規格、数量等
(3)　前条第５号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
(4)　前条第６号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
(5)　応援を受ける場所及びその経路
(6)　応援を受ける期間
(7)　前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

（応援体制）
第７条　会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。
(1)　第１次体制　同一都道府県内の会員市
(2)　第２次体制　別に定めるブロック別都道府県内の会員市
(3)　第３次体制　全会員市

（実施）
第８条　会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、極力これに応じ、救護に努めるものとする。
２　応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

（緊急応援活動の実施）
第９条　会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第７条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市が負担するものとする。

（災害補償等）
第 11 条　第５条、第６条の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。
２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

（資料等情報の交換）
第 12 条　会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（補則）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。
２　第１条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附則
この要綱は，平成７年 10 月 27 日から施行する。
附則
この要綱は，平成 11 年 11 月５日から施行する。
附則
この要綱は，平成 17 年６月７日から施行する。

様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

全国青年市長会会長様

市
市　長

災害発生による応援要請について

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱第６条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項　　目	内　　容
1　被害状況	
2　応援種類及び内容	
3　応援を要する職種別人員	
4　応援場所及び到達経路	
5　応援を受ける期間	
6　その他応援に必要な事項	

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

（趣旨）
第１条　この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）
第２条　要綱第３条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（ブロック別都道府県）
第３条　要綱第７条第２号に規定するブロック別都道府県は、別表第２のとおりとする。

（応援）
第４条　派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。
２　派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
３　被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舎のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。
４　応援を要請する被災会員市が要綱第５条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

（経費の額の算出）
第５条　要綱第１０条に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。
２　職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。
３　備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。
４　車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

（経費の請求方法）
第６条　応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。
２　前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附則
この実施要領は、平成７年 10 月 27 日から施行する。

別表第２（第３条関係）

ブロック別都道府県

ブロック別	都道府県
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

九州地方整備局　大隅河川国道事務所応援対策支部・運営要領

第１条　目　的

この要領は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき、他地方整備局及び地方公共団体等への応援が必要となった場合、その円滑な運営を図るため、大隅河川国道事務所応援対策支部（以下「支部」という。）の組織について明確にすることを目的とする。

第２条　応援内容

応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

(1)　所管施設の被害状況の把握
(2)　情報連絡網の構築
(3)　現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
(4)　災害応急措置
(5)　その他必要と認められる事項

第３条　所管施設の被害状況の把握（災害情報支援）

１．CCTV カメラ映像、災害基本情報の配信

CCTV カメラ映像、ヘリコプター映像及び災害基本情報の配信については、「災害警戒本部」、「災害対策本部」が設置された場合、または地震、津波、風水害、火山、道路が発生した際に非常体制が発令された時点で行うものとして、関係機関への災害情報を配信することにより、関係機関における災害対処が適切にされるよう支援を行うこととする。

２．災害情報の配信の対象地域

災害情報の配信の対象地域は、鹿児島県及び事務所管内の全市町村とする。

３．災害情報の配信の開始時期

災害情報の配信時期は、鹿児島県または管内の全市町村において、「災害警戒本部」、「災害対策本部」が設置された場合、または支部長が必要と判断した場合に行う。

災害情報の配信の内容

災害情報の配信の内容は、以下のとおりである。

(1)　道路の災害発生状況及び通行の制限または迂回路等の情報
(2)　河川、ダム、砂防、海岸施設等の災害発生状況に関する情報
(3)　港湾の災害発生状況に関する情報
(4)　人的被害及び建造物被害の発生情報に関する情報
(5)　CCTV カメラ映像、ヘリコプター映像情報
(6)　その他、双方が必要と判断された情報

４．災害情報配信の手段

災害情報の配信手段は、NTT 回線（電話、FAX 及びインターネット）、国土交通省移動通信システム（ｋ-cosmos）並びに光専用回線による双方通信が可能な手段によるものとする。

第４条　情報連絡網の構築

災害発生後は、電話回線の途絶、基地局の被災等により、携帯電話、メール、インターネット等が利用できないことが考えられる。「大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく応援要請があった場合、または支部長が必要と判断した場合は、衛星通信回線、マイクロ回線、光専用回線等による情報連絡網の構築を行うものとする。

第５条　現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

１．リエゾン派遣の基準及び派遣場所

(1)　リエゾン派遣の基準

1)　　リエゾン派遣の実施

鹿児島県または関係自治体から「大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく応援

要請があった場合、または支部長が必要と判断した場合にリエゾンを派遣することとする。なお、派遣員の交代は、支部長の判断により、適宜、行うものとする。

2)　リエゾン派遣の解除

リエゾン派遣の解除は、鹿児島県または関係自治体が「災害警戒本部」または「災害対策本部」を解除した場合、または、支部長が解除を命じた場合とする。

(2)　派遣場所

上記の派遣基準を満たした場合、支部長は派遣員を鹿児島県または関係自治体の「災害警戒本部」、または「災害対策本部」に派遣を行う。

２．リエゾン派遣員

(1)　リエゾン派遣員

リエゾン派遣員は、原則、広域支援（リエゾン）班の職員をもって構成する。

なお、支部長が必要と判断した場合には、適宜、追加任命ができるものとする。

(2)　業務内容等

派遣員は、円滑かつ迅速に、鹿児島県内（全域）における施設被害や一般被害等の災害情報の収集を行うと共に、適宜、支部に対して、迅速かつ的確な情報報告を行うものとする。

また、派遣員は、鹿児島県または関係自治体から支部所有の情報の提供要請などがあった場合、速やかに報告すると共に、出来る限り迅速な情報提供に努めるものとする。

３．連絡責任者

(1)　本業務を円滑に遂行するために、支部内に連絡責任者を置くものとする。なお、連絡責任者は、原則、「課長」とする。

(2)　連絡責任者は、支部内の防災情報を適宜集約すると共に、派遣員に対して、適宜的確な指示及び情報提供を行い、派遣員が円滑かつ迅速な情報収集を行えるようサポートすると共に、連絡員との情報共有化に努めるものとする。

(3)　連絡責任者は、収集した災害情報等を適宜必要に応じて、支部長及び九州地方整備局災害対策本部（以下「整備局」という。）及び以下の他支部連絡責任者へ情報提供するものとする。

◇ 川内川河川事務所　／　調査課長
◇ 鹿児島国道事務所　／　防災情報課長
◇ 鶴田ダム管理所　／　管理係長
◇ 鹿児島営繕事務所　／　調査保全課長
◇ 鹿児島港湾・空港整備事務所　／　企画調整課長
◇ 志布志港湾事務所　／　工務課長

４．その他

(1)　派遣員は、「国土交通省派遣」の腕章を付け、その存在を明確にするものとする。

(2)　派遣員は、関連機材（ｋ-cos、携帯電話、地図等）を持参し、出来る限りの連絡体制を整えるものとする。

他事務所に甚大な被害が発生し、派遣期間が長期間することも想定した備えを行うこと。

なお、保有台数が十分にある情報通信機器（ｋ-cos 等）は予備も含めて持参し、派遣先のニーズに応じて貸与することとする。また、リエゾン派遣員が持参する備品類を別表－１に示す。

(3) この運営要領に定める以外の必要事項は、随時、支部長が定めることができる。

第６条　災害応急措置

鹿児島県または関係自治体の「大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく応援要請があった場合、または支部長が必要と判断した場合は、被害拡大又は、二次災害の防止のための災害応急措置を行うため、九州地方整備局が保有する災害対策用機器及び職員等の派遣を行うものとする。

当事務所が保有する資機材（別表－２）以外については、応援対策本部へ要請を行うものとする。

第７条　その他必要と認められる事項

１．TEC-FORCE の派遣

大規模災害時における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関して、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施する。

２．指揮命令系統

TEC-FORCE の指揮命令系統の指揮命令系統班は別紙－１に示すとおり、本省総括的指揮のもと、本部長指揮による派遣要請に基づき、派遣員を選出するものとする。

３．事前の体制整備

TEC-FORCE の派遣に関する事前の態勢準備として、職員をあらかじめ TEC-FORCE 隊員として指名するなど、人員、資器材の派遣体制及び受入体制を整備し、迅速な活動を実施できようにする。

４．鹿児島県内の協定締結自治体の連絡窓口を別表－３に示す。

大隅河川国道事務所の連絡窓口を別表－４に示す。

自治体と事務所との連絡系統を別紙－２に示す。

別表－１

リエゾン派遣員の携行品

	資器材リスト	備考
1	筆記用具、カメラ	
2	水、食糧	
3	身分証明、腕章	
4	防災服	
5	省　略	
6		
7		
8		
9		
10		
11		

別表－２

大隅河川国道事務所の保有する災害対策用機械機器一覧

（H25.1.1 現在）

	機械・機器リスト	保有台数
1	緊急内水対策車	５台
2	照明車	５台
3	路面清掃車	４台
4	気球空撮装置	１台
5	衛星小型画像伝送装置	２台

別表－３

「大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく鹿児島県内の自治体連絡窓口

	自治体	担当窓口及び連絡先	所在地	窓口事務所
1	鹿児島県庁	担当部署：危機管理防災課 TEL:099-286-2256 TEL(衛星携帯)	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	鹿児島国道事務所 鹿児島港湾・空港整備事務所
2	鹿児島市	担当部署：危機管理課 TEL:099-216-1213 TEL(衛星携帯)	鹿児島市山下町 11 番 1 号	①鹿児島国道事務所 ②鹿児島港湾・空港整備事務所 ③大隅河川国道事務所
	途中省略			
21	垂水市	担当部署：総務課 TEL:0994-32-1097 TEL(衛星携帯)	垂水市上町 114 番地	大隅河川国道事務所
	省　略			

別表－４

「大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく連絡窓口・担当者

	自治体	窓口事務所・担当者	事務所担当部署及び連絡先
1	鹿児島市	大隅河川国道事務所 調査第二課長	担当部署：調査第二課 TEL:0994-65-2994
2	鹿屋市	大隅河川国道事務所 調査第一課長	担当部署：調査第一課 TEL:0994-65-2993
3	垂水市	大隅河川国道事務所 調査第三課長	担当部署：調査第三課 TEL:0994-65-2995
4	曽於市	①大隅河川国道事務所 調査第三課長 ②鹿児島国道事務所 防災情報課長	担当部署：調査第三課 TEL:0994-65-2995

以下省略

別紙－１

TEC-FORCE の派遣及び指揮命令系統（出典：九州地方整備局 HP）

省略する。 なお、必要な場合は、出典元である「九州地方整備局ホームページ」検索のこと

別紙－２

リエゾン派遣、TEC-FORCE 派遣時の事務連絡系統

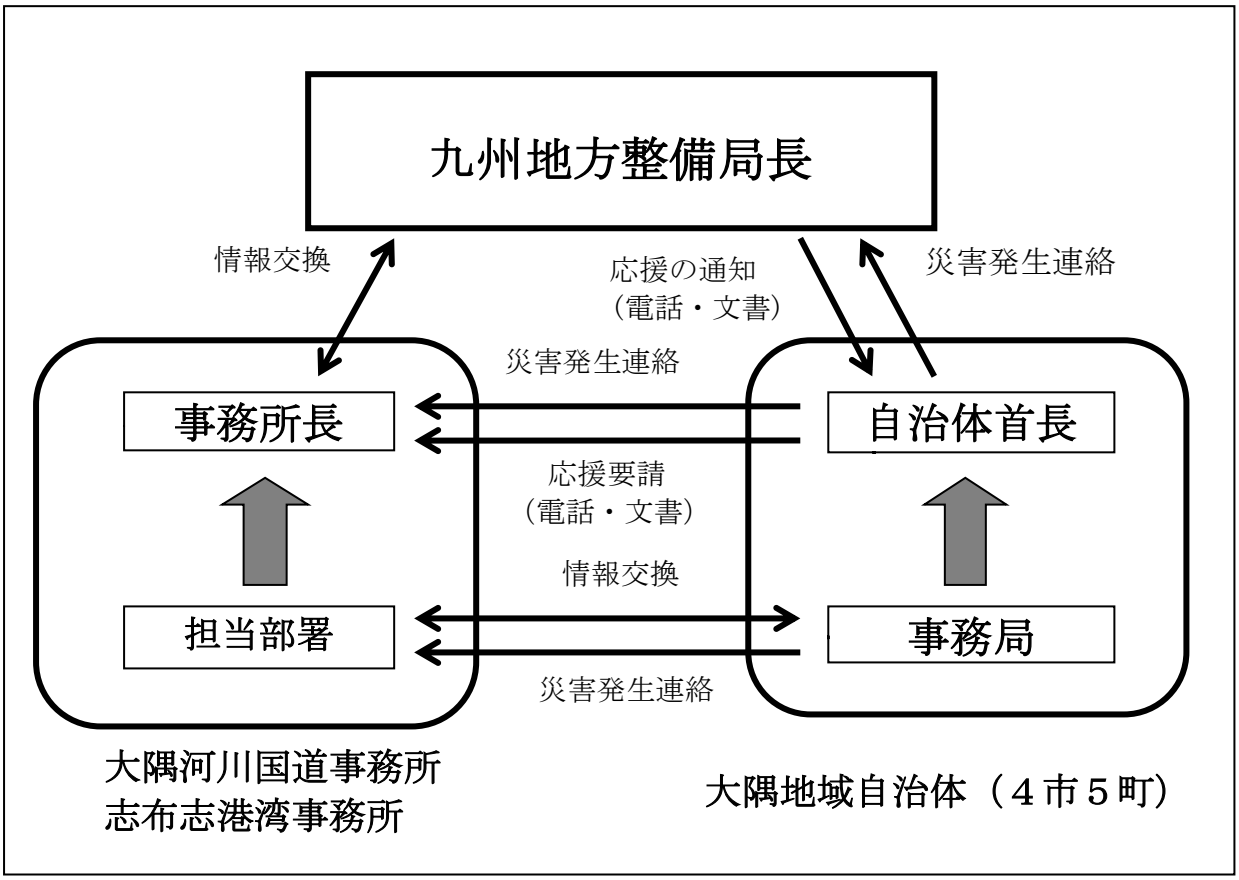

垂水市雨量観測所等

1　垂水市雨量観測所

	施設名称	装備年度	所在地	標高 m	緯度	経度
1	垂水市	平成９年	垂水市上町 114	10	31°29′34″	130°42′04″
2	牛根境	平成２年	垂水市大字牛根境字海平 997-2	260	31°36′56″	130°48′10″
3	二川	平成２年	垂水市大字二川字牧 2526-2	220	31°35′02″	130°47′44″
4	高峠	平成２年	垂水市中俣通山国有林 102 畑 1-小班	578	31°31′01″	130°44′49″
5	小浜	平成２年	垂水市大字海潟字丸尾 2418-10	30	31°32′53″	130°42′26″
6	市木	平成２年	垂水市大字市木堂脇 2642-4	77	31°30′17″	130°43′38″
7	垂桜	平成２年	垂水市大字田神字後平 1228-316	558	31°30′09″	130°46′46″
8	本城	平成２年	垂水市大字本城 1452	79	31°28′28″	130°43′06″
9	新城	平成２年	垂水市大字新城字迫田 3453	6	31°26′18″	130°44′43″

2　垂水市水位観測所

	施設名称	装備年度	所在地	緯度	経度
1	今川原橋	平成９年	垂水市高城 761 地先	31°28′39″	130°43′46″